官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔内閣官房令〕
○国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令及び国家公務員退職手当法附則第十二項、第十四項及び第十六項の規定による退職手当の基本額の特例等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房一〇）　一
〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（総務一二〇）　三
〔法規的告示〕
○電気通信番号計画の一部を変更する件（総務三八六）　一四
○事業用電気通信設備規則の細目を定める件の一部を改正する件（同三八七）　三
○国立公園の公園事業を決定する件（環境四六）　三
○国立公園の公園事業を廃止する件（同四七）　三
○国立公園の公園事業を変更する件（同四八）　三
〔その他告示〕
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一六〇七）　二四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二九
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分関係　七
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　七
会社その他
会社決算公告　八六

内閣官房令

○内閣官房令第十号

防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）の施行に伴い、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第八条の二第九項、附則第十二項、第十四項及び第十六項の規定に基づき、国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令及び国家公務員退職手当法附則第十二項、第十四項及び第十六項の規定による退職手当の基本額の特例等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和八年十月二十二日

内閣総理大臣　高市　早苗

国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令及び国家公務員退職手当法附則第十二項、第十四項及び第十六項の規定による退職手当の基本額の特例等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

（国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令の一部改正）

第一条　国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令（平成二十五年総務省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（内閣総理大臣に対する送付及び報告）	（内閣総理大臣に対する送付及び報告）
第四条　法第八条の二第九項の規定による送付及び報告は、次の各号に掲げる機関（当該機関が所管する行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。）を含む。）ごとに、毎年四月中に、前年度に認定を受けた応募をした職員の数及び当該認定に係る全ての募集実施要項（法第八条の二第二項に規定する募集実施要項をいう。以下同じ。）（同条第五項に規定する必要な方法を周知した場合にあっては、当該方法を含む。）について、別記様式第六により行うものとする。	**第四条**　法第八条の二第九項の規定による送付及び報告は、次の各号に掲げる機関（当該機関が所管する行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。）を含む。）ごとに、毎年四月中に、前年度に認定を受けた応募をした職員の数及び当該認定に係る全ての募集実施要項（法第八条の二第二項に規定する募集実施要項をいう。以下同じ。）（同条第五項に規定する必要な方法を周知した場合にあっては、当該方法を含む。）について、別記様式第六により行うものとする。
〔一～十七　略〕	〔一～十七　同上〕
十八　防災庁	十八　［同上］
十九　［略］	十九　［同上］
二十　［略］	二十　［同上］
二十一　［略］	二十一　［同上］
二十二　［略］	二十二　［同上］
二十三　［略］	二十三　［同上］
二十四　［略］	二十四　［同上］
二十五　［略］	［号を加える。］

二十六　［略］
二十七　［略］
二十八　［略］
二十九　［略］
三十　［略］

附　則

（施行期日）

1　［略］

（経過措置）

2　復興庁が廃止されるまでの間における第四条の規定の適用については、同条中「十八　防災庁」とあるのは、「十八　防災庁
十八の二　復興庁」とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（国家公務員退職手当法附則第十二項、第十四項及び第十六項の規定による退職手当の基本額の特例等に関する内閣官房令の一部改正）

第二条　国家公務員退職手当法附則第十二項、第十四項及び第十六項の規定による退職手当の基本額の特例等に関する内閣官房令（令和四年内閣官房令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第一（第二条関係）	
事務次官（外交領事事務に従事する職員で内閣総理大臣が定めるものを除く。） 外局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第三項の庁に限る。）の長官 会計検査院事務総長 会計検査院事務総局次長 人事院事務総長 内閣衛星情報センター所長 内閣審議官のうち、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）第一条第四項各号に規定するもの 内閣法制次長 内閣府審議官	六十二年

改正前	
別表第一（第二条関係）	
事務次官（外交領事事務に従事する職員で内閣総理大臣が定めるものを除く。） 外局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第三項の庁に限る。）の長官 会計検査院事務総長 会計検査院事務総局次長 人事院事務総長 内閣衛星情報センター所長 内閣審議官のうち、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）第一条第四項各号に規定するもの 内閣法制次長 内閣府審議官	六十二年

二十五　［同上］
二十六　［同上］
二十七　［同上］
二十八　［同上］
二十九　［同上］

附　則

（施行期日）

1　［同上］

（経過措置）

2　復興庁が廃止されるまでの間における第四条の規定の適用については、同条中「十七　デジタル庁」とあるのは、「十七　デジタル庁
十七の二　復興庁」とする。

地方創生推進事務局長 知的財産戦略推進事務局長 科学技術・イノベーション推進事務局長 公正取引委員会事務総長 警察庁長官 警察庁次長 警視総監 カジノ管理委員会事務局長 金融国際審議官 消費者庁長官 こども家庭庁長官 デジタル審議官 総務審議官 外務審議官（外交領事事務に従事する職員で内閣総理大臣が定めるものを除く。） 財務官 文部科学審議官 厚生労働審議官 医務技監 農林水産審議官 経済産業審議官 技監 国土交通審議官 地球環境審議官 原子力規制庁長官 防衛事務次官 防衛審議官 防衛監察監 防衛装備庁長官 防衛技監 国会職員のうち、内閣総理大臣が定めるもの 行政執行法人の職員のうち、内閣総理大臣が定めるもの 給与その他の処遇の状況がこれらに類する者として内閣総理大臣が定めるもの	［略］
	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この内閣官房令は、防災庁設置法の施行の日（令和八年十一月二日）から施行する。

防災監 地方創生推進事務局長 知的財産戦略推進事務局長 科学技術・イノベーション推進事務局長 公正取引委員会事務総長 警察庁長官 警察庁次長 警視総監 カジノ管理委員会事務局長 金融国際審議官 消費者庁長官 こども家庭庁長官 デジタル審議官 総務審議官 外務審議官（外交領事事務に従事する職員で内閣総理大臣が定めるものを除く。） 財務官 文部科学審議官 厚生労働審議官 医務技監 農林水産審議官 経済産業審議官 技監 国土交通審議官 地球環境審議官 原子力規制庁長官 防衛事務次官 防衛審議官 防衛監察監 防衛装備庁長官 防衛技監 国会職員のうち、内閣総理大臣が定めるもの 行政執行法人の職員のうち、内閣総理大臣が定めるもの 給与その他の処遇の状況がこれらに類する者として内閣総理大臣が定めるもの	［同上］
	［同上］

省令

○総務省令第百二十号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第七条第一項、第十条第一項第三号イ、第四十一条第一項から第三項まで及び第五項、第四十二条第三項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）並びに第百七十六条の二並びに日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第二条第五項ただし書の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月二十二日

総務大臣　藤井比早之

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電気通信事業の登録申請）	（電気通信事業の登録申請）
第四条　［略］	**第四条**　［同上］
2　法第十条第一項第三号イに規定する専らその者の設置する電気通信回線設備を用いて提供される第一号基礎的電気通信役務に準ずるものとして総務省令で定めるものは、第十四条第四号及び第五号に掲げる電気通信役務（当該電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備である伝送路設備の一部に他の電気通信事業者が設置する電気通信設備を用いるもの又は卸電気通信役務に該当するものに限る。）とする。	2　法第十条第一項第三号イに規定する専らその者の設置する電気通信回線設備を用いて提供される第一号基礎的電気通信役務に準ずるものとして総務省令で定めるものは、第十四条第四号に掲げる電気通信役務とする。
3　法第十条第一項第三号イの総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種別は、次に掲げるものとする。	3　［同上］
一　第十四条第一号及び第三号から第五号までに掲げる第一号基礎的電気通信役務	一　第十四条第一号、第三号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信役務
［二・三　略］	［二・三　同上］
［4～7　略］	［4～7　同上］
（第一号基礎的電気通信役務の範囲）	（第一号基礎的電気通信役務の範囲）
第十四条　法第七条第一号の総務省令で定める電話に係る電気通信役務は、次に掲げるもの（卸電気通信役務に該当するものを含む。）とする。	**第十四条**　［同上］
［一～二の二　略］	［一～二の二　同上］
三　第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下この号及び第五号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの	三　第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの
イ　インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備（当該設備に係る回線の全ての区間が光信号伝送用であるもの（共同住宅等（一戸建て以外の建物をいう。以下同じ。）内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。）に限る。以下同じ。）のみを用いて提供される電気通信役務（インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るもの（当該電気通信役務がその他の電気通信役務と併せて一の種類の電気通信役務として提供されている場合であつて、当該一の種類の電気通信役務に係る固定端末系伝送路設備の大部分がインターネットプロトコル電話用	イ　［同上］

設備である固定端末系伝送路設備で提供されているときは、当該一の種類の電気通信役務に係るものを含み、それ以外のときは、その種類の電気通信役務に係るものを除く。以下「光電話役務」という。）であつて、次のいずれかに掲げるものに限る。）

(1)　基本料金（利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金（付加的な機能に係るものその他これに類するものを除く。）をいう。以下この(1)、次号イ及び第五号イ、第二十三条の四第二項第十号の四並びに第二十三条の九の五第一項第十二号の二において同じ。）の額（当該光電話役務の契約において、当該光電話役務以外の役務の契約（以下このイにおいて「他の役務契約」という。）が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。）が次のいずれかで提供されるもの

(ｲ)　第一種適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務のうち、住宅用として提供されるもの（施設設置負担金（電気通信事業者が電気通信役務の提供を承諾する際に利用者から交付を受ける金銭をいう。以下このイ及び次号イにおいて同じ。）の支払を要しない契約に係るものを除く。）の基本料金（以下このイ及び第五号イ(1)において「月額住宅用基本料金」という。）の最高額を超えない額

［ﾛ　略］

(2)・(3)　略

［ﾛ　略］

［四　略］

五　モバイル網固定電話（インターネットプロトコル電話用設備及び携帯電話用設備（事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号に規定する携帯電話用設備をいう。以下この号において同じ。）を用いて提供する音声伝送役務（当該携帯電話用設備である端末系伝送路設備の一端を特定の場所に設置される利用者の端末設備又は自営電気通信設備に接続して提供するものに限る。）であつて、次のイ及びロのいずれもが含まれるものをいう。）であつて、次のイ及びロに掲げるもの

イ　携帯電話用設備である端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役務（基本料金の額（当該音声伝送役務の契約において、当該音声伝送役務以外の役務の契約（以下このイにおいて「他の役務契約」という。）が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。）が次のいずれかで提供されるものに限る。）

(1)　当該音声伝送役務のうち、住宅用として提供されるものであつて、月額住宅用基本料金の最高額を超えない額で提供されるもの

(2)　当該音声伝送役務のうち、住宅用として提供されるもの以外のものであつて、第一種適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務のうち事務用として提供されるものの基本料金の最高額を超えない額で提供されるもの

ロ　携帯電話用設備に係る緊急通報（警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの（イに掲げるものを除く。）に限る。）

（第一号基礎的電気通信役務の提供方法等の報告）

第十四条の二　前条第三号から第五号までに掲げる第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者が当該第一号基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二の六により、当該第一号基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域（市町村（特別区を含む。以下この条及び様式第十二の六において同じ。）又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市

(1)　基本料金（利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金（付加的な機能に係るものその他これに類するものを除く。）をいう。以下この(1)、次号イ及び第五号イ、第二十三条の四第二項第十号の四及び第二十三条の九の五第一項第十二号の二において同じ。）の額（当該光電話役務の契約において、当該光電話役務以外の役務の契約（以下「他の役務契約」という。）が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。）が次のいずれかで提供されるもの

(ｲ)　第一種適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務のうち、住宅用として提供されるもの（施設設置負担金（電気通信事業者が電気通信役務の提供を承諾する際に利用者から交付を受ける金銭をいう。以下このイ及び次号イにおいて同じ。）の支払を要しない契約に係るものを除く。）の基本料金（以下「月額住宅用基本料金」という。）の最高額を超えない額

［ﾛ　同上］

(2)・(3)　同上

［ﾛ　同上］

［四　同上］

［新設］

（第一号基礎的電気通信役務の提供方法等の報告）

第十四条の二　前条第三号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者が当該第一号基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二の六により、当該第一号基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域（市町村（特別区を含む。以下この条及び様式第十二の六において同じ。）又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村

町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日の三十日前までに総務大臣に報告するものとする。当該第一号基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

第二十七条の五　法第四十二条第三項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

［一～七　略］

八　法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（モバイル網固定電話用設備（事業用電気通信設備規則第三条第二項第九号に規定するモバイル網固定電話用設備をいう。次号において同じ。）を除く。）　次に掲げる書類

［イ～リ　略］

八の二　法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（モバイル網固定電話用設備に限る。）　次に掲げる書類

イ　第一号に定める書類（同号ソ、ツ及びノに掲げるものを除く。）

ロ　総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ハ　その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第二項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

八の三　［略］

［九～十四　略］

［2　略］

（緊急通報の通信回数）

第四十条の四の二　総務大臣は、各第一種適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ及び第四号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。

［2　略］

様式第４（第４条第７項第２号、第４条の２第３項第２号、第９条第１項第２号、第10条第２項、第60条の２第２号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類	提供する役務
［1～8　略］	
9　ワイヤレス固定電話	
10　モバイル網固定電話	
11～30　［略］	
31　上記１から30までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	

又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日の三十日前までに総務大臣に報告するものとする。当該第一号基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

第二十七条の五　［同上］

［一～七　同上］

八　法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備　次に掲げる書類

［イ～リ　同上］

［新設］

八の二　［同上］

［九～十四　同上］

［2　同上］

（緊急通報の通信回数）

第四十条の四の二　総務大臣は、各第一種適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ及び第四号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。

［2　同上］

様式第４（第４条第７項第２号、第４条の２第３項第２号、第９条第１項第２号、第10条第２項、第60条の２第２号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類	提供する役務
［1～8　同左］	
9　ワイヤレス固定電話	
10～29　［同左］	
30　上記１から29までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	

32　［略］	
33　［略］	
34　［略］	
35　上記１から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

［注１～６　略］

７　「インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）」又は「上記１から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「ＩＸサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。また、法第164条第１項第３号の指定を受けた者にあつては、当該指定に係る電気通信役務について、参考として、具体的なサービス内容を併記すること。

［８・９　略］

様式第５（第５条第１項関係）

［略］

注

１　変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２・３　略］

様式第５の２（第５条第２項第１号関係）

［略］

注１　変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２・３　略］

様式第５の３（第５条第２項第２号関係）

［略］

注１　変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２・３　略］

様式第５の４（第５条第２項第３号関係）

［略］

注１　変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２・３　略］

様式第５の５（第５条第２項第４号関係）

［略］

注１　変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２・３　略］

様式第７（第８条第１項、第９条第９項関係）

［略］

注１　変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２　略］

31　［同左］	
32　［同左］	
33　［同左］	
34　上記１から33までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

［注１～６　同左］

７　「インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）」又は「上記１から33までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「ＩＸサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。また、法第164条第１項第３号の指定を受けた者にあつては、当該指定に係る電気通信役務について、参考として、具体的なサービス内容を併記すること。

［８・９　同左］

様式第５（第５条第１項関係）

［同左］

注

１　変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２・３　同左］

様式第５の２（第５条第２項第１号関係）

［同左］

注１　変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２・３　同左］

様式第５の３（第５条第２項第２号関係）

［同左］

注１　変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２・３　同左］

様式第５の４（第５条第２項第３号関係）

［同左］

注１　変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２・３　同左］

様式第５の５（第５条第２項第４号関係）

［同左］

注１　変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２・３　同左］

様式第７（第８条第１項、第９条第９項関係）

［略］

注１　変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２　同左］

様式第７の２（第８条第２項第１号、第９条第10項第１号関係）

［略］

注１　変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２　略］

様式第７の３（第８条第２項第２号、第９条第10項第２号関係）

［略］

注１　変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２　略］

様式第７の４（第８条第２項第３号、第９条第10項第３号関係）

［略］

注１　変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２　略］

様式第７の５（第８条第２項第４号、第９条第10項第４号関係）

［略］

注１　変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２　略］

様式第９（第９条第５項関係）

［略］

注１　変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２・３　略］

様式第９の２（第９条第６項第１号関係）

［略］

注１　変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２・３　略］

様式第９の３（第９条第６項第１号関係）

［略］

注１　変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２～４　略］

様式第９の４（第９条第６項第２号関係）

［略］

注１　変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２・３　略］

様式第７の２（第８条第２項第１号、第９条第10項第１号関係）

［略］

注１　変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２　同左］

様式第７の３（第８条第２項第２号、第９条第10項第２号関係）

［略］

注１　変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２　同左］

様式第７の４（第８条第２項第３号、第９条第10項第３号関係）

［略］

注１　変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２　同左］

様式第７の５（第８条第２項第４号、第９条第10項第４号関係）

［略］

注１　変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２　同左］

様式第９（第９条第５項関係）

［同左］

注１　変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２・３　同左］

様式第９の２（第９条第６項第１号関係）

［同左］

注１　変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２・３　同左］

様式第９の３（第９条第６項第１号関係）

［同左］

注１　変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２～４　同左］

様式第９の４（第９条第６項第２号関係）

［同左］

注１　変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２・３　同左］

様式第９の５（第９条第６項第２号関係）

［略］

注１　変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２～４　略］

様式第９の６（第９条第６項第３号関係）

［略］

注１　変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２・３　略］

様式第９の７（第９条第６項第４号関係）

［略］

注１　変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２・３　略］

様式第12の６（第14条の２関係）

［略］

電気通信事業法施行規則第14条第３号から第５号までに規定する第一号基礎的電気通信役務の方法、提供を行う区域等について、電気通信事業法第166条第１項及び電気通信事業法施行規則第14条の２の規定により、報告します。

実施期日	
電気通信事業法施行規則第14条第３号から第５号までに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供の方法	
予定している基本料金の額	
提供（変更）を行う区域	
その他参考となる事項	

注１　電気通信事業法施行規則第14条第３号から第５号までに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供の方法ごとに別葉とすること。

［２　略］

３　予定している基本料金の額については、電気通信事業法施行規則第14条第３号から第５号までに規定する第一号基礎的電気通信役務について記載すること。

［４～６　略］

様式第18の５（第25条の５関係）

［略］

注１　「第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類」の項には、様式第４の表の１から35までに掲げる電気通信役務の別を記載すること。

［２～５　略］

様式第９の５（第９条第６項第２号関係）

［同左］

注１　変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２～４　同左］

様式第９の６（第９条第６項第３号関係）

［同左］

注１　変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２・３　同左］

様式第９の７（第９条第６項第４号関係）

［同左］

注１　変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２・３　同左］

様式第12の６（第14条の２関係）

［同左］

電気通信事業法施行規則第14条第３号又は第４号に規定する第一号基礎的電気通信役務の方法、提供を行う区域等について、電気通信事業法第166条第１項及び電気通信事業法施行規則第14条の２の規定により、報告します。

実施期日	
電気通信事業法施行規則第14条第３号又は第４号に規定する第一号基礎的電気通信役務の提供の方法	
予定している基本料金の額	
提供（変更）を行う区域	
その他参考となる事項	

注１　電気通信事業法施行規則第14条第３号又は第４号に規定する第一号基礎的電気通信役務の提供の方法ごとに別葉とすること。

［２　同左］

３　予定している基本料金の額については、電気通信事業法施行規則第14条第３号に規定する第一号基礎的電気通信役務について記載すること。

［４～６　同左］

様式第18の５（第25条の５関係）

［同左］

注１　「第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類」の項には、様式第４の表の１から34までに掲げる電気通信役務の別を記載すること。

［２～５　同左］

様式第38の２（第40条の３第２号、第40条の４第１項、第40条の５関係）

［略］

第１表　第14条第１号から第５号までに掲げるもの

役務の細目		営業収益	営業費用			営業利益	摘要
			うち設備管理部門費用		うち設備利用部門費用		
			うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用	うち第一種公衆電話機台数削減費用			
［略］							
４　第14条第４号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの						
	(2)　同号ロに掲げるもの						
	小　計						
５　第14条第５号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの						
	(2)　同号ロに掲げるもの						
	小　計						
合　計							

注１　法第108条第１項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合には、第14条第１号ロ、第２号ロ、第３号ロ、第４号ロ及び第５号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

［２～７　略］

［第２表　略］

様式第38の２（第40条の３第２号、第40条の４第１項、第40条の５関係）

［同左］

第１表　第14条第１号から第４号までに掲げるもの

役務の細目		営業収益	営業費用			営業利益	摘要
			うち設備管理部門費用		うち設備利用部門費用		
			うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用	うち第一種公衆電話機台数削減費用			
［同左］							
４　第14条第４号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの						
	(2)　同号ロに掲げるもの						
	小　計						
合　計							

注１　法第108条第１項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合には、第14条第１号ロ、第２号ロ、第３号ロ及び第４号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

［２～７　同左］

［第２表　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和六十年郵政省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第二条第五項ただし書に規定する電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合） **第二条の二**　法第二条第五項ただし書に規定する電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合は、ワイヤレス固定電話役務（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第十四条第四号に掲げる電気通信役務をいう。）又はモバイル網固定電話役務（同令第十四条第五号に掲げる電気通信役務をいう。）（以下この条において「ワイヤレス固定電話役務等」という。）を提供するために他の電気通信事業者の電気通信設備を利用する場合であつて、次に掲げる要件を満たす方針を定めているときとする。 一　ワイヤレス固定電話役務等は、光提供区域（地域会社が電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第七号に規定するＦＴＴＨアクセスサービスを提供する区域をいう。次号において同じ。）以外の区域において提供することを基本とすること。 二　光提供区域においては、次のイからハまでのいずれかに該当するときに限り、ワイヤレス固定電話役務等を提供すること。 イ　利用者（電話の役務の提供を受けようとする者を含む。ロにおいて同じ。）に対し光電話役務（電気通信事業法施行規則第十四条第三号に掲げる電気通信役務をいう。ロにおいて同じ。）も提供することができる旨を勧奨した場合において、当該利用者がワイヤレス固定電話役務等の提供を受けることを希望したとき。 ［ロ　略］ ハ　災害その他非常の場合において通信手段を確保するために応急的にワイヤレス固定電話役務等を提供するとき。	（法第二条第五項ただし書に規定する電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合） **第二条の二**　法第二条第五項ただし書に規定する電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合は、ワイヤレス固定電話役務（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第十四条第四号に掲げる電気通信役務をいう。以下この条において同じ。）を提供するために他の電気通信事業者の電気通信設備を利用する場合であつて、次に掲げる要件を満たす方針を定めているときとする。 一　ワイヤレス固定電話役務は、光提供区域（地域会社が電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第七号に規定するＦＴＴＨアクセスサービスを提供する区域をいう。次号において同じ。）以外の区域において提供することを基本とすること。 二　光提供区域においては、次のイからハまでのいずれかに該当するときに限り、ワイヤレス固定電話役務を提供すること。 イ　利用者（電話の役務の提供を受けようとする者を含む。ロにおいて同じ。）に対し光電話役務（電気通信事業法施行規則第十四条第三号に掲げる電気通信役務をいう。ロにおいて同じ。）も提供することができる旨を勧奨した場合において、当該利用者がワイヤレス固定電話役務の提供を受けることを希望したとき。 ［ロ　同上］ ハ　災害その他非常の場合において通信手段を確保するために応急的にワイヤレス固定電話役務を提供するとき。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（事業用電気通信設備規則の一部改正）

第三条　事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章　略］ 第二章　電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備 ［第一節～第四節　略］ 第五節　音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備 ［第一款～第四款　略］ 第五款　モバイル網固定電話用設備（第三十五条の二十四―第三十五条の二十七） 第六款　その他の音声伝送用設備（第三十六条―第三十六条の九） ［第六節　略］ ［第三章～第六章　略］ 附則	目次 ［第一章　同上］ 第二章　［同上］ ［第一節～第四節　同上］ 第五節　［同上］ ［第一款～第四款　同上］ 第五款　その他の音声伝送用設備（第三十六条―第三十六条の九） ［第六節　同上］ ［第三章～第六章　同上］ 附則

（定義）

第三条　［略］

2　この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

［一～八　略］

九　「モバイル網固定電話用設備」とは、事業用電気通信設備のうち、電気通信事業法施行規則第十四条第一項第五号に規定するモバイル網固定電話の提供の用に供するものをいう。

十～十四　［略］

第二章　電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備

第五節　音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備

第五款　モバイル網固定電話用設備

（適用の範囲）

第三十五条の二十四　この款の規定は、モバイル網固定電話用設備について適用する。

（基本機能）

第三十五条の二十五　第三十五条の九の規定は、モバイル網固定電話用設備について準用する。

（総合品質）

第三十五条の二十六　電気通信事業者は、当該電気通信事業者の用いるモバイル網固定電話用設備に接続する端末設備等における通話の総合品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。

2　電気通信事業者は、そのモバイル網固定電話用設備の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

（緊急通報の優先的取扱い）

第三十五条の二十七　第三十五条の二の五の規定は、緊急通報の優先的取扱いを行うモバイル網固定電話用設備について準用する。この場合において、同条第一項中「災害時優先通信（緊急通報及び法第八条第三項に規定する重要通信のうち電気通信事業法施行規則第五十六条第一号に定める機関が発信する通信（当該機関に電気通信役務を提供する電気通信事業者が当該機関ごとに指定する端末回線の一端に接続された端末設備等から発信されるものに限る。）をいう。以下同じ。）」とあり、並びに同項各号及び同条第二項中「災害時優先通信」とあるのは、「緊急通報」と読み替えるものとする。

第六款　その他の音声伝送用設備

（適用の範囲）

第三十六条　この款の規定（第三十六条の四第三項及び第三十六条の九を除く。）は、音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（特定端末設備並びに二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備、ＰＨＳ用設備及びモバイル網固定電話用設備を除く。第三十六条の四第二項及び第五十六条において同じ。）について適用する。

（準用）

第四十四条の二　［略］

［2　略］

3　第三十五条の二の五の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う事業用電気通信設備（モバイル網固定電話用設備を除く。）について準用する。

［4・5　略］

6　第三十五条の九、第三十五条の二十六及び第三十五条の二十七の規定は、モバイル網固定電話用設備について準用する。

（定義）

第三条　［同上］

2　［同上］

［一～八　同上］

［新設］

九～十三　［同上］

第二章　［同上］

第五節　［同上］

［新設］

（適用の範囲）

第三十六条　この款の規定（第三十六条の四第三項及び第三十六条の九を除く。）は、音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（特定端末設備並びに二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備を除く。第三十六条の四第二項及び第五十六条において同じ。）について適用する。

（準用）

第四十四条の二　［同上］

［2　同上］

3　第三十五条の二の五の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う事業用電気通信設備について準用する。

［4・5　同上］

［新設］

改正後	改正前
（準用） **第四十五条の八**　［略］ ［２～７　略］ ８　第三十五条の九、第三十五条の二十六及び第三十五条の二十七の規定は、モバイル網固定電話用設備について準用する。	（準用） **第四十五条の八**　［同上］ ［２～７　同上］ ［新設］
備考　表中［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第四条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　［略］ ２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～四の二　略］ 四の三　モバイル網固定電話　電気通信事業法施行規則第十四条第五号に規定する電気通信役務をいう。 ［五～二十六　略］ （電気通信役務契約等状況報告等） **第二条**　次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければならない。	（定義） **第一条**　［同上］ ２　［同上］ ［一～四の二　同上］ ［新設］ ［五～二十六　同上］ （電気通信役務契約等状況報告等） **第二条**　［同上］

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
［略］	［略］	［略］
ワイヤレス固定電話	ワイヤレス固定電話用設備を用いてワイヤレス固定電話を提供する電気通信事業者	様式第五の二
モバイル網固定電話	モバイル網固定電話を提供する電気通信事業者	様式第五の三
［略］	［略］	［略］

［２～８　略］

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
［同上］	［同上］	［同上］
ワイヤレス固定電話	ワイヤレス固定電話用設備を用いてワイヤレス固定電話を提供する電気通信事業者	様式第五の二
［同上］	［同上］	［同上］

［２～８　同上］

様式第５の３（第２条第１項関係）　［新設］

電気通信役務契約等状況報告

利用数

年　月　日現在

サービスの種類　モバイル網固定電話

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

都道府県	利用数	
合計		
参考事項		

注１　モバイル網固定電話のために最終利用者に付与されている電気通信番号の数を記載すること。

２　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

３　「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。

４　記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線（下線を含む。）は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年十一月一日から施行する。

（経過措置等）

第二条　第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第十四条第五号に掲げるモバイル網固定電話に係る電気通信事業法第十九条第一項の規定による契約約款の届出をしようとする者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新施行規則第十五条の規定の例により当該届出を行うことができる。

第三条　新施行規則第十四条第五号に掲げるモバイル網固定電話に係る電気通信事業法第四十二条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による電気通信設備の自己確認の結果の届出をしようとする者は、施行日前においても、新施行規則第二十七条の五（第八号の二に係る部分に限る。）の規定の例により当該届出を行うことができる。

２　新施行規則第十四条第五号に掲げるモバイル網固定電話に係る第三条の規定による改正後の事業用電気通信設備規則第三十五条の二十六第一項（同令第四十四条の二第六項及び第四十五条の八第八項において準用する場合を含む。）の基準については、施行日前においても、当該基準を定め、第三条の規定による改正後の事業用電気通信設備規則第三十五条の二十六第二項（同令第四十四条の二第六項及び第四十五条の八第八項において準用する場合を含む。）の規定の例により当該基準を総務大臣に届け出ることができる。

第四条　この省令の施行の際現に新施行規則第十四条第五号に掲げるモバイル網固定電話を提供する者は、施行日から三月以内に、当該モバイル網固定電話について新施行規則第七条第二項の届出書及び第八条第一項の届出書を提出しなければならない。

法　規　的　告　示

○総務省告示第三百八十六号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条第二項の規定に基づき、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第六号）の一部を次のように変更する。

令和八年十月二十二日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、変更前欄に掲げる対象規定を変更後欄に掲げる対象規定として移動し、変更後欄に掲げる対象規定で変更前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

変　更　後

第１　総則

１　定義

⑴　この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

［イ～ワ　略］

カ　モバイル網固定電話　電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第14条第５号に規定するモバイル網固定電話

ヨ　［略］

⑵　⑴に規定するもののほか、この計画において使用する用語は、法、電気通信事業法施行規則及び電気通信番号規則（令和元年総務省令第４号）において使用する用語の例による。

［２～５　略］

第３　利用者設備識別番号に関する事項

電気通信番号		電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容	電気通信番号の使用に関する条件
電気通信番号の種別	電気通信番号の構成		
固定電話番号	0ＡＢＣＤＥＦＧＨＪ（ただし、英字は十進数字とし、ＡＢＣＤＥは、市町村の区域を勘案して別表第１に定めるところに従い、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。）	固定端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等（特定接続電話番号により識別するもの又はワイヤレス固定電話若しくはモバイル網固定電話を識別する場合を除く。）	［第１～第３　略］ 第４　電話転送役務（発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。以下この第４において同じ。）を提供する者にあっては、次のとおりとする。 １　電話転送役務の提供に関する契約を締結するに際しては、次に掲げるところにより、最終利用者の確認を行うこと。 ⑴　別表第４に定める方法により、本人特定事項（自然人にあっては氏名、住居及び生年月日をいい、法人にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）の確認を行うこと。 ［⑵　略］ ［２・３　略］

変　更　前

第１　［同左］

１　［同左］

⑴　［同左］

［イ～ワ　同左］

［新設］

カ　［同左］

⑵　⑴に規定するもののほか、この計画において使用する用語は、法、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）及び電気通信番号規則（令和元年総務省令第４号）において使用する用語の例による。

［２～５　同左］

第３　［同左］

電気通信番号		電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容	電気通信番号の使用に関する条件
電気通信番号の種別	電気通信番号の構成		
固定電話番号	0ＡＢＣＤＥＦＧＨＪ（ただし、英字は十進数字とし、ＡＢＣＤＥは、市町村の区域を勘案して別表第１に定めるところに従い、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。）	固定端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等（特定接続電話番号により識別するもの及びワイヤレス固定電話を識別する場合を除く。）	［第１～第３　同左］ 第４　電話転送役務（発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。以下この第４において同じ。）を提供する者にあっては、次のとおりとする。 １　電話転送役務の提供に関する契約を締結するに際しては、次に掲げるところにより、最終利用者の確認を行うこと。 ⑴　別表第４に定める方法により、本人特定事項（自然人にあっては氏名、住居及び生年月日をいい、法人にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。別表第４において同じ。）の確認を行うこと。 ［⑵　同左］ ［２・３　同左］

	4　発信転送を行う機能のみを提供する場合であって、当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置又は固定電話番号以外の電気通信番号を通知するために必要な措置（当該発信転送に係る発信元を誤認させるおそれがない場合に限る。）が講じられているときは、１及び２の規定は適用しない。 ［５　略］ ６　発信転送を行う機能を提供する場合であって、品質に係る規定を満たすことを確認していない旨を着信者へ通知するために必要な措置又は当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置が講じられているときは、当該機能の提供について５の規定は適用しない。 ［７　略］
ワイヤレス固定電話及び当該役務に係る利用者の端末設備等	第１　重要通信の取扱いについては、次のとおりとする。 １　利用者が緊急通報を行うことが可能であること。ただし、固定電話番号を使用して提供する電気通信役務が、特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているものであって、緊急通報を代替して提供するための措置を講じている場合その他の総務大臣が特に認める場合を除く。 ２　電話転送役務（ワイヤレス固定電話に付加する電話転送役務であって、発信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。以下この２において同じ。）を提供する場合であって、緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号その他当該発信に係る情報を、当該緊急通報に係る警察機関、海上保安機関又

	4　発信転送を行う機能のみを提供する場合であって、当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置、又は固定電話番号以外の電気通信番号を通知するために必要な措置（当該発信転送に係る発信元を誤認させるおそれがない場合に限る。）が講じられているときは、１及び２の規定は適用しない。 ［５　同左］ ６　発信転送を行う機能を提供する場合であって、品質に係る規定を満たすことを確認していない旨を着信者へ通知するために必要な措置、又は当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置が講じられているときは、当該機能の提供について５の規定は適用しない。 ［７　同左］
ワイヤレス固定電話及び当該役務に係る利用者の端末設備等	第１　上欄第１、第２及び第４の規定について、適用があるものとする。 ［新設］ ［新設］

は消防機関の端末設備等に送信することで、緊急通報の利用者を誤認させるおそれがあるときは、１の規定にかかわらず、当該緊急通報を不可能とする措置及び緊急通報を代替して提供するための措置を講じ、かつ、電話転送役務において緊急通報を利用できないことについて利用者に説明を行うこと。

第２　番号ポータビリティについては、次のとおりとする。

固定電話番号の指定を受けた電気通信事業者（当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供（２以上の段階にわたる卸電気通信役務の提供を含む。）を受ける電気通信事業者を含む。）の相互間で、番号ポータビリティが可能であること。ただし、番号ポータビリティの実施に係る技術的な困難性、番号ポータビリティを実施しないことによる利用者への影響その他の事情を勘案して総務大臣が特に認める場合を除く。

第３　ワイヤレス固定電話を提供する者が自ら指定を受けて固定電話番号を使用するための条件は、次のとおりとする。

［１～３　略］

４　利用者の端末設備等が固定電話番号の示す地理的識別地域の外で使用されないための技術的措置を講ずること。

５　［略］

６　１から５までを満たすための機能を端末設備等に委ねている場合は、最終利用者が自ら変更した端末設備等の設定を無効とする技術的措置等を講ずること。

７　ワイヤレス固定電話を提供するために利用する端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者との間において、１から６までに関する取決めを行うこと。

第４　［略］

［新設］

第２　ワイヤレス固定電話を提供する者が自ら指定を受けて固定電話番号を使用するための条件は、次のとおりとする。

［１～３　同左］

［新設］

４　［同左］

５　１から４までを満たすための機能を端末設備等に委ねている場合は、最終利用者が自ら変更した端末設備等の設定を無効とする技術的措置等を講ずること。

６　ワイヤレス固定電話を提供するために利用する端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者との間において、１から５までに関する取決めを行うこと。

第３　［同左］

第５　電話転送役務（ワイヤレス固定電話に付加する電話転送役務であって、発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。以下この第５において同じ。）を提供する者にあっては、次のとおりとする。

１　電話転送役務の提供に関する契約を締結するに際しては、次に掲げるところにより、最終利用者の確認を行うこと。

⑴　別表第４に定める方法により、本人特定事項の確認を行うこと。

⑵　活動の拠点（利用者の端末設備等が設置されるものに限る。）が、番号区画（別表第１に定める市外局番に応じた番号区画であって、電話転送役務に使用される固定電話番号に係るものをいう。以下この第５において同じ。）の区域内にあることを確認すること。ただし、活動の拠点が複数存在する場合にあっては、活動の拠点（利用者の端末設備等が設置されるものに限る。）及び主たる活動の拠点が、番号区画の区域内にあることを確認すること。

２　電話転送役務の提供に関する契約を締結するに際しては、電話転送役務に使用される固定電話番号により識別される利用者の端末設備等が、番号区画の区域内にある最終利用者の活動の拠点に設置されていることを確認すること。

３　発信転送を行う機能のみを提供する場合であって、当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置又は固定電話番号以外の電気通信番号を通知するために必要な措置（当該発信転送に係る発信元を誤認させるおそれがない場合に限る。）が講じられているときは、１及び２の規定は適用しない。

４　電話転送役務の提供に係る電気通信設備について、特定総合品質又はこれと同程度の音声伝送に関する品質を満たしていることの確認が行われていること。ただし、当

［新設］

第２　番号ポータビリティについては、次のとおりとする。

固定電話番号の指定を受けた電気通信事業者（当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供（２以上の段階にわたる卸電気通信役務の提供を含む。）を受ける電気通信事業者を含む。）の相互間で、番号ポータビリティが可能であること。ただし、番号ポータビリティの実施に係る技術的な困難性、番号ポータビリティを実施しないことによる利用者への影響その他の事情を勘案して総務大臣が特に認める場合を除く。

第３　自ら指定を受ける固定電話番号を使用してモバイル網固定電話を提供する者、自ら指定を受ける固定電話番号を使用する卸電気通信役務の提供の相手方が当該卸電気通信役務を利用してモバイル網固定電話を提供する場合における当該卸電気通信役務を提供する者及び卸電気通信役務を利用してモバイル網固定電話を提供する者にあっては、次のとおりとする。

１　モバイル網固定電話を提供するための電気通信設備が、法第41条第１項、第２項又は第３項の適用を受けるものであり、かつ、事業用電気通信設備の自己確認を行っていること。

２　固定電話番号の示す地理的識別地域と異なる電気通信番号が利用されないための技術的措置を講ずること。

３　利用者の端末設備等が固定電話番号の示す地理的識別地域の外で使用されないための技術的措置を講ずること。

４　他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に関し、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。

⑴　インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法（ＥＮＵＭ方式に限る。）により、網間信号接続を行うこと。

⑵　第一種指定電気通信設備及び全ての網間信号接続対象事業者の電気通信設備と網間信号接続を行うこと。

５　１から４までを満たすための機能を端末設備等に委ねている場合は、最終利用者が自ら変更した端末設備等の設定を無効とする技術的措置等を講ずること。

６　モバイル網固定電話の提供に関する契約を締結するに際しては、別表第１に定める市外局番に応じた番号区画に、利用者の端末設備等の設置場所が含まれることを確認すること。

７　他の電気通信事業者の設置した電気通信設備を利用してモバイル網固定電話を提供する場合又は自ら設置した電気通信設備を利用して他の電気通信事業者がモバイル網固定電話を提供する場合は、１から６までに関して電気通信事業者間における取決めを行うこと。

第４　電話転送役務（モバイル網固定電話に付加する電話転送役務であって、発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。以下この第４において同じ。）を提供する者にあっては、次のとおりとする。

１　電話転送役務の提供に関する契約を締結するに際しては、次に掲げるところにより、最終利用者の確認を行うこと。

⑴　別表第４に定める方法により、本人特定事項の確認を行うこと。

⑵　活動の拠点（利用者の端末設備等が設置されるものに限る。）が、番号区画（別表第１に定める市外局番に応じた番号区画であって、電話転送役務に使用される固定電話番号に係るものをいう。以下この第４において同じ。）の区域内にあることを確認すること。ただし、活動の拠点が複数存在する場合にあっては、活動の拠点（利用者の端末設備等が設置されるものに限る。）及び主たる活動の拠点が、番号区画の区域内にあることを確認すること。

			2　電話転送役務の提供に関する契約を締結するに際しては、電話転送役務に使用される固定電話番号により識別される利用者の端末設備等が、番号区画の区域内にある最終利用者の活動の拠点に設置されていることを確認すること。 3　発信転送を行う機能のみを提供する場合であって、当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置又は固定電話番号以外の電気通信番号を通知するために必要な措置（当該発信転送に係る発信元を誤認させるおそれがない場合に限る。）が講じられているときは、１及び２の規定は適用しない。 4　電話転送役務の提供に係る電気通信設備について、特定総合品質又はこれと同程度の音声伝送に関する品質を満たしていることの確認が行われていること。ただし、当該電気通信設備について事業用電気通信設備の自己確認（電気通信番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）が行われているものである場合は、この限りでない。 5　発信転送を行う機能を提供する場合であって、品質に係る規定を満たすことを確認していない旨を着信者へ通知するために必要な措置又は当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置が講じられているときは、当該機能の提供について４の規定は適用しない。 6　着信転送を行う機能を提供する場合であって、品質に係る規定を満たすことを確認していない旨を発信者へ通知するために必要な措置が講じられているときは、当該機能の提供について４の規定は適用しない。		
［略］				［同左］	

［注１～４　略］

［注１～４　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、令和八年十一月一日から施行する。

（準備行為）

第二条　電気通信事業者（電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）は、この告示の施行の日前においても、この告示による変更後の電気通信番号計画（以下「新計画」という。）の規定に適合する電気通信番号使用計画を作成し、同法第五十条の二第一項の認定に係る申請をすることができる。

2　電気通信事業者は、この告示の公示の際現に電気通信事業法第五十条の二第一項の認定を受けている電気通信番号使用計画について、新計画の規定に適合させるため、この告示の施行の日前においても、同法第五十条の六第一項の変更の認定に係る申請をすることができる。

3　総務大臣は、前二項の申請があった場合には、この告示の施行の日前においても、電気通信事業法第五十条の四（同法第五十条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第五十条の二第一項の認定又は同法第五十条の六第一項の変更の認定をすることができる。

○総務省告示第三百八十七号

事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十五条の二十六第一項（同令第四十四条の二第六項及び第四十五条の八第八項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、昭和六十年郵政省告示第二百二十八号（事業用電気通信設備規則の細目を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十二日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（総合品質） **第五条**　［略］	（総合品質） **第五条**　［同上］
［2　略］	［2　同上］
3　規則第三十五条の二十六第一項（規則第四十四条の二第六項及び第四十五条の八第八項において準用する場合を含む。）の規定による総合品質の基準は、電気通信事業者の用いるモバイル網固定電話用設備に接続する端末設備等相互間において、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　ＩＴＵ－Ｔ　Ｐ．863勧告におけるＰＯＬＱＡ値を三・一を超える値とし、Ｇ．114勧告における平均遅延の値を四〇〇ミリ秒未満とする。ただし、これらの値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。 二　ＩＴＵ－Ｔ　Ｐ．863勧告におけるＰＯＬＱＡ値を三・六を超える値とし、Ｇ．114勧告における平均遅延の値を五〇〇ミリ秒未満とする。ただし、これらの値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。	［新設］
4　［略］	3　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和八年十一月一日から施行する。

（準備行為）

2　電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和八年総務省令第百二十号）附則第三条第二項の規定に基づき、同令第三条の規定による改正後の事業用電気通信設備規則第三十五条の二十六（同令第四十四条の二第六項及び第四十五条の八第八項において準用する場合を含む。）の規定の例により届出をしようとする者は、この告示の施行の日前においても、この告示による改正後の昭和六十年郵政省告示第二百二十八号第五条第三項の規定の例によることができる。

○環境省告示第四十六号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を決定したので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業決定書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和八年十月二十二日

環境大臣　笹川　博義

一　富士箱根伊豆国立公園

公園事業の名称及び種類　路線

東富士五湖線道路（車道）

起点―山梨県南都留郡山中湖村（籠坂峠・国立公園境界）

終点―山梨県南都留郡富士河口湖町（船津剣丸尾・国立公園境界）

二　中部山岳国立公園

公園事業の名称及び種類　区域

三俣蓮華岳野営場　富山県富山市（三俣蓮華岳）

唐松岳野営場　富山県黒部市（唐松岳）

五竜岳野営場　富山県黒部市（五竜岳）

針ノ木峠野営場　富山県中新川郡立山町及び長野県大町市（針ノ木峠）

船窪山野営場　長野県大町市（船窪山）

風吹大池野営場　長野県北安曇郡小谷村（風吹大池）

烏帽子岳野営場　長野県大町市（烏帽子岳）

餓鬼岳野営場　長野県大町市（餓鬼岳）

湯俣野営場　長野県大町市（湯俣）

白馬岳野営場　長野県北安曇郡白馬村（白馬岳）

鑓温泉野営場　長野県北安曇郡白馬村（鑓温泉）

白馬天狗池野営場　長野県北安曇郡白馬村（白馬天狗池）

白馬尻野営場　長野県北安曇郡白馬村（白馬尻）

白馬大池野営場　長野県北安曇郡小谷村（白馬大池）

三　瀬戸内海国立公園

公園事業の名称及び種類　路線

雑賀崎海岸線道路（歩道）

起点―和歌山県和歌山市（田野・国立公園境界）

終点―和歌山県和歌山市（田野・国立公園境界）

四　やんばる国立公園

公園事業の名称及び種類　区域

津波園地　沖縄県国頭郡大宜味村（津波）

○環境省告示第四十七号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第五項において準用する同条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を廃止したので、同条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業廃止書は、環境省に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和八年十月二十二日

環境大臣　笹川　博義

一　三陸復興国立公園

公園事業の名称及び種類　区域　公示

宮古姉ヶ崎博物展示施設　岩手県宮古市（宮古姉ヶ崎集団施設地区）　平成十七年七月環境省告示第八十号

二　妙高戸隠連山国立公園

公園事業の名称及び種類　区域　公示

笹ヶ峰運動場　新潟県妙高市（笹ヶ峰集団施設地区）　令和三年三月環境省告示第二十二号

○環境省告示第四十八号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第五項において準用する同条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を変更したので、同条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業変更書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和八年十月二十二日

環境大臣　笹川　博義

一　大雪山国立公園

天人峡園地事業（平成七年八月環境庁告示第六十一号により公示）の変更　区域

変更後の公園事業の名称及び種類　北海道上川郡東川町及び北海道上川郡美瑛町（天人峡）

天人峡園地

天人峡宿舎事業（平成七年八月環境庁告示第六十一号により公示）の変更　区域

変更後の公園事業の名称及び種類　北海道上川郡東川町及び北海道上川郡美瑛町（天人峡）

天人峡宿舎

二　三陸復興国立公園

宮古姉ヶ崎園地事業（平成十七年七月環境省告示第八十号により公示）の変更　区域

変更後の公園事業の名称及び種類　岩手県宮古市（宮古姉ヶ崎集団施設地区）

宮古姉ヶ崎園地

宮古姉ヶ崎野営場事業（平成十七年七月環境省告示第八十号により公示）の変更　区域

変更後の公園事業の名称及び種類　岩手県宮古市（宮古姉ヶ崎集団施設地区）

宮古姉ヶ崎野営場

三　上信越高原国立公園

菅平運動場事業（平成二十八年三月環境省告示第二十四号により公示）の変更　区域

変更後の公園事業の名称及び種類　長野県上田市（菅平）

菅平運動場

四　妙高戸隠連山国立公園

笹ヶ峰園地事業（令和三年三月環境省告示第二十三号により公示）の変更　区域

変更後の公園事業の名称及び種類　新潟県妙高市（笹ヶ峰集団施設地区）

笹ヶ峰園地

笹ヶ峰野営場事業（令和三年三月環境省告示第二十三号により公示）の変更　区域

変更後の公園事業の名称及び種類　新潟県妙高市（笹ヶ峰集団施設地区）

笹ヶ峰野営場

五　富士箱根伊豆国立公園

紅葉ヶ丘宿舎事業（令和七年三月環境省告示第十九号により公示）の変更　区域

変更後の公園事業の名称及び種類　神奈川県足柄下郡箱根町（紅葉ヶ丘）

紅葉ヶ丘宿舎

大室山宿舎事業（昭和五十九年八月環境庁告示第四十号により公示）の変更　区域

変更後の公園事業の名称及び種類　静岡県伊東市（大室山）

大室山宿舎

余背宿舎事業（平成四年一月環境庁告示第三号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区　域
余背宿舎　東京都大島町（余背）
六　中部山岳国立公園
双六池宿舎事業（令和三年三月環境省告示第二十三号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区　域
双六池宿舎　長野県大町市及び岐阜県高山市（双六池）
黒部五郎岳宿舎事業（令和五年四月環境省告示第四十二号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区　域
黒部五郎岳宿舎　富山県富山市及び岐阜県高山市（黒部五郎岳）
西岳宿舎事業（昭和五十九年八月環境庁告示第四十号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区　域
西岳宿舎　長野県松本市（西岳）
乗鞍高原宿舎事業（令和七年三月環境省告示第十九号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区　域
乗鞍高原宿舎　長野県松本市安曇（乗鞍高原集団施設地区）
七　瀬戸内海国立公園
慶野松原園地事業（昭和六十二年八月環境庁告示第三十四号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区　域
慶野松原園地　兵庫県南あわじ市（慶野松原）

雑賀崎宿舎事業（平成四年一月環境庁告示第三号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区　域
雑賀崎宿舎　和歌山県和歌山市（雑賀崎）
慶野松原宿舎事業（昭和六十二年八月環境庁告示第三十四号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区　域
慶野松原宿舎　兵庫県南あわじ市（慶野松原）
慶野松原野営場事業（昭和五十九年八月環境庁告示第三十九号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区　域
慶野松原野営場　兵庫県南あわじ市（慶野松原）
八　阿蘇くじゅう国立公園
南阿蘇園地事業（令和五年九月環境省告示第六十七号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区　域
南阿蘇園地　熊本県阿蘇郡高森町（南阿蘇集団施設地区）
南阿蘇野営場事業（平成元年九月環境庁告示第四十一号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区　域
南阿蘇野営場　熊本県阿蘇郡高森町（南阿蘇集団施設地区）
九　霧島錦江湾国立公園
霧島神宮前園地事業（昭和六十二年二月環境庁告示第四号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区　域
霧島神宮前園地　鹿児島県霧島市（霧島神宮前）

その他告示

○農林水産省告示第千六百七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年十二月二十二日農林水産省告示第千九百三十八号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十二日

農林水産大臣　武部　新

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和８管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和８年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和８年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　くろまぐろ（小型魚） 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 4,015.8トン	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和８管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和８年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和８年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　くろまぐろ（小型魚） 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 4,015.8トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	84.7
青森県	335.3
岩手県	106.8
宮城県	64.0
秋田県	51.1
山形県	8.8
福島県	30.0
茨城県	43.3
千葉県	98.7
東京都	10.9
神奈川県	56.7
新潟県	119.2
富山県	123.9
石川県	111.9
福井県	54.8
静岡県	52.8
愛知県	1.0
三重県	65.3
京都府	58.1
大阪府	1.0
兵庫県	25.8
和歌山県	53.7
鳥取県	23.8

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	84.7
青森県	335.3
岩手県	106.8
宮城県	64.0
秋田県	51.1
山形県	8.8
福島県	30.0
茨城県	43.3
千葉県	98.7
東京都	10.9
神奈川県	56.7
新潟県	119.2
富山県	123.9
石川県	111.9
福井県	54.8
静岡県	52.8
愛知県	1.0
三重県	65.3
京都府	58.1
大阪府	1.0
兵庫県	25.8
和歌山県	53.7
鳥取県	23.8

島根県	122.4
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	99.9
徳島県	41.7
香川県	1.0
愛媛県	30.3
高知県	100.2
福岡県	17.3
佐賀県	22.0
長崎県	871.9
熊本県	33.8
大分県	21.0
宮崎県	21.3
鹿児島県	52.3
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	884.1
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	14.2
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	49.1

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

10,504.7トン

島根県	122.4
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	99.9
徳島県	41.7
香川県	1.0
愛媛県	30.3
高知県	100.2
福岡県	17.3
佐賀県	22.0
長崎県	871.9
熊本県	33.8
大分県	21.0
宮崎県	21.3
鹿児島県	52.3
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	884.1
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	14.2
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	49.1

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

10,504.7トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	649.7
青森県	834.1
岩手県	108.2
宮城県	78.7
秋田県	66.9
山形県	83.5
福島県	2.0
茨城県	24.6
千葉県	93.7
東京都	102.0
神奈川県	36.0
新潟県	158.6
富山県	41.2
石川県	71.2
福井県	41.2
静岡県	60.5
愛知県	2.0
三重県	57.9
京都府	56.3
大阪府	2.0
兵庫県	30.9
和歌山県	67.8
鳥取県	22.8
島根県	56.7
岡山県	2.0

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	644.7
青森県	834.1
岩手県	108.2
宮城県	78.7
秋田県	66.9
山形県	83.5
福島県	2.0
茨城県	24.6
千葉県	93.7
東京都	102.0
神奈川県	36.0
新潟県	158.6
富山県	41.2
石川県	76.2
福井県	41.2
静岡県	60.5
愛知県	2.0
三重県	57.9
京都府	56.3
大阪府	2.0
兵庫県	30.9
和歌山県	67.8
鳥取県	22.8
島根県	56.7
岡山県	2.0

広島県	2.0
山口県	146.0
徳島県	25.1
香川県	2.0
愛媛県	22.7
高知県	45.0
福岡県	52.7
佐賀県	30.8
長崎県	444.5
熊本県	23.0
大分県	28.2
宮崎県	67.4
鹿児島県	39.0
沖縄県	260.0

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	3,138.3
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	1,962.4
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	86.6
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.5
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,153.3

広島県	2.0
山口県	146.0
徳島県	25.1
香川県	2.0
愛媛県	22.7
高知県	45.0
福岡県	52.7
佐賀県	30.8
長崎県	444.5
熊本県	23.0
大分県	28.2
宮崎県	67.4
鹿児島県	39.0
沖縄県	260.0

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	3,138.3
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	1,962.4
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	86.6
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.5
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,153.3

公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第６９６７号
東京都世田谷区給田１丁目９－７　プランドール弐番館Ａ棟103
債務者　安友　貴美
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三角　侑子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９９３号
東京都江東区大島６丁目１－２－1408
債務者　江鳩　拓実
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾島　絵美
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９９７号
東京都府中市美好町３丁目30―24―102
債務者　柿木　央子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　希美
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９９９号
東京都墨田区文花２丁目11―９―703
債務者　和田　剛次
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木誠太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０３６号
東京都台東区根岸２－８－13―202、住民票上の住所東京都台東区根岸２丁目15－６－301
債務者　小林　譲二
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　　剛
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０４１号
東京都台東区西浅草２丁目４－７
債務者　呉屋　友崇
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宗像　玲樹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０４５号
東京都江戸川区瑞江２丁目25―１―208
債務者　塚本　広衛
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　善行
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０５２号
千葉県船橋市上山町１丁目43―２
債務者　鈴木　武志
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　武之
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０５３号
東京都目黒区八雲３丁目25―16―203
債務者　有馬江見梨
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉松　　倫
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０５６号
東京都葛飾区西亀有１丁目７－１―310
債務者　秋葉　久雄
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　宏樹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０５７号
東京都葛飾区西亀有１丁目７－１―310
債務者　秋葉　豊子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　宏樹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０８５号
東京都港区芝公園２丁目11―25―603
債務者　近藤　芳弘
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野絵里子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０９１号
東京都大田区羽田３丁目３－20―401
債務者　大西　萌里
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志水芙美代
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０９７号
東京都足立区興野２丁目３－22―201
債務者　遠藤　博希
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下田　正彦
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１１３号
東京都板橋区前野町６丁目50―15―201
債務者　山本　由明
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　明彦
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１１４号
東京都練馬区豊玉北３丁目15―21　佐久間方
債務者　伊藤　久子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二宮　暁子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１１５号
東京都江東区塩浜２丁目５―16　塩崎荘
債務者　石村　一昭
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　　玄
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１１６号
東京都豊島区南長崎５丁目29―10―305
債務者　上野　優希
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秦　　竜也
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１５９号
東京都品川区小山台２丁目１－３－102
債務者　下田　聖也（旧姓栗原）
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　智也
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１６４号
東京都目黒区原町１丁目28―11―201
債務者　入江　　愛
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本間　紀子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１７５号
東京都世田谷区野毛３丁目22―25―103
債務者　西谷　宏樹
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村恵一郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１７８号
東京都品川区大井７丁目13―14
債務者　宇都　美代
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩井　　完
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１８８号
東京都目黒区中町１丁目６－20―108
債務者　山口　久勝
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渋谷　洋平
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２０３号
東京都港区西麻布４丁目15―２―309
債務者　田中　幸一
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　景
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２０４号
東京都葛飾区柴又６丁目12―18　徳増第一ビル303
債務者　秋山　　翔
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山中　大輔
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２５７号
東京都文京区小石川１丁目17―１―Ｂ1503
債務者　進士友紀子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坪内　　謙
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９８８号
東京都江戸川区西瑞江３丁目19―９　ＣａｓａＷ３瑞江Ａ　206
債務者　松田　弘和
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　涼
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０００号
東京都台東区下谷１丁目７－５－1001　ドゥーエ入谷Ⅲ
債務者　青木小百合
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友成　　実
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７００３号
東京都三鷹市井の頭５丁目15―３　第２井の頭パークハイツ202
債務者　為田　大輔
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松澤　邦典
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０１１号
東京都品川区小山１丁目５―19―302
債務者　中山　綾子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　将人
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０３９号
東京都足立区舎人１丁目３―11
債務者　鳥山　　豊
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　和雅
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０４２号
東京都練馬区練馬３丁目24―８　メゾンＳ103
債務者　加藤　　茂
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　椙村　昂平
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０４４号
神奈川県大和市中央林間西２丁目４―13
債務者　久保　咲恵
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　啓之
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０５０号
東京都江戸川区西小岩１丁目29―５―201
債務者　劉　　明淑
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　哲也
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０５１号
東京都八王子市楢原町498―１―205
債務者　松本真亜沙
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村満美子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０５４号
東京都渋谷区代々木３丁目８―６―305
債務者　半田　貴子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻田　寛人
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１００号
東京都世田谷区大蔵５丁目６―５―203
債務者　箭内　　薫
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻庭　知宏
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１０２号
東京都千代田区四番町５―４―310
債務者　池田　　忍
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　彰子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１０３号
東京都練馬区中村３丁目35―16―102
債務者　岩田　和代
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　直美
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１０４号
東京都江戸川区西葛西６丁目17―17―702　第２荒井プレイス
債務者　赤染部紀久子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　晃太
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１６０号
東京都東村山市秋津町５丁目22―５―103
債務者　足羽　　翔
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渕村　亮太
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１６１号
東京都大田区大森南２丁目１―27―101
債務者　衛藤　純一
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　博之
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１６９号
東京都荒川区西日暮里２丁目２―11
債務者　橋本　　碧
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　聖詞
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１９５号
東京都品川区東大井２丁目20―10―108
債務者　中島裕太郎
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　正太
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１９８号
東京都練馬区豊玉北３丁目30―８―205
債務者　大澤　朋江
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　純一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２０１号
東京都豊島区巣鴨５丁目41―11
債務者　大町　知広
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石野　能之
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２２３号
東京都世田谷区用賀２丁目１―24―202
債務者　石原真木子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥山　　崇
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１７６３号
東京都昭島市上川原町３丁目９番17号
債務者　和田　光子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　贄田健二郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午前11時45分
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６３０号
栃木県大田原市美原１丁目９番714号　市営西原団地714号
債務者　熊田　真弓
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　裕一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前10時40分
6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第７００１号
東京都港区赤坂７丁目６―52―306
債務者　河村　麻衣
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　千弥
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７００２号
東京都江戸川区東葛西６丁目15―２　東葛西ハイツ
債務者　廣森　　裕
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　克哉
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０３０号
東京都江東区塩浜２丁目18―９―811
債務者　中原　孝介
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田　智美
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０４７号
東京都足立区南花畑１丁目６―３―304
債務者　長谷川友希
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水田　修義
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１２６号
東京都港区港南４丁目５―１―601
債務者　片岡　宏之
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩重　佳治
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１３２号
東京都新宿区西新宿３丁目８―13―603
債務者　野中　美穂
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　望月　宣武
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１４９号
東京都江東区北砂６丁目27―５―105
債務者　齋藤　素史
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋崎　淳吾
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２０２号
東京都世田谷区上祖師谷７丁目22―14　ディアコート壱番館203
債務者　佐々木　優
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田真一郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２０５号
東京都港区麻布十番１丁目５―13―501
債務者　坂本日出明
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐合　俊彦
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２５９号
東京都足立区東保木間２丁目８－７
債務者　目黒　　毅
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉　　伊吹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２８９号
東京都中野区新井２丁目９－１－203
債務者　原　　祥司
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白井　晶子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７００４号
東京都板橋区若木２丁目32―11―501
債務者　池田　和彦
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飛鳥井　雅崇
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０５５号
東京都大田区矢口２丁目５―11
債務者　坂本　　保
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎久美子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０８４号
東京都足立区舎人３丁目９―11　スーリアハイツＢ号棟３
債務者　西原光こと　韓　　光南
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森居　秀彰
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１３８号
東京都清瀬市上清戸２丁目１―34―103
債務者　野村理捺菜
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　裕樹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１５６号
東京都小平市学園西町３丁目21―28
債務者　染谷　明美
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤山　　穣
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１５７号
東京都中野区白鷺１丁目13―17―501
債務者　大塚　京子（旧姓山下）
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯野　晃司
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１６３号
東京都世田谷区瀬田５丁目37―12―102
債務者　中村　　透
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒川　由子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１６５号
東京都豊島区西巣鴨３丁目24―７―305
債務者　山本　忠弘
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　元樹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１８５号
東京都世田谷区深沢５丁目19―４
債務者　石田　　誠
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若宮　良一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２４８号
東京都足立区梅島１丁目35―１―201
債務者　飯塚　直紀
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　俊光
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２５４号
東京都世田谷区上用賀５丁目25―17―301
債務者　伊藤　友伸
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　浩順
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２５５号
東京都港区芝３―19―３―901、住民票上の住所神奈川県横浜市都筑区早渕１丁目２―６―901
債務者　田中麻里奈
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久高　裕之
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２６３号
東京都足立区千住５丁目１－８―705
債務者　下川　　望
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　賀央
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２９１号
神奈川県横浜市港北区大倉山４丁目５－２－301
債務者　平田　真理
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　直諒
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３０７号
千葉県四街道市物井1044番地２
債務者　久米　　碧
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　貴大
4　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１８４１号
東京都稲城市押立580番地の９ミモザコート201
債務者　角田　宏介
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　掛川　亜季
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月15日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６２５号
栃木県宇都宮市緑３丁目16番13号
債務者　吉田　文彦
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　呉　　国峰
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午前10時50分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６６３号
栃木県真岡市並木町二丁目１番地７
債務者　水沼美智子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小菅　拓郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午前11時40分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第７０４３号
東京都台東区千束４丁目27―13―210
債務者　伊藤　淳一
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　京谷　　周
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０９９号
東京都江東区東砂４丁目19―３
債務者　谷口　　遥
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新谷　紀之
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１７１号
東京都目黒区柿の木坂１丁目24―４―301
債務者　永野　祐汰
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉都　雄規
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２４５号
東京都港区南麻布５丁目２―40―502
債務者　松平　一馬
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　宜彦
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２６０号
埼玉県戸田市下戸田２丁目20―４―104
債務者　加藤　篤彦
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　周造
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０４９号
神奈川県横浜市神奈川区子安通３丁目346―３―411
債務者　森田　涼太
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松　良匡
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１０５号
東京都荒川区南千住７丁目17―２―707
債務者　岡田　雅弘
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　　章
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１６２号
東京都北区上十条２丁目14―15　プルミエⅢ―101
債務者　澁谷　海地
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西川　将史
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１５４２号
埼玉県新座市畑中三丁目１番15―106号、旧住所埼玉県新座市野寺二丁目16番21号
債務者　櫻庭　美恵
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　光昭
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午前10時50分
6　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４４９号
川崎市幸区小倉５丁目３番15号　スカイコート小倉　302
債務者　沖野千穂里
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　佳隆
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４００号
静岡県浜松市中央区大瀬町27番地の１　鷲ノ宮団地白鷺４棟205号
債務者　志田　雄航
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野　哲史
4　破産債権の届出期間　令和８年11月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月22日午後３時
6　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３７６号
静岡県袋井市方丈一丁目２番地の７
債務者　桂　　大由
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　一統
4　破産債権の届出期間　令和８年11月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月23日午後３時50分
6　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３８５号
静岡県浜松市中央区上島四丁目21番24号　１号室
債務者　鈴木　規代
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村越　啓悦
4　破産債権の届出期間　令和８年11月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月23日午後４時
6　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第７２４４号
東京都墨田区向島４丁目15―８―205
債務者　古川　皓貴
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村美智子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１７９号
東京都千代田区神田錦町３丁目８―406
債務者　藤原ゆかり
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝崎　晴哉
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２８７号
東京都目黒区中町１丁目37―14―204
債務者　大山　広之
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山極　光也
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２９６号
千葉県白井市桜台２丁目３番４棟504号
債務者　陣野　正利
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷　麻衣子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第３０５号
千葉県印西市小倉台一丁目４番地３棟501号
債務者　横畑　聡士
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中間　陽子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２７９号
千葉県八街市八街ほ215番地151
債務者　後藤　孝幸
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　　豊
4　破産債権の届出期間　令和８年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月19日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２８０号
千葉県八街市八街ほ215番地151
債務者　後藤真由美
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　　豊
4　破産債権の届出期間　令和８年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月19日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１８４８号
東京都国立市北３丁目35番の１　１―223
債務者　小野　将寛
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　雅人
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月12日午前10時45分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第５５８号
静岡県藤枝市田沼３丁目13番１号　ラフォーレトダ202号室、旧住所静岡市駿河区東新田４丁目３番34号
債務者　亀井　伸明
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川将大
4　破産債権の届出期間　令和８年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７０２９号
東京都大田区多摩川２丁目24―26―310
債務者　伊藤　真也
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田邉　美樹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０６０号
東京都中野区沼袋１丁目30―19―103
債務者　阿部　亮太
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　雄一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０６５号
東京都東久留米市東本町６―11―205
債務者　熊坂　裕二
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平澤　慎一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０６９号
東京都足立区千住緑町２丁目15―19―101
債務者　木村　信一
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　会田　岳央
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０７５号
東京都昭島市宮沢町515―２―307
債務者　川島　千佳
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢島　　裕
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１３０号
静岡県三島市中島305―24
債務者　野田　昌博
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　航
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１６７号
東京都港区北青山１丁目６－４－430
債務者　福井　太星
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高杉　謙一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３１６号
東京都大田区大森東５丁目13―14―404
債務者　森直子・杉本直子こと　鄭　　直子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　悠一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９９８号
東京都練馬区北町２丁目36―26―203
債務者　塩野　清人
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小宮　誉文
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７００５号
東京都大田区東雪谷３丁目６－８－404
債務者　大友　美乃
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　幸子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０４６号
東京都板橋区高島平９丁目４－２－305
債務者　片山優一朗（旧姓西川）
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　伸英
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０４８号
東京都国立市北３－１－１－10―203、住民票上の住所東京都国分寺市戸倉４丁目35―53
債務者　飯沼美由紀
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　恵介
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０５９号
東京都江戸川区西瑞江５丁目２－６　愛幸西瑞江フラッツＤ－４
債務者　磯部　優佳
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮山　春城
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０７３号
東京都墨田区八広４丁目26－３
債務者　横山　　諭
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代　康城
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０７７号
東京都武蔵野市緑町３丁目３－23
債務者　土井　健二
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川端　啓之
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０８０号
東京都大田区南六郷１丁目16―11
債務者　平川　剛喜
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　英之
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１０６号
東京都板橋区大和町11―10―607
債務者　小野　恒憲
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岸　久晃
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１１７号
東京都新宿区大久保２丁目17―９　全日第10紫苑荘Ｂ棟　103
債務者　丸山　　侑
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　一輝
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１４４号
東京都板橋区高島平１丁目８－９－103
債務者　今田　経輔
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　　完
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１７７号
東京都多摩市落合３丁目２－３－202
債務者　酒井　克也
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤井　彬子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１９９号
宮城県仙台市太白区郡山字新橋南26－１　ルミエールE
債務者　菅原　貴仁
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸塚　敬介
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２０９号
東京都墨田区文花１丁目24－17－301
債務者　小林　和雄
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　城正
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２１６号
東京都荒川区南千住４－９　リバーハープタワー２号棟1713号、住民票上の住所埼玉県新座市新座２丁目18－１－104
債務者　信國　昭人
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　卓郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６７９号
栃木県宇都宮市緑３丁目31番７号
債務者　篠崎　　操
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊田　　毅
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第７１１１号
東京都目黒区中町１丁目14－11－103
債務者　延吉　夏彦
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　幸子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１９４号
東京都江戸川区南葛西６丁目19－13－501
債務者　西木　孝明
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪井　　大
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３２５号
東京都品川区上大崎３丁目13－41－201
債務者　原　　健二
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　稔彦
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７００８号
東京都練馬区田柄２丁目33－17－202
債務者　石出眞里子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白石　義拓
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０６７号
東京都大田区南千束１丁目14－１
債務者　助川　　寛
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田島　宏樹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０７１号
東京都渋谷区本町６丁目32－11－201
債務者　小山　智憲
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富田　大樹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１０９号
東京都墨田区太平１丁目18－14－601
債務者　野口　英男
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二部　新吾
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２１１号
千葉県君津市陽光台１丁目11－18　２号室
債務者　齊藤　洋一
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　並木　陽介
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２２０号
東京都練馬区豊玉上１丁目14－15－204
債務者　柴田　裕介
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　泰彦
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２３９号
東京都大田区雪谷大塚町14―17―102
債務者　田中げいな
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川浦　史雄
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２４９号
東京都新宿区馬場下町55―208
債務者　倉光　亜希
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坪内奈央子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１９６号
神奈川県中郡大磯町西小磯261番地の23
債務者　山本　敦子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　昌子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月25日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１７２号
静岡県富士市大淵356番地の93　県営住宅Ｃ―402号、前住所静岡県富士市厚原1027番地　アーバンローゼ204号
債務者　川口　純平（旧姓山元）
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津島　章利
4　破産債権の届出期間　令和８年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第７２００号
東京都新宿区北新宿４丁目31―９―101
債務者　森田　　学
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　棚橋　桂介
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月５日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年２月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０２７号
東京都豊島区要町３丁目９―２―102
債務者　緑川　綾香
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢部　陽一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月12日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２１４号
東京都台東区東上野６丁目10―15―903
債務者　國光　隆太
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　憲司
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月12日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０３８号
東京都練馬区南田中２丁目23―23―401
債務者　芦崎　泰彦
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田　修平
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０４０号
東京都新宿区上落合２丁目29―６―805
債務者　遠藤　彰吾
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大瀧　靖峰
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１３９号
東京都板橋区徳丸２丁目18―14―601
債務者　畑中　裕子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酢谷　裕子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月18日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年２月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１０１号
山梨県笛吹市春日居町鎮目29―３―531
債務者　志水　羊子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古平江都子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１３１号
東京都足立区千住龍田町12―14―802
債務者　浅井隆之介
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　雅彦
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１５８号
東京都豊島区池袋本町２丁目22―13　山新第５池袋本町マンション　301号
債務者　須能翔太郎
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西岡　孝浩
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１８６号
東京都足立区宮城１丁目５－８―510
債務者　山本　弘美
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小井土直樹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月19日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年２月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２５１号
東京都板橋区双葉町11―５―404
債務者　松尾穂奈美
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸倉賢一郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月19日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年２月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３２０号
東京都足立区堀之内２丁目９－３－102
債務者　太田　美紀（旧姓藤野・古川）
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金澤　耕作
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月19日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年２月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１２０号
群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩97番地の５
グレースシャルマンＣ棟107
債務者　久保田　藍
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井野口通隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１６８号
群馬県太田市高林東町1789番地３
債務者　長島　弥之
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　光人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１１７６号
大阪府茨木市大池２丁目21番13号　ペルソネージュ大池　201号
債務者　花房　昌広
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畠山　啓太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６９７号
大阪市城東区永田４丁目13番16号　東栄マンション　301号
債務者　寺田惠太郎
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒元　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０６７号
大阪府寝屋川市太秦東が丘16番19号
債務者　宮井ひかる
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葉方　心平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１１０号
大阪市西区川口２丁目３番28―809号
債務者　本江　穣士
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　　禎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７２号
香川県木田郡三木町大字田中1663番地１
債務者　上原成一朗
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬伏　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４０８号
鹿児島市山下町12番４号　第二城山ビル401号
債務者　内薗　真美
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　浩基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月11日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第５１号
岩手県奥州市江刺六日町３番６号
債務者　髙橋　一久
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日高　拓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（フ）第１９６号
仙台市太白区泉崎１丁目21番51号　ドーミー長町南
債務者　岡堀　若子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤間　　環
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７７３号
仙台市宮城野区幸町３丁目３番１―604号
債務者　森　　祐子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　　洸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時35分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９６８号
仙台市泉区みずほ台17番地の１　ガーデンワコーみずほ台103
債務者　松川　　康
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川雄大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後１時35分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０２４号
仙台市泉区住吉台東５丁目４番地の21
債務者　須田　　永
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０４５号
仙台市泉区山の寺２丁目26番40号　ジュネス山の寺Ⅱ－102
債務者　横橋　勇輝
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川雄大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前11時25分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０９１号
宮城県宮城郡利府町花園一丁目29番地１
債務者　柴崎　　愛
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田美佐都
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１２８号
福島市蓬莱町四丁目４番11―205号
債務者　菅野　義三
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　　淑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第３１号
福島県白河市真舟７番地22　グランディール真舟Ｂ202
債務者　菊地　一馬
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　貴雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

令和８年（フ）第２０７８号
神奈川県大和市林間２丁目２番１号　プレミエ・サイ203
債務者　塚田　和稀
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　有佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午前11時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２４１号
三重県鈴鹿市西条七丁目88番地　ライブタウンパレス２Ｅ
債務者　追分　弘之
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚本　順久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１８５３号
大阪市住吉区遠里小野２丁目１番13号　シャルマンムク　601号
債務者　飯塚久美子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　洋希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５００８号
大阪市西成区長橋３丁目７番28―504号
債務者　花田　和幸
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　　司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５８５号
岡山市南区福富中一丁目６番３号　サーパス福富205号室
債務者　三原　和貴
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑島　幹雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９０９号
広島市東区馬木５丁目1452番地４
債務者　山下　明美
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大本　卓志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９２２号
広島県安芸郡府中町本町３丁目８―38　サンハイム府中401、住民票上の住所広島県安芸郡府中町城ヶ丘６番12号
債務者　廣岡　要二
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大本　卓志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９７７号
広島市南区翠３丁目11番29号
債務者　吉井　由香里
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　要治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６０５号
神戸市北区鹿の子台北町８丁目９番10号
債務者　ＲＩＶＩＴＡＬこと宮地　絵奈
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葭岡　倫矢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１００号
愛媛県西条市福武甲875番地１　フォブール若葉102、前住所愛媛県松山市道後樋又１番22号　ラルステージ道後樋又202号
債務者　増田　理恵子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡林　義幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第１０７５号
京都府木津川市木津清水60番地　グランアヴニール205号室
債務者　杉島　理恵
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　友也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６１３号
茨城県笠間市平町1676番地16　ＤＯＲＥＭＩ103号、申立時の住所栃木県矢板市東町1236―７　レオパレス矢板Ⅱ208号室
債務者　佐々木雄一郎
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　染谷　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２３４６号
神奈川県綾瀬市寺尾北２丁目４番21号　ピア寺尾201
債務者　関　　太河
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片桐　久充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３７１号
神奈川県海老名市さつき町１番地（13―502）
債務者　藤井　勝英
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６３号
福岡県大牟田市大字歴木1137番地１
債務者　髙比良秀嗣
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第５６９号
兵庫県尼崎市東園田町６丁目121番地の８　ポピーハイツ２番館　302
債務者　松下　正幸
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１４０号
茨城県龍ケ崎市若柴町2240番地32
債務者　杉山　雄太
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　智宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第４７２号
兵庫県三田市狭間が丘５丁目４番地　６棟501号
債務者　岡　　真也
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２４５号
茨城県笠間市下郷1180番地１、前住所神奈川県川崎市中原区小杉御殿町２丁目99番地１メゾン・パネイル206
債務者　園部　裕司
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関山　英忠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２９２号
福井市狐橋１丁目215番地　グリーンゲイブルズ　A101
債務者　大塚工業こと　大塚　洋平
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑野　陽壮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１４０号
名古屋市港区本宮新町54番地　コンフォータブル102号、従前の住所名古屋市中村区八社２丁目164番地　県営中村住宅１棟339号
債務者　島　峻博こと　ＣＨＥＮ　ＪＩＡＪＵＮ　陳　佳俊
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　強瀬　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９８４号
堺市南区庭代台２丁１番16―203号
債務者　堤　　浩次
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田さえ子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１４４３号
さいたま市桜区西堀10丁目８番37―102号
債務者　川本　重幸
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田部　恭兵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４９３号
埼玉県川口市坂下町３丁目17番11号　ホリシンビル106号、旧住所埼玉県川口市戸塚南二丁目27番25号　レオパレス城山101号
債務者　瀬尾　大勇
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　直哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５３４号
さいたま市北区大成町４丁目475番地２　ライオンズマンション大宮大成105
債務者　吉田　真央
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角谷　史織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７３１号
埼玉県川口市大字東本郷277番地、旧住所さいたま市浦和区常盤９丁目33番20号　パストラルオオクボ401号
債務者　平林　浩一
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋口　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４６４５号
大阪府藤井寺市林２丁目２―50、住民票上の住所大阪市平野区喜連東５丁目１番49―607号
債務者　三枝　誠二
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠井　計志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後２時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１３９号
大阪市浪速区桜川２丁目６番24―1105号
債務者　西元　尚登
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牟田口卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１４２号
大阪府箕面市小野原西３丁目26番39号
債務者　南　　朋浩
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深田　愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３号
新潟県長岡市下山６丁目169番地４
債務者　小田島勝信
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　砂山　雅人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１８９号
群馬県高崎市赤坂町110番地１　ラフォーレ赤坂Ｐ号室
債務者　猿谷　文彦
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤石あゆ子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前11時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第６１２号
埼玉県川越市南大塚４丁目９番地４、前住所埼玉県富士見市鶴瀬西３丁目４番36号　上沢荘201
債務者　柏ユツカこと　湯淺由伎子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　寛太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７１０号
埼玉県所沢市東所沢和田１丁目18番地の５リエス東所沢301
債務者　石原千恵子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　正也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第１１９９号
京都府宇治市広野町小根尾７番地の９　広野ハイムＢ棟102号
債務者　吉川　魁斗
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　源力
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８３３号
京都府八幡市八幡盛戸28番地の35
債務者　リラクゼーションアロマ・Ｌｅａｆこと　木村　秋江（旧姓渡邉、佐田）
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上辻　直章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８４５号
京都市西京区大枝沓掛町９番地28　ヴェルドミール桂坂605、前住所京都市山科区大塚元屋敷町44番地３　ジーメゾン山科エミール102号室
債務者　山崎　斐裕（旧姓天羽）
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日高　麗衣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９５号
広島県呉市広古新開９丁目21番28ネクサス広古新開208号
債務者　岡野　啓介
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加納　三裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第２６３号
長崎県長崎市深堀町１丁目11番地25　リバティハイム203号、旧住所熊本県荒尾市蔵満297番地
債務者　佐藤　亮介
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　真邦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２４９号
北海道旭川市忠和６条７丁目６番21号　アルカフェ１　201
債務者　小林　仁
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　冬子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後３時
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５１３号
埼玉県上尾市本町五丁目８番７号　ショウヒロ本町Ａ棟
債務者　山田　貴由
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衣川　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６４号
三重県桑名市柳原30番地、前住所三重県員弁郡東員町大字穴太1548番地８
債務者　小野　徳之
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川俊晶
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第９５号
広島県尾道市山波町79番地１
債務者　清白こと　スズシロこと　二宮奈緒美
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千鯛　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第２７２号
福井市大村町第21号８番地１
債務者　建築工房Ｒヌーヴォこと　海道　亮
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前波　裕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時45分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４８７号
愛知県豊田市小坂町７丁目30番地15　ピースフルⅠ　105号
債務者　山口　亘
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松山　剛久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時55分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４７８８号
滋賀県栗東市手原５丁目６番35号、事業所所在地大阪市東淀川区淡路４丁目７－25
債務者　24こと　荒瀬　光佑
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　信吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１４８号
鳥取県米子市両三柳2788番地５　ヴィラナリー米子８号棟104号、旧住所鳥取県米子市東福原４丁目11番15号
債務者　山西万里惠
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　久永
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第７０３号
埼玉県所沢市大字牛沼121番地の２　アド・ザックス・ラフィネＡ－102
債務者　小塩　達也
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７７０号
愛知県尾張旭市三郷町富丘50番地３　エトワール102号
債務者　榎田礼奈人
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　駿
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２８号
北海道勇払郡むかわ町大成１丁目15番地１むかわハウス309
債務者　菅原　宏太
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大谷　和広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第２７３号
金沢市大額３丁目72番地　ハミルトンの家１－Ｃ号
債務者　河原　祐浩
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長井　竜也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５０１号
愛知県西尾市山下町多茂ノ木89番地
債務者　ジャッジこと訪問医療マッサージＫＥｉＲＯＷこと　遠山　秀夫
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第６７８号
栃木県宇都宮市緑３丁目31番７号
債務者　篠崎　　弘
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊田　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１６２２号
北海道江別市野幌住吉町25番地の34
債務者　田村　吉則
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６８９号
札幌市東区北19条東17丁目３番28―101号
債務者　木戸　博文
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７１９号
札幌市南区北ノ沢1897番地54
債務者　橋向　紘矢
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７３１号
札幌市中央区北３条西12丁目２番地１　札幌パークマンション405号
債務者　菊地　睦昭
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７４８号
札幌市西区八軒７条西４丁目１番16―307号
債務者　福原　　隆
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８０７号
札幌市西区西野８条３丁目４番60号　メゾンエミール203号
債務者　山本　裕美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８１２号
札幌市東区北43条東16丁目４番14―401号
債務者　岡野　美香（旧姓太田）
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８２５号
札幌市白石区南郷通１丁目北２番32―612号
債務者　石上　静司
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８３８号
札幌市北区北23条西５丁目２番21―912号
債務者　大原　雄司
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８５０号
札幌市東区伏古11条２丁目10番12―203号
債務者　谷本　智一
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９３１号
札幌市西区西野１条１丁目８番10号　ガーデンコート西野102号
債務者　小熊千惠子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９５号
北海道夕張郡長沼町西２線北４番地
債務者　岡田　和也
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第２１６号
釧路市愛国東３丁目17番20号
債務者　波切　文香
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２０号
釧路市文苑１丁目29番13号　シティーガーデン101
債務者　政木　　誠
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５２号
岩手県久慈市長内町第12地割41番地３　佐々木アパート２号室
債務者　岡本　裕希
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

令和８年（フ）第５４号
岩手県下閉伊郡普代村第29地割字芦渡71番地１
債務者　長澤　淳美
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

令和８年（フ）第５５号
岩手県二戸市浄法寺町和泉田120番地
債務者　安ケ平裕美子
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

令和８年（フ）第３０８号
群馬県伊勢崎市曲沢町671番地44　アネーロA101
債務者　佐藤　恵美
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３１７号
群馬県吾妻郡草津町大字草津609番地１　C棟44号、旧住所群馬県吾妻郡草津町大字草津178番地４
債務者　一場　　藍
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１８０号
群馬県高崎市江木町599番地３　ビューハイムＣ号
債務者　木下　浩三
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第２２７号
群馬県藤岡市立石556番地２、前住所千葉県野田市光葉町二丁目18番地の11
債務者　嶋田　美雪
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第２３３号
群馬県高崎市町屋町602番地３
債務者　桒原　　響
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第３３号
千葉県館山市稲1289―２、住民票上の住所千葉県南房総市和田町和田545番地３
債務者　杉山　愛那
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和８年（フ）第１８７号
千葉県大網白里市北今泉1343番地６
債務者　花澤　育美
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第２３０７号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン３－２号棟402号
債務者　江原　光宣
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８９６号
大阪府河内長野市寿町２番37―202号、前住所大阪府河内長野市上田町241番地の202
債務者　濱田　　瞬
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９３０号
堺市中区深井清水町3773番地　第２山内マンション303号
債務者　上野　愛恵
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９５９号
堺市堺区南旅篭町西３丁７番６号
債務者　金正　友作
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９６２号
大阪府河内長野市三日市町1027番地の１〈府営三日市住宅２―401号〉
債務者　宮路　一也
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９８８号
大阪府藤井寺市沢田２丁目９番24号
債務者　倉田　美鈴
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０１９号
堺市西区浜寺諏訪森町西３丁219番地35
債務者　土井真由美
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４８号
和歌山県田辺市中辺路町栗栖川332番地の４
債務者　長谷川晃央
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

令和８年（フ）第７１号
高知市朝倉甲99番地１　アルカンシェルＢ104、旧住所高知市朝倉本町２丁目15番６号ミントハウス203
債務者　山本　花菜（旧姓樽本）
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２３３号
高知市鳥越144番地８　ザファースト201
債務者　所谷　美希
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２６５号
高知県香美市土佐山田町248番地６　カームネス岡本106号室
債務者　立花あゆみ
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２８８号
高知市桟橋通６丁目２番27号　ピアハイツＢ棟301
債務者　舩山　久範
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２９５号
高知市天神町３番11号　コーポ阪口305
債務者　小山　武志
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２９６号
高知市天神町３番11号　コーポ阪口305
債務者　小山　純江
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２４１号
福岡県久留米市津福本町1661番地３　ＭＡＲＫＳＦＯＲＴ津福402号
債務者　松田　辰子
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２５３号
福岡県久留米市合川町2074番地５　ウエラインアパート南棟２号、前住所福岡県久留米市津福本町1762番地７　フォーブル原102号
債務者　川勝　　巧
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２６６号
福岡県小郡市三沢2425番地１　ラフテル小郡202、前住所福岡県糟屋郡久山町大字山田1859番地１　プラムコートＢ一102号
債務者　榊　　利和
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２７９号
福岡県久留米市日吉町９番地11　朝日ビル206号
債務者　ＦＵＮＡＴＳＵ　ＲＯＳＩＴＡ　ＣＡＧＯＣＯ
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２８０号
福岡県久留米市六ツ門町21－９　パークレーン六ツ門901号、住民票上の住所熊本県熊本市中央区水前寺１丁目23番７－702号　クレアドール水前寺公園通
債務者　木戸　明子
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第９４号
長崎県大村市植松３丁目840番地　市営植松アパートＡ棟204号
債務者　本山惠美子
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第１７８号
北海道帯広市西１条南26丁目５番地２　ベルトピア帯広Ⅲ205
債務者　竹田　匡志
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第５９号
秋田県横手市幸町６番46号
債務者　小原有希乃（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第９０号
福島県会津若松市城西町４番26号　対馬館団地８棟22号
債務者　佐藤ミサ子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第８５号
新潟県三条市北入蔵２丁目７番３－２号（前住所　新潟県三条市上保内乙12番地７）
債務者　増田　礼子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第６３号
新潟県上越市中通町３番17号　県営中通住宅Ｃ棟　36号
債務者　小竹　玲奈
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第３４９号
静岡県伊豆の国市三福305番地の１　レオパレスＫＡＪＩＹＡＭＡ　109号
債務者　遠藤　勝秀
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３６６号
静岡県熱海市緑ガ丘町８番11号　県営緑ガ丘団地Ｃ棟405号
債務者　大島　康子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１９８号
奈良市肘塚町89番地　鞍田ハイツ１Ｆ
債務者　吉野　秋人
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２４６号
香川県高松市木太町5025番地８
債務者　野々村眞弓
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２７５号
香川県高松市上天神町336番地
債務者　近藤　勝信
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２７６号
香川県高松市藤塚町２丁目11番20―305号
藤塚コーポラス
債務者　近藤　清美
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２９４号
香川県高松市勅使町1419番地８　ガーデンプレイスＤ102号室
債務者　尾形　魁斗
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１５５６号
東京都町田市能ヶ谷４丁目37番32号クレメントⅢ101
債務者　赤倉　美奈
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５７１号
東京都国立市西１丁目１番地の33大和荘201
債務者　大田　正之
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５９４号
東京都多摩市愛宕３丁目５番地１―106
債務者　谷口ヒシャム
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６０５号
東京都武蔵野市西久保３丁目１番16号ピアチェーレ三鷹１Ｅ
債務者　宇積　宏明
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１５号
香川県丸亀市中府町四丁目10番６号
債務者　白石布由子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第１２３号
香川県綾歌郡宇多津町350番地24（京都東山406―52）、前住所香川県丸亀市綾歌町岡田東1592番地１
債務者　高尾　佳志
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第４７２号
代替住所Ａ（旧住所　茨城県稲敷郡阿見町大字若栗1367番地51　シティハイツ吉田201号）
債務者　和泉　幸奈
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６３０号
埼玉県富士見市東みずほ台３丁目12番地１ジュネスレオ202
債務者　土門　里菜
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６６７号
埼玉県川越市新宿町４丁目８番地１（ニュータウン川越301号室）
債務者　中井リュウイチこと　バリワ　リュウイチ
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６８５号
埼玉県所沢市大字荒幡23番地の３
債務者　齋藤　　満
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７２７号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保106番地63、前住所埼玉県入間郡三芳町大字藤久保289番地１　ディックピア鶴瀬507号
債務者　中山　恵一
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７３０号
埼玉県ふじみ野市大井652番地30
債務者　小平賀津雄
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７３５号
埼玉県所沢市若狭１丁目2972番地の16　イルソーレ101
債務者　神山美智惠
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７４６号
埼玉県所沢市小手指町２丁目1425番地の５　ウィザード小手指205、前住所埼玉県所沢市上新井３丁目68番地の１　マック小手指ハイム104
債務者　岡戸　良能
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７５２号
埼玉県坂戸市末広町12番地（13―301）
債務者　大西美友樹
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７５４号
埼玉県入間市大字扇町屋1226番地２　県住向原３―208
債務者　高橋　博子
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７７１号
埼玉県入間市東藤沢７丁目44番４号
債務者　出口真奈美
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３２９号
岡山県倉敷市平田240番地12　シティハイツ101号
債務者　髙木　　仁
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１０７６号
埼玉県幸手市東２丁目31番11号
債務者　岡田　　光（旧姓古閑）
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６３７号
埼玉県志木市本町五丁目11番８―302号
債務者　黒田　夢姫
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６９５号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目３番地　４号402
債務者　佐藤恵美子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７０９号
埼玉県川口市大字木曽呂216番地の５　フラワーガーデンＡ201号
債務者　渋谷　善行
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７４３号
埼玉県北足立郡伊奈町小室818―２　けやき荘、住民票上の住所埼玉県北本市東間２丁目24番地１
債務者　島田　瑞起
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７５５号
さいたま市浦和区仲町４丁目24番６号　エメ・サンルーナ402号室
債務者　法田　未来
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６２２号
埼玉県草加市草加４丁目３番23―105号
債務者　サフィラ　カンサ　ムンタカ
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第７２５号
埼玉県ふじみ野市大井1219番地４
債務者　宍戸　美春
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７５７号
埼玉県狭山市狭山台２丁目１番地　２―11―201
債務者　井上　佑介
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７８９号
埼玉県川越市大字的場2845番地11　（関根コーポ205号室）
債務者　浅井　義一
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１６３８号
札幌市中央区南３条東２丁目１番地　パシフィック南３条404号
債務者　木村　友樹
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７５７号
札幌市西区西野１条５丁目３番５号
債務者　香林　　空
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７９１号
札幌市白石区北郷７条10丁目１番35―301号
債務者　髙橋　友里
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８２８号
札幌市北区北33条西３丁目１番21号　ＳＲ33―301号
債務者　一戸　隆次
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８３４号
札幌市中央区南１条西22丁目２番23―503号
債務者　木本　啄望
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８４３号
札幌市北区新琴似６条６丁目３番19号　コーポ英Ｂ205号、申立時の住所札幌市北区新琴似８条13丁目６番１号
債務者　佐々木貴子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９０７号
札幌市豊平区美園２条５丁目１番３―203号
債務者　松枝　　楓
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９１１号
札幌市北区新川８条17丁目769番地10
債務者　伊藤　優平
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９２３号
札幌市東区北15条東18丁目４番23号　北星ハイツＡ210号
債務者　阿部　美穂
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９５７号
札幌市白石区南郷通14丁目北２番31―201号
債務者　吉村　桜子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０１８号
札幌市豊平区平岸４条14丁目４番７―111号
債務者　柳谷あゆみ
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１３号
北海道旭川市７条通８丁目38番地の12　ルーベデンス７条601号室
債務者　森本亜紀子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２８号
北海道旭川市緑が丘東５条１丁目６番３―18号　道住82Ｒ３―18号
債務者　赤坂　稔之
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９号
北海道標津郡中標津町西５条北５丁目６番地１
債務者　工藤　忠利
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
釧路地方裁判所根室支部

令和８年（フ）第３１９号
盛岡市三本柳２地割28番地６　アップルコートＡ102号
債務者　長沼　優弥
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３２７号
盛岡市下米内字馬場野14番地１
債務者　渡邊　天那
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３３４号
盛岡市本宮七丁目11番６号　グリーンビュー鬼柳Ｂ－１号
債務者　川崎　福栄
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３３５号
盛岡市東松園四丁目12番４－14号
債務者　石田　幸子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３４１号
盛岡市北天昌寺町３番９号　メイプルハウスＡ号
債務者　穴久保由美
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３４７号
盛岡市上田堤二丁目１番17号　ハイラークＫ202号、前住所盛岡市三本柳12地割18番地58風舎Ｃ号
債務者　佐々木真美（旧姓西家）
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２２９号
群馬県高崎市上大類町1052番地１　ヴィヴレ・シン101号
債務者　吉崎こころ
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第２３２号
群馬県高崎市吉井町吉井781番地　かじ町ハイツ201号
債務者　高橋智恵美
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第４９４号
愛知県みよし市三好町上76番地７　アーバンポイント三好Ⅱ　101号、旧住所愛知県みよし市三好町上90番地３
債務者　徳田由紀子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４９５号
愛知県豊田市広田町稲荷山６番地３　アメニティ豊田302号
債務者　齋藤　真奈（旧姓仁戸田）
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５０６号
愛知県豊田市保見ケ丘５丁目１番地11　公団101―403号
債務者　古田　侑華
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５０７号
愛知県豊田市青木町３丁目28番地２　フォーブル猿投201号
債務者　福岡　仁司
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４３号
和歌山県西牟婁郡白浜町1902番地
債務者　阿比留カヨ子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

令和８年（フ）第１５２号
高知市薊野南町７番16号　第二司コーポ402
債務者　松村　幸哉
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１８４号
高知市一宮中町３丁目２番４号　ポラリス一宮403
債務者　永野　　駿
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２６９号
高知県土佐市蓮池538番地　メゾンフクナガ５号室
債務者　長山　恭子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２７３号
高知県南国市幸町３丁目３番17号
債務者　岡村　清水
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３３１号
盛岡市好摩字野中307番地10
債務者　工藤　廣宣
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第６６号
山形県鶴岡市朝暘町２－19－２、住民票上の住所山形県鶴岡市黒川字仲村60番地
債務者　上野由美子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第８４号
新潟県三条市石上３丁目５番６号　ファミールハウスＤ―102
債務者　牧田　益夫
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第２６０号
香川県木田郡三木町大字平木780番地３　サンピア葛西―202
債務者　佐々木恵美
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２８３号
香川県丸亀市綾歌町富熊1124番地１
債務者　眞井　仁信
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１３６号
宮崎県都城市年見町31号11番地８　サニーⅡ201
債務者　瀬口　貴義
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第６１２号
栃木県下都賀郡壬生町あけぼの町７番４号　アルバスクエア204、前住所栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁283番地１
債務者　須藤　義典
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６２１号
栃木県宇都宮市鶴田町3353番地58　太陽マンション105棟201号室、前住所埼玉県戸田市氷川町１丁目４番16―205号
債務者　王　　真美
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３５４号
静岡県浜松市中央区三島町1382番地の１　プレミネンス102、前住所静岡県浜松市中央区丸塚町126番地　ローザンヌⅠ　206
債務者　内山　杏里（旧姓森村）
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第４０号
長崎県島原市本町乙474番地５
債務者　三浦　明人
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和８年（フ）第１３８号
北海道苫小牧市明野新町２丁目３番11―206号
債務者　櫻井　美幸
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第１０９４号
仙台市青葉区宮町４丁目２番43―503号
債務者　吉田　美和
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１６号
福島県相馬市尾浜字札ノ沢80番地の73
債務者　星　　柚衣
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福島地方裁判所相馬支部

令和８年（フ）第１４８号
茨城県取手市藤代830番地58　アビタシオン藤代２号館102
債務者　青木　龍司
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１４９号
茨城県取手市藤代830番地58　アビタシオン藤代２号館102
債務者　青木　玲子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第７１号
茨城県神栖市平泉１番地43　ディア・ベルジュ201
債務者　菅　恵里加
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第６４２号
栃木県宇都宮市駒生町1410番地　カーサコパンＢ105
債務者　光延　博明
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６４６号
栃木県足利市田島町819番地、前住所埼玉県さいたま市緑区馬場１丁目６番地８
債務者　嶺井　美香
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２９７号
千葉県白井市桜台２丁目３番４棟504号
債務者　陣野　チヨ
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第９７号
千葉県茂原市本納1762番地１　ファミリープラザＣ101
債務者　天王寺谷良子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第６７５号
川崎市宮前区野川台１丁目３番20号
債務者　斉藤　柊弥
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７６５号
川崎市中原区木月２丁目11番26号　カーサ木月　203
債務者　藤沢　裕久
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７７４号
川崎市中原区中丸子135番地１　アールスタイルズ武蔵小杉ウエスト　515
債務者　関　　芳美
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１０９号
長野県上田市上田1944番地１　フォレデポムＤ205号
債務者　中村真奈美
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第１１６号
岐阜県大垣市本今３丁目58番地　レオパレスユリシーズ本今　210
債務者　増田　孝司
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１９４号
静岡県富士宮市宮原398番地の１
債務者　鈴木　喜美子
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第７７号
三重県名張市東町1762番地１　ハイム美倉201号
債務者　中川　作二
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第２６０号
三重県四日市市平津新町260番地560
債務者　村上　辰弘
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２６１号
三重県四日市市平津新町260番地560
債務者　村上　尚樹
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１５３号
滋賀県愛知郡愛荘町杢掛118番地
債務者　丹治　寛尚
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１６１号
滋賀県東近江市佐野町372番地24　メゾンエイコー能登川　201号室
債務者　田所　慈明
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第６２号
滋賀県長浜市口分田町236番地１　パークタウンＮＫ　206号室
債務者　須脇　良一
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第２１７号
兵庫県宝塚市泉町20番５―204号、前住所兵庫県宝塚市山本野里１丁目６番２―401号
債務者　伊関アネッサ
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１１８号
鳥取県鳥取市江津1257番地　中央ハイツ３号
債務者　福田　和美
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２７号
鳥取県鳥取市富安１丁目29番地　キャッスルＩ　702号、旧住所大阪府大阪市福島区海老江１丁目５番30―621号
債務者　幸田　栄人
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６７号
鳥取県米子市錦町３丁目122番地８　ベルトピア錦町106号
債務者　宮下　直人
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第７８号
広島県三原市和田２丁目４番８号　上野アパート１号
債務者　菊永　卓宏
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第５００号
大分市高松東３丁目３番16号　第10高城コーポ２Ｅ
債務者　佐藤　健一
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５１３号
大分市敷戸西町12番４―301号
債務者　軸丸マユミ
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４００号
宮崎市谷川３丁目１番２号　ほのぼの天満、前住所宮崎市大坪西２丁目16番５―22号
債務者　山本　紀子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４３３号
鹿児島市吉野４丁目64番13号　メゾンＴＭＳⅡ　303号
債務者　堤　　勝之
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４３４号
鹿児島市吉野４丁目64番13号　メゾンＴＭＳⅡ　303号
債務者　堤　　真留主
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４４４号
鹿児島市鴨池２丁目13番８号　ｌａｋｉ―ａｌａ201号
債務者　佐藤　史治
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第５２号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町20番地28　登アパート101号
債務者　林　　利幸
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部２係

令和８年（フ）第５３号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町20番地28　登アパート101号
債務者　林　　睦月（旧姓重信）
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部２係

令和８年（フ）第１８５３号
横浜市港南区野庭町699番地１　グレイス上永谷第３　206号室
債務者　齋藤　未来
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０１２号
横浜市金沢区六浦４丁目６番４―308号
債務者　斉藤　美幸
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１１１号
横浜市戸塚区原宿１丁目50番１―209号
債務者　長谷川勇治
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３０８号
横浜市泉区和泉町2323番地　クオーレＡ101号
債務者　石井　悦子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３２４号
横浜市神奈川区菅田町2975番地14
債務者　中津　竜斗
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３３２号
横浜市中区本牧間門20番６号　アリーナマカドⅡ　203号室
債務者　今井　　薫
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３３９号
横浜市神奈川区浦島町４番地16　シティ浦島202号
債務者　星　　杏佳
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３６３号
横浜市鶴見区鶴見中央５丁目10番２―309号
債務者　中村　良子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３７６号
横浜市金沢区釜利谷南２丁目15番１―303号
債務者　岩澤めぐみ
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４３３号
横浜市西区境之谷113番地42
債務者　山田ウィルマこと　ヤマダ　ウィルマ　デソヨ（ＹＡＭＡＤＡ　ＷＩＬＭＡ　ＤＥ　ＳＯＹＯ）
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７７号
長野県岡谷市長地片間町一丁目８番９号
債務者　髙橋　咲希
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第５３０号
兵庫県西宮市平木町３番４―303号
債務者　川越　義暢
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５８７号
兵庫県尼崎市富松町３丁目23番６号　ａｂｃビル　203
債務者　徳山　隆士
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５９１号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番３―618号
債務者　寺川　禮子（法定代理人成年後見人一般社団法人Ｒｉｇｈｔｓ）
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第１２８号
島根県松江市南平台21番18号
債務者　青柳　智也
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２４号
代替住所Ａ（旧住所　山口県宇部市西宇部南１丁目３番35―３号）
債務者　小山　貞美
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１２８号
山口県山陽小野田市大字小野田4634番地８、前住所山口県宇部市大字東須恵3383番地12　コーポ西村　212号
債務者　植田　一成
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第４４６号
大分県津久見市大字津久見242番地
債務者　迫　祥次郎
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４６４号
大分市大字志生木835番地
債務者　姫野　伸二
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４８０号
大分市下郡中央１丁目１番８―104号　ＹＵＳＨＩＡＮ
債務者　橋爪　　諒
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１６７号
宮崎県延岡市平原町１丁目715番地３　アーバンコート平原103、前住所宮崎県延岡市鶴ケ丘２丁目2021番地92
債務者　長野　行成
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１７１号
宮崎県日向市大字財光寺275番地１　桂ハイツ106号
債務者　坂本ひろ子
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第８３号
岩手県一関市室根町矢越字松原78番地、住民票上の住所岩手県一関市千厩町清田字田畑24番地４
債務者　小山　賢也
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第２３号
栃木県真岡市亀山三丁目５番地11　ニューライジング　サン　206号室、旧住所栃木県大田原市中田原548番地４　ａ　ｌａ　ｍｏｄｅ101
債務者　伊藤由美子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

令和８年（フ）第１８７号
富山県富山市大町34番地22、前住所東京都杉並区上高井戸一丁目18番１号　フェニックス芦花公園駅前壱番館　304
債務者　東海　美穂
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８９号
富山市中島三丁目７番20―205号　第２佐竹ビル
債務者　若林　佳正
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０６号
金沢市西金沢新町199番地　セレジェイラ201号、従前の住所金沢市西金沢３丁目152番地コモドクァルト２Ｃ号（従前々の住所）三重県伊賀市中柘植531番地の２
債務者　金森　泰子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７５号
福井市東森田２丁目1404番地、旧住所福井市古市町第11号17番地２　メゾン・プロニティ101
債務者　荒井雅麗沙
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２７６号
福井県坂井市丸岡町高柳第16号136番地
債務者　加藤　雄大
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２７８号
福井県坂井市三国町水居第24号13番地２　水居団地311号
債務者　伴藤　広美
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３９０８号
大阪府守口市八雲北町２丁目９番７―101号
債務者　末野　弘士
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６１３号
大阪府東大阪市箱殿町６番47号
債務者　武富スミエ
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７７４号
大阪市福島区福島７丁目16番７―501号
債務者　藤田　浩二
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８２４号
大阪市城東区新喜多東１丁目13番38号　ｓ．ｓｕｐｐｏｒｔ　203、前住所大阪市天王寺区上本町９丁目２番７―416号
債務者　赤坂百合子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８５４号
大阪市淀川区西宮原３丁目３番11―1411号
債務者　マルイ産業こと　伊井　直樹
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９１５号
大阪府門真市常盤町25番14号　マンションまり401号
債務者　上田　妃利
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９３１号
大阪府箕面市桜５丁目９番７号
債務者　岡崎　信之
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９３８号
大阪府吹田市山田西４丁目４番14―417号
債務者　平田　正彦
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０２０号
大阪府吹田市山手町２丁目26番13―406号、前住所大阪府高槻市牧田町６番31―501号
債務者　中沢　達彦
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０７３号
大阪市西成区玉出東２丁目３番33号　ケーズコート　407号室
債務者　津田　佳玲
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１９１号
大阪府門真市打越町13番５号　メゾンタイム北302号
債務者　サンキストスポーツこと　富永　浩二
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２３１号
大阪府東大阪市長堂２丁目４番16―505号、前住所大阪府大東市末広町３番308号
債務者　高宮　　扶
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２５５号
大阪市阿倍野区西田辺町１丁目12番２号　レジデンス西田辺301号
債務者　古本　公之
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４４号
兵庫県尼崎市常吉１丁目３番15―403号
債務者　片岡　絵理
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５８５号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番８―716号、前住所横浜市青葉区藤が丘一丁目39番地６　ＳＫハイツ205号
債務者　大野陽向子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６０５号
兵庫県尼崎市椎堂１丁目17番10号　レスポワール35　502号
債務者　大越　理加
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６０８号
兵庫県尼崎市尾浜町３丁目１番２―211号
債務者　中山　啓子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第７０号
山口県岩国市玖珂町4133番地１　233
債務者　築地　真美
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第２９７号
徳島県徳島市沖浜東３丁目60番地　アルファステイツ沖浜804号
債務者　藤本　淳子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５４号
福島県郡山市並木五丁目３番地の36　プレセランス郡山408号
債務者　小椋友香里
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２６１号
福島県郡山市富田西五丁目70番地
債務者　橋本　卓司
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２８５号
神戸市垂水区北舞子３丁目６番36号
債務者　柴田　悠希
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８９８号
神戸市中央区山本通２丁目９番18号　ＮＯＢＵＳＡＮ異人館通201号
債務者　国本としえこと　ＷＩ　ＨＹＥＳＯＯＫ　魏　　惠淑
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９０２号
神戸市長田区駒ケ林町１丁目３番16号　山宮荘東２号
債務者　前田　　誠
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６８号
長崎県長崎市本原町34番10―105号
債務者　松竹　美緒
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２８３号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1141番地９　井上ハイツコスモス荘102号、旧住所岡山県岡山市北区谷万成一丁目３番18号　206
債務者　岩永　顕法
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２８９号
長崎県長崎市坂本１丁目10番28―405号、旧住所長崎県大村市武部町580番地４
債務者　小柳　暁子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１３５号
栃木県栃木市片柳町２丁目53番５号
債務者　戸澤　郁巳
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第３２号
山形県新庄市城南町９番25号　城南アパート４―１
債務者　佐藤　　豊
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
山形地方裁判所新庄支部

令和８年（フ）第３４号
山形県最上郡鮭川村大字中渡499番１
債務者　荒木　弘子
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
山形地方裁判所新庄支部

令和８年（フ）第１３４号
栃木県栃木市今泉町１―14―26、住民票上の住所栃木県栃木市大平町富田５番地121
債務者　長岡　篤子
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第９７５号
京都府宇治市五ケ庄一里塚１番地の71　ひさみ荘５号
債務者　北澤　稔久
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９８２号
京都市伏見区向島本丸町20番地　ノアーズアーク観月橋210号
債務者　南本　達也
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９８９号
京都市中京区新烏丸通二条上る橘柳町163番地　井川マンション　203号室
債務者　田口　正敏
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１００９号
京都市東山区大和大路通五条上る山崎町382番地　美光レジデンス３－Ｂ
債務者　大山　信子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９５３号
広島市安佐北区三入南１丁目10番28―201号
債務者　佐藤　真理
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９８３号
広島市東区戸坂千足１丁目21番12号
債務者　福島　靖規
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９９１号
広島市西区観音新町３丁目９番37―502号
債務者　原田　美風（旧姓三宅）
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１００１号
広島市安佐北区可部東２丁目28番３－１－202号
債務者　河村　養己
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３１号
山口県光市島田６丁目７番２号市営住宅２号棟201号、前住所山口県光市中央４丁目11番１号
債務者　橋本美保子
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第５５号
山口県周南市大字安田１番地の17　市営三丘住宅Ｄ棟42号
債務者　中嶋　カツヨ
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第６０号
山口県周南市周陽２丁目13番34―303号
債務者　吉岡　遼我
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第９４７号
広島市西区己斐上４丁目29番13号　二階
債務者　濱田　惠子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９８１号
広島市西区己斐上２丁目71番10－７号
債務者　小笠原利江
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３２５号
神奈川県平塚市万田２丁目19番３―506号　市営万田貝塚住宅
債務者　鹿倉　憲和
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４３５号
神奈川県小田原市蓮正寺891番地の１　狩川荘201
債務者　遠藤　尚夫
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

破産手続廃止

令和７年（フ）第８１２号
栃木県宇都宮市東宝木町３番３号　カーサ・エルドラード201
破産者　岡部　浩之
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１７２号
栃木県宇都宮市西川田南２丁目22番３号　メゾンパルティールＡ　101、前住所栃木県宇都宮市宝木町２丁目2554番地85
破産者　小曽根　実
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１８１号
栃木県宇都宮市下ケ橋町2467番地
破産者　高橋　巧美
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２０６号
栃木県塩谷郡高根沢町宝石台三丁目７番地２松原シティーⅢ　201
破産者　千葉　　剛
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３３４号
栃木県日光市瀬尾395番地17
破産者　高野　杏奈
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１７５号
千葉県富里市新中沢486番地72、前住所千葉県富里市七栄650番地1525
破産者　折原　順一
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２０２号
千葉県八街市吉倉421番地37
破産者　村松　勇紀
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２０２号
茨城県水戸市千波町1438番地２
破産者　有限会社エシェル
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１０７１号
埼玉県川口市末広一丁目８番17号アライビル２Ｆ
破産者　有限会社ブレイズジャパン
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６９号
埼玉県入間市下藤沢591番地９
破産者　株式会社ＡＤＭ
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３４０号
埼玉県川越市大字谷中21番地
破産者　有限会社矢島工業
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第２４０号
千葉県成田市寺台580番地２
破産者　木村　浩之
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１９２号
千葉県成田市御所の内４番地17
破産者　シーアイプラスト株式会社
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１９３号
千葉県成田市中台１丁目１番地１　２棟102号
破産者　多田　敏郎
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１９５号
千葉県白井市大山口１丁目１番15号
破産者　藤川　翔太（旧姓齋藤）
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和６年（フ）第４８６１号
東京都中央区勝どき４－６－１　パークタワー勝どき1211、住民票上の住所東京都港区虎ノ門３丁目19―10―902
破産者　金岡孝一こと　金　　孝一
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１８２３号
東京都江戸川区松江２丁目43―25
破産者　池田　　猛
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４２３号
川崎市宮前区宮崎１丁目６番地10―203号
破産者　ライフアップパートナー株式会社
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１３０号
新潟市西区善久760番地１
破産者　株式会社ナレッジライフ
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

令和６年（フ）第２６号
長野県松本市蟻ケ崎二丁目６番２号
破産者　株式会社サン・スタッフ松本
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

令和６年（フ）第１２４号
長野県塩尻市大字大門57番地４
破産者　株式会社サン・スタッフ
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

令和７年（フ）第１１号
長野県長野市稲里町田牧1607番地５
破産者　株式会社サン・スタッフ長野
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

令和６年（フ）第６５０号
静岡市葵区瀬名１丁目38番47号
破産者　株式会社東海建装
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１８９号
静岡市清水区興津本町350番地の４
破産者　有限会社望月電気工事
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３６２号
愛知県尾張旭市南栄町黒石62番地３
破産者　株式会社マナグッズ
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第８８８号
神戸市東灘区向洋町中二丁目１番地215号棟126号室
破産者　株式会社ＭＧＯ
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４５号
神戸市兵庫区芦原通四丁目２―22―822号
破産者　合同会社良友
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４６号
神戸市中央区東川崎町１丁目３番６―911号
破産者　岡村ゆかり
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３５３号
岡山市北区西長瀬262番地108
破産者　株式会社アトリエ・シャルアーツ
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３９３号
岡山県倉敷市林1907番地１
破産者　株式会社ＨＥＲＡ
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１１４０号
広島市西区商工センター１丁目５番20号
破産者　広島西山青果株式会社
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３８２号
広島市中区袋町７番２号並木ビル401
破産者　株式会社ｎａｔｕｒａｌ　ｓｔａｎｃｅ
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５５号
香川県高松市川島東町471番地７
破産者　有限会社シー・エス・エル
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４２号
宮崎県西諸県郡高原町大字広原1045番地１
破産者　株式会社日昇
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第２０号
千葉県茂原市北塚947番地102、前住所千葉県茂原市北塚1195番地27
破産者　新條　正己
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第１２１３号
東京都西多摩郡日の出町大字平井2269番地９
破産者　奈良　佳祐
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２３０号
東京都多摩市関戸一丁目11番地の３桜ケ丘プラザビル２階
破産者　株式会社Ｍｙｐｅｃｔｓ
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２３１号
東京都多摩市関戸３丁目11番地の13カーサエバ203
破産者　木本　茉依
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０８２号
神奈川県茅ヶ崎市共恵１―12―８
破産者　合同会社ＫＪＯ
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７１号
静岡県沼津市沼北町一丁目４番22号
破産者　興栄株式会社
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２２６号
兵庫県尼崎市東難波町五丁目３番17号
破産者　株式会社尼トーーク
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第３９号
山口県周南市秋月２丁目３番地38号
破産者　株式会社ＩＭＰＲＡＧＥ
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第１３１号
北海道旭川市２条通２丁目1982番地の１
ナッツＳＰＩＲＩＴ６　201号
破産者　斉藤　秀樹
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４８号
北海道富良野市扇町16番11号
破産者　三上　夏輝
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７４号
宮城県石巻市日和が丘１丁目22番31号
破産者　高橋　幸子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第３８号
秋田県横手市安田字八王寺182番地　グランデール五番館101号室
破産者　高橋　　忍
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第４０号
秋田県湯沢市松岡字中田17番地
破産者　藤原　慎吾
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第５２９号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸５丁目６番29号　ソレイユ鵠沼海岸202
破産者　中尾幸太郎
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３９４号
横浜市鶴見区東寺尾東台９番19号
破産者　秋山　和之
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４５２号
神奈川県高座郡寒川町倉見2018番地10
破産者　三笠　貴大
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４７４号
横浜市都筑区東山田３丁目16番15号　エクセレント城山Ｄ－８号
破産者　藤木　　茂
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５２９号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン９－１号棟309号
破産者　柳部　達哉
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５９２号
横浜市南区八幡町72番地116　メゾンドソレイユ201
破産者　渡邉　秀幸
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４３９号
神奈川県秦野市渋沢2462番地の１
破産者　工藤香生里（旧姓佐藤）
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１８２号
神奈川県平塚市山下３丁目21番24号
破産者　上田阿加子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２８２号
相模原市緑区二本松３丁目19番18号　ハイツエフワイ103号
破産者　三上　考則
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第６５号
新潟県新発田市本町３丁目４番18号　サクシード本町Ｃ棟　101
破産者　佐藤　新一
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第６８号
新潟県村上市藤沢73番地１　シャルマンフジサワ102、住民票上の住所新潟県村上市大津562番地１
破産者　山田　浩之
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和７年（フ）第１２９号
長野県埴科郡坂城町大字南条4640番地　横尾団地Ｄ－１号、開始決定時の住所長野県埴科郡坂城町大字坂城6822番地の５
破産者　田村　弘一
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第５７号
岐阜県土岐市妻木町3247番地の184、従前の住所岐阜県多治見市姫町７丁目102番地の８
破産者　緒方　雄二
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和７年（フ）第５０２号
静岡県浜松市中央区神田町344番地の３　アラモードＢ101、開始決定時の住所静岡県浜松市中央区高林二丁目13番７号　テックハウジングⅡ　１Ｄ
破産者　朝岡　弘冴
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１７７号
静岡県磐田市福田4747番地１、申立時の住所静岡県磐田市福田中島3589番地１　ビレッジハウス福田２―202
破産者　湖東　丈明
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第４８２号
滋賀県守山市守山六丁目13番18―102号
破産者　山本　瑞貴
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９７号
滋賀県甲賀市水口町山2595番地10―102号、前住所岡山県津山市久米川南582番地
破産者　井上　達也
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１２号
滋賀県甲賀市甲南町柑子891番地
破産者　伊藤　暢雄
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１３３０号
京都府宇治市小倉町中畑49番地　小倉中畑市営住宅601号、前住所京都府宇治市折居台一丁目４番地の65
破産者　ＳＥＥＫＥＲＳこと　上田　浩二
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２１９号
京都市山科区大塚北溝町36番地３、前住所京都市山科区東野南井ノ上町16番地62
破産者　久保　隆行
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３８８号
京都市伏見区向島庚申町22番地　コーポラス大洋向島　１－Ｅ
破産者　長谷川健治
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５００号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島210棟505号、前住所京都府宇治市槇島町十一129番地の３
破産者　Ｒｅｖｅこと池田　正宗
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５６９号
京都市上京区一条通浄福寺東入南新在家町334番地１　ルミナス一条　305
破産者　伊藤　直美
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２４４号
大阪府貝塚市橋本684番地　２棟503号
破産者　ＴＵＲＫＥＹこと　比嘉　利恵
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第１０３号
奈良県大和郡山市柳六丁目49番地
破産者　岡田　静枝
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１０４号
奈良県大和郡山市柳六丁目49番地
破産者　岡田　恭広
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２８号
和歌山県東牟婁郡串本町串本1226番地14、前住所大阪府堺市堺区翁橋町１丁９番１―303号
破産者　稲垣　克弥
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

令和７年（フ）第１２８号
広島県尾道市栗原町11768番地33
破産者　服部　雅洋
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１４１号
広島県福山市新涯町六丁目５番７―101号
破産者　村上　泰弘
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１６７号
長崎県長崎市橋口町５番７号　メゾンド橋口106、旧住所長崎県長崎市坂本２丁目10番11―106号
破産者　福田　謙二
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４１号
長崎県諫早市栄田町６番13号　真崎アパートＤ号
破産者　川津　真紀（旧姓　野口）
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第５５号
鹿児島県霧島市隼人町真孝202番地２　メゾン隼人703
破産者　日高　裕己
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第７０号
鹿児島県姶良市西餅田2578番地２　Ｇｌａｎｚ01　109号、前住所鹿児島県姶良市西餅田145番地１　コンフォート姶良102号
破産者　中原　美保
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第２１２号
沖縄県うるま市石川伊波381番地　メゾン・エレファ　302
破産者　徳元　睦美
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第１０５号
茨城県取手市東六丁目43番15号
破産者　義村　三郎
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和６年（フ）第４０８号
茨城県水戸市双葉台１丁目17番地の５
破産者　石塚　　仁
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第６９０号
東京都小平市学園西町１丁目23番１号、破産手続開始決定時の住所埼玉県所沢市くすのき台３丁目16番地の10　サンシティ所沢２―201
破産者　水島　裕子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２７２号
埼玉県所沢市大字南永井1084番地の２
破産者　榎本　裕之
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２４２号
川崎市高津区子母口231番地１　Ｆａｒｏ501
破産者　早野　虔一
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第５３号
長野県松本市波田9796番地10　Ｃ
破産者　河合　賢治
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和７年（フ）第１９０号
静岡市清水区横砂本町３―11　プロムナードカルム202号室
破産者　望月　仁志
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１４号
静岡市駿河区西島1197番地の３シーサイドヴィラＣ101、旧住所静岡市駿河区石田１丁目18番１―301号
破産者　原　　伸好
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第７０３号
岡山市東区西大寺東２丁目３―14―５　西池方、住民票上の住所岡山市北区鹿田本町４番９号（旧住所）兵庫県西宮市山口町下山口三丁目５番30号
破産者　坂東　駿佑
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和５年（フ）第２０４号
長崎県長崎市中里町2520番地
破産者　森　　陽一
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２０２号
長崎県西海市西彼町亀浦郷911番地
破産者　浦場　行博
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２６９号
茨城県つくば市花畑３丁目20番地４　ボヌール・ペイザージュ102号、前住所茨城県桜川市下泉447番地３
破産者　平石　　渉
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（フ）第３４０９号
横浜市都筑区池辺町3893番地　ルレーヴキティ201
破産者　小椋　海舟
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０１８号
横浜市都筑区折本町52番地　メゾン・ソレイユ203
破産者　福地　明彦
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６５号
広島県呉市中央３丁目３番12―601号
破産者　野口　清一
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

令和７年（フ）第１３１号
徳島県徳島市国府町中493番地の１　グループホームえくせれんと国府、破産手続開始時の住所徳島県徳島市上八万町西山622番地
破産者　佐渡　善之
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

免責許可決定

令和８年（フ）第１１４号
福島県いわき市平字作町二丁目１番地の１作町団地２
破産者　佐藤　勝一
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和７年（フ）第８１２号
栃木県宇都宮市東宝木町３番３号　カーサ・エルドラード201
破産者　岡部　浩之
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１７２号
栃木県宇都宮市西川田南２丁目22番３号　メゾンパルティールＡ　101、前住所栃木県宇都宮市宝木町２丁目2554番地85
破産者　小曽根　実
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１８１号
栃木県宇都宮市下ケ橋町2467番地
破産者　高橋　巧美
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２０６号
栃木県塩谷郡高根沢町宝石台三丁目７番地２松原シティーⅢ　201
破産者　千葉　　剛
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３３４号
栃木県日光市瀬尾395番地17
破産者　高野　杏奈
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１０１号
千葉県成田市寺台551番地、前住所千葉県匝瑳市川向79番地
破産者　板東　正人
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１７２号
千葉県八街市榎戸923番地12　ハイツコステック105号室
破産者　根本　幸一
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第４６９号
栃木県下都賀郡壬生町安塚2066番地１　ベル・プラウド201、前住所栃木県日光市文挟町94番地51
破産者　池田　龍玄
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４７６号
栃木県鹿沼市上奈良部町102番地２
破産者　野澤　公師
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３１４号
鹿児島市石谷町2366番地203
破産者　三輪　康彦
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４２２号
栃木県宇都宮市西の宮２丁目20番14号
破産者　石原　　愛
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４４７号
栃木県宇都宮市東横田町523番地11
破産者　伊藤　　学
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４６４号
栃木県宇都宮市簗瀬４丁目３番１号　エトワール宇都宮第５　304号室
破産者　野際　博史
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４８８号
栃木県下野市下古山3366番地３　メゾン・ラフィネⅡ103
破産者　冨田　晃基
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５０２号
栃木県宇都宮市御幸本町4653番地４　モナリエ御幸本町102号室
破産者　早坂　真也
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２３０号
埼玉県越谷市宮本町５丁目231番地１　グレースＴＭ201
破産者　木村　善忠
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２８４号
埼玉県春日部市一ノ割４丁目４番５－106号、開始決定時の住所埼玉県春日部市備後東２丁目17番３号
破産者　岩永　竹法
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３３３号
埼玉県三郷市早稲田６丁目16番地10　Ｍｉｓａｔｏ　Ｗ　ＳＩＸ　105、旧住所埼玉県三郷市谷口620番地１　ソルパークス105
破産者　福田ひなの
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３４５号
埼玉県越谷市北越谷５丁目１番７号　藤コーポ東202
破産者　芳賀　克子（旧姓小林）
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３４７号
埼玉県八潮市大字大原497番地１　シュヴァルブラン白馬105
破産者　柴田　和雄
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３６５号
埼玉県越谷市蒲生茜町29番地９　クリーンウッド206
破産者　鬼塚　敦晃
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３７８号
埼玉県吉川市吉川二丁目23番地13
破産者　藤代　美香（旧姓服部）
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３８３号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根1669番地８　ハイツ90－１号
破産者　鴻巣　翔也
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４４２号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地１街区６棟202号
破産者　大場　常美
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４５７号
埼玉県三郷市戸ケ崎１丁目343番地３　ｂ’ＣＡＳＡつくば八潮Ⅱ　ｒｅ－ｂｏｒｎ103、旧住所埼玉県八潮市大字大曽根148番地３　リブリ・ヴィレッジ103
破産者　鈴木　真輔
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４６３号
埼玉県春日部市一ノ割２丁目３番52号　正和第四202―３
破産者　児玉　祐樹
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４７５号
埼玉県三郷市高州１丁目192番地５
破産者　髙橋　朋子
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４８８号
埼玉県春日部市粕壁東６丁目14番10号
破産者　中村　剛生
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５２０号
埼玉県春日部市藤塚1176番地１
破産者　黒坂　　誠
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１８１号
埼玉県深谷市上柴町東５丁目13番地５　サンハイツ塩谷105号
破産者　伊藤　和彦
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２３３号
埼玉県本庄市緑１丁目２番15号　エルディム福島Ｃ101、旧住所埼玉県熊谷市上之1489番地11
破産者　中村　歩夢
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２４７号
埼玉県本庄市駅南２丁目８番11号　エトワール本庄第二305
破産者　吉野　大樹
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２５１号
埼玉県本庄市寿３丁目２番３号　シティーホームズ本庄Ⅴ　203
破産者　角田　カトリーナこと　ツノダ　カトリーナ　ラミレス（ＴＳＵＮＯＤＡ　ＫＡＴＲＩＮＡ　ＲＡＭＩＲＥＺ）
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２６１号
埼玉県熊谷市久下1809番地２
破産者　江森　桃乃
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２６４号
埼玉県東松山市幸町12番33号　モン・シャトレ202、旧住所埼玉県東松山市高坂２丁目10番地２　ル・リアン201
破産者　櫻井　美月
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２７１号
埼玉県熊谷市箱田２―10―１　みらいＢ205（破産手続開始時の住所）埼玉県熊谷市石原572西熊谷病院、住民票上の住所埼玉県南埼玉郡宮代町本田３丁目１番29号　プチローズ101号
破産者　福﨑　小花
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１６１号
千葉県印西市小林北四丁目１番地95
破産者　鈴木　りえ
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１７５号
千葉県富里市新中沢486番地72、前住所千葉県富里市七栄650番地1525
破産者　折原　順一
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１７８号
千葉県佐倉市上志津原189番地５
破産者　加瀬多美枝
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１７９号
千葉県佐倉市上志津原189番地５
破産者　加瀬　　裕
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１８９号
千葉県四街道市めいわ２丁目11番７号
破産者　今井　玲子
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２０２号
千葉県八街市吉倉421番地37
破産者　村松　勇紀
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２０８号
千葉県八街市山田台28番地、前住所千葉県市原市千種３丁目７番８号ＰａｌｍＷｅｓｔ102号
破産者　関口　健一
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２１３号
千葉県印西市原４丁目４番地７棟101号、前住所千葉県印西市高花１丁目６番地１棟304号
破産者　岩村　裕治
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第３９８号
札幌市東区北24条東７丁目３番５―103号
破産者　三上　華海
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６９６号
札幌市中央区北４条西17丁目１番地６　グレイス美術館通り201号
破産者　安江美津子
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０３１号
札幌市東区北36条東27丁目２番１―503号
破産者　上島　　猛
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０３２号
札幌市東区北36条東27丁目２番１―503号
破産者　上島美香子
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０７０号
札幌市西区西町北20丁目２番21―303号
破産者　阿部　優人
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２６９号
札幌市中央区北４条西17丁目１番地16　ステラ美術館通103号
破産者　岸本　悠佑
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３５５号
札幌市白石区本通９丁目南８番３号　ハイツ雅35号
破産者　北山恒一郎
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３９２号
札幌市白石区川下１条８丁目５番17号　第２ハイムヤマギシ18号
破産者　奥村　友義
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３９７号
北海道千歳市新富１丁目９番16号　コーポ新富２号
破産者　糸谷　隆史
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４０３号
札幌市西区発寒５条６丁目２番10号　Ｓ・Ｔハウス１－Ｄ号
破産者　木村　　綾（旧姓宮本）
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４１４号
北海道恵庭市黄金南３丁目17番地２　（アドラーブル202号）
破産者　三浦千栄子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４３１号
札幌市北区北39条西７丁目２番18号　エレメゾン麻生５号
破産者　佐々木由紀枝
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４６２号
札幌市豊平区中の島２条２丁目５番11号　グレース中の島弐番館202号
破産者　安藤　美穂
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５１２号
札幌市白石区本郷通11丁目北２番20―202号
破産者　佐々木　伸
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５６１号
札幌市清田区清田３条２丁目２番20号　アルルⅡ
破産者　西村　祐二
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７号
北海道名寄市字大橋90番地１　北斗団地318号
破産者　山田日富美
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所名寄支部

令和８年（フ）第１４２号
青森県むつ市中央二丁目24番32号
破産者　宮崎　玲奈
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第９１号
青森県弘前市大字田町五丁目６番地５　ユニオンスクエア205号、旧住所宮城県仙台市青葉区北根一丁目１番35―502号
破産者　山田さつき
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第３９号
岩手県奥州市水沢上姉体六丁目４番地10
破産者　松本　直人
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（フ）第７２６号
仙台市宮城野区福住町５番地の９　ノートル・シャンブル105
破産者　長谷川文子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７８４号
仙台市太白区東中田４丁目18番３号　Ｓヒルコート105
破産者　田中　淳子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７９８号
宮城県黒川郡大衡村大森字鎌砥裏21番地
破産者　上遠野和香子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８４０号
仙台市太白区西中田７丁目37番３号　メゾンアンソレイユⅡ103
破産者　三上　千嘉
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５８号
茨城県神栖市太田新町３丁目３番地15　市原荘２号
破産者　佐倉　貴子（旧姓大橋）
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第６０号
茨城県神栖市平泉2137番地76　ソフィア71Ｃ203
破産者　木瀧　理香
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第６５号
茨城県鹿嶋市大字小山1029番地33
破産者　肥川　静雄
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第４８７号
栃木県宇都宮市大曽４丁目９番２号　プリムローズ103号室、前住所栃木県宇都宮市松原２丁目３番５号　メゾン・ド・ラペＡ103号室
破産者　冨岡　泰人
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４９０号
栃木県宇都宮市弥生１丁目３番10号　グループホームペンタス、前住所栃木県宇都宮市氷室町973番地150
破産者　相場　一浩
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第９４号
栃木県下野市上台393番地３
破産者　鶴見　純乃
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第１９３号
千葉県成田市中台１丁目１番地１　２棟102号
破産者　多田　敏郎
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１９５号
千葉県白井市大山口１丁目１番15号
破産者　藤川　翔太（旧姓齋藤）
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和６年（フ）第２３２０号
千葉県我孫子市泉38―３―102
破産者　杉浦　和彦
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第５０８２号
神奈川県藤沢市湘南台４丁目７－２―903、開始決定時の住所東京都江東区豊洲３丁目４－１―910
破産者　藤森　理子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第５０８４号
東京都中央区日本橋堀留町２丁目７－１－601
破産者　藤森　徹也
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第６９４９号
東京都荒川区東尾久６丁目24―10―301
破産者　高木　　創
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

△

○

令和６年（フ）第７８４３号
東京都世田谷区上野毛２丁目９－19－201
破産者　丸山　一子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６４２０号
東京都目黒区鷹番３丁目３－11－301
破産者　石井　龍彦
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７０９６号
東京都港区白金台４丁目５－９－503、住民票上の住所東京都足立区西伊興４丁目11－９
破産者　東海林椋太
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７７３５号
東京都中野区東中野４丁目11－６－103
破産者　伊藤　大透
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８５３０号
東京都葛飾区東金町４丁目26－７－302
破産者　前田　尚美
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１２９号
東京都台東区清川２丁目18－５　ふるさと清川荘
破産者　齋藤　宗太郎
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２７３号
東京都葛飾区亀有１丁目10－12－303
破産者　ムスタファ　エムデ　アハサン
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４４４号
埼玉県草加市金明町1056－17、開始決定時の住所東京都足立区西伊興３丁目５－２
破産者　高橋　裕司
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６７２号
東京都江戸川区南葛西５丁目11－12－504、住民票上の住所千葉県浦安市北栄４丁目17－43－305
破産者　平山　憲司
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９９号
東京都杉並区松ノ木３丁目31－15－303
破産者　白井貴士・白井貴大こと　白井　貴紀
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１５２７号
東京都中野区中野５丁目37－10－302
破産者　太田　恭平
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２０６４号
神奈川県横浜市港北区高田町2082－203
破産者　陰山　慶彦
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２２７８号
東京都東村山市秋津町５丁目27－18－507
破産者　園田真之佑
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３３１号
東京都葛飾区東金町５丁目20－５
破産者　宮澤　幸三
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

○

令和８年（フ）第２３４４号
東京都江戸川区船堀５丁目８－16－205
破産者　北城　民朗
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２４２６号
東京都杉並区高井戸東４丁目６－５－102
破産者　中村　憲幸
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２５３５号
東京都江戸川区松島３丁目34－19
破産者　代田　至幸
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２５３７号
神奈川県横浜市都筑区牛久保西３丁目７－12　Ａｌｉｖｉｏ中川Ｅ棟103
破産者　藤田　健治
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２６２４号
東京都品川区大崎５丁目９－９－306
破産者　佐々木昌子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２６５６号
東京都中野区本町３丁目３－２－601
破産者　小林　真義
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２６６２号
東京都豊島区千早３丁目21－１－101
破産者　小林　秀明（旧姓石井）
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２７６７号
東京都世田谷区太子堂３丁目33－１－111、開始決定時の住所東京都世田谷区太子堂２丁目11－６－202
破産者　シーオーピーこと　及川　紀浩
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２８９８号
東京都品川区東品川１丁目28－11－1004
破産者　小島　康敬
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２９１９号
東京都世田谷区鎌田３丁目33－２－204
破産者　新田　翔平
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２９７５号
千葉県白井市根1780－46
破産者　山﨑　栄作
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３０７２号
東京都練馬区田柄２丁目13－13
破産者　森本　広一
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３８９号
東京都世田谷区東玉川１丁目10－１
破産者　富本憲彦こと　盧　　憲彦
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５９８号
東京都練馬区中村北３丁目３－13－403
破産者　山崎　好江
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６０１号
東京都荒川区町屋６丁目26－２
破産者　森　　将三
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６４５号
東京都墨田区江東橋４丁目６―14―703
破産者　小林　　剛
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７３３号
神奈川県横浜市戸塚区上矢部町690―18―303、開始決定時の住所神奈川県横浜市戸塚区名瀬町333―39
破産者　後藤　美行
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８４４号
東京都江戸川区小松川１丁目２―３―2804
破産者　平田　知良
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４２１８号
東京都武蔵村山市残堀５丁目45―５
破産者　蔀　　拳太
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３８７号
東京都新宿区若松町10―17―106
破産者　山本　昌夫
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３９２号
東京都板橋区高島平１丁目49―１―307
破産者　朝比奈紀夫
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４４３１号
東京都江戸川区中葛西４丁目１―２―302
破産者　坂本　我意
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４４７５号
東京都豊島区池袋３丁目66―５―203
破産者　石田　健人
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４４７７号
東京都中野区上高田５丁目22―２―203
破産者　安達　大介
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４４９２号
東京都渋谷区上原１丁目10―12
破産者　高澤　彰男
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４５７５号
東京都足立区綾瀬２丁目23―３―503
破産者　廣木　邦昭
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４５８８号
東京都青梅市柚木町１丁目23―７
破産者　安西　直美
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６１１号
東京都足立区江北７丁目25―４―302
破産者　中竹　優仁
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６６４号
埼玉県さいたま市南区根岸４―15―４　根岸フラット１階、住民票上の住所東京都台東区元浅草１丁目20―４―1103
破産者　石井　弘人
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６６６号
神奈川県相模原市中央区横山２丁目８―17―302
破産者　半澤　義浩
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７０７号
東京都葛飾区東四つ木４丁目44―１―1605
破産者　中澤正こと　金　　政治
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７３０号
東京都目黒区柿の木坂３丁目１―４―305、申立時の住所東京都目黒区五本木２丁目42―５―301
破産者　宮腰　達也
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７３８号
東京都杉並区下井草２丁目３―５―406
破産者　水澤美也子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７８３号
東京都武蔵村山市三ツ藤１丁目８―17
破産者　伊藤　　聡
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７８７号
東京都世田谷区若林５丁目３―13―302
破産者　日比多恵子（香西多恵子）こと　日比多惠子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７９７号
東京都練馬区高野台１丁目７―20―1402
破産者　吉村　弘造
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４８２３号
東京都品川区西五反田３丁目13―23―515
破産者　竹野　雄輝
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４８３８号
埼玉県さいたま市浦和区東仲町21―12
破産者　澤田　正人
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４８４２号
東京都世田谷区宮坂３丁目18―９
破産者　淺谷　　剛
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９３９号
埼玉県戸田市本町４丁目４―４―501
破産者　芳賀　雄太郎
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９４７号
東京都西東京市ひばりが丘北３丁目３―30―303
破産者　吉澤　　朗
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９８７号
東京都足立区六月１丁目17―６―210
破産者　信岡美保子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９９７号
東京都足立区栗原２丁目19―８―101
破産者　岩渕　友香
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５００２号
東京都目黒区下目黒５丁目26―６　二光荘
破産者　赤玉工芸社こと　金木　　久
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０８３号
東京都北区浮間１丁目７－５－301
破産者　藏谷　省吾
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０９１号
東京都大田区西糀谷４丁目18－21－105
破産者　森　　健治
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１１３号
東京都西多摩郡瑞穂町大字駒形富士山309－２－203
破産者　大島　和也
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１２９号
東京都板橋区西台２丁目14－１－302
破産者　鈴木喜代子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１３４号
東京都江戸川区南小岩５丁目15－22
破産者　木村　裕二
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１４０号
東京都府中市緑町１丁目28－１－403
破産者　稲冨　　太
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１４１号
東京都江戸川区中央２丁目14－16　リビットはうすお江戸　中央101
破産者　佐々木俊博
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１６９号
東京都渋谷区円山町７－12－402
破産者　荻原　竜也
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１７０号
東京都中央区日本橋浜町１丁目10－９－501
破産者　高山　雅代
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２０２号
東京都江戸川区東葛西８丁目28－５　ファミーユ・コート恩田Ｂ303
破産者　船木　　哲
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２３０号
東京都杉並区上井草３丁目18－25　第一青木ハウス
破産者　折笠　早苗
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２３５号
東京都杉並区上井草３丁目18－25　第一青木ハウス
破産者　折笠　勇樹
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２３６号
東京都大田区東馬込１丁目49－８－201
破産者　片岡　博之
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２３９号
東京都大田区西六郷１丁目43－14　第２川口ハイム202
破産者　沼生　　誠
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２４１号
東京都練馬区練馬１丁目40－７－302
破産者　澁江　俊介
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２４６号
東京都練馬区桜台２丁目45－13－201
破産者　柳野　夏輝
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２６６号
東京都江戸川区北小岩７丁目23－10
破産者　武田　七音
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２６８号
東京都練馬区貫井４丁目10－21
破産者　長島　麻衣子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２８４号
東京都葛飾区南水元１丁目30－７－511
破産者　林マリファスこと　ハヤシ　マリファス　メッション
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２８５号
東京都調布市柴崎１丁目６－８－206、開始決定時の住所神奈川県横浜市港北区日吉１丁目19－20　日吉ガーデンハウスＢ－２
破産者　滋野　知大
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３１２号
東京都江東区豊洲３丁目６－８－1814
破産者　池田　雄二
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３１８号
東京都中央区日本橋浜町３丁目29－１－702
破産者　小檜山雄貴
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３１９号
千葉県松戸市千駄堀1489－14　藤和ライブタウン松戸新八柱Ⅱ203
破産者　山本　晴斗（旧姓渡邉）
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３２１号
東京都大田区仲六郷１丁目９－４　松葉荘11
破産者　柏木　耕一
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３２２号
東京都大田区大森本町２丁目４－９　ビバハイムＢ006
破産者　小林　弘幸
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３３６号
東京都練馬区南田中３丁目８－31－201
破産者　成岡万寿男
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３３７号
東京都渋谷区広尾２丁目１－18－401
破産者　渡邉　康教
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３３８号
東京都三鷹市深大寺２丁目28－10
破産者　大角　　広
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３４２号
東京都台東区千束４丁目48－３－101
破産者　中村スパニーこと　ナカムラスパニー
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３４７号
東京都世田谷区北烏山８丁目31―16　泉山ハイツⅡ203
破産者　関本　利惠
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３５０号
東京都日野市平山４丁目25―10―202
破産者　酒井星麗夏
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３５１号
東京都足立区一ツ家２丁目20―10　ウィンザーパレスＡ406
破産者　清水　秀樹
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３５２号
東京都葛飾区西水元１丁目８―19
破産者　清水　美希
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３５８号
東京都八王子市石川町2972―８―405
破産者　矢吹　淳吾
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３６０号
東京都中央区銀座１丁目23―４―602
破産者　大須賀千恵
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３６２号
東京都練馬区富士見台４丁目３―31―103
破産者　長谷　健一
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３６４号
東京都足立区伊興２丁目17―３―102
破産者　ド　マン　トアン
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３６５号
東京都江戸川区東葛西９丁目１―７―602
破産者　岩崎　由佳里
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３６７号
東京都杉並区和田１丁目27―３
破産者　木齊　　大
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３６９号
東京都足立区南花畑１丁目７―１　ハーモニーテラス南花畑Ⅲ　201
破産者　一条　健介
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３７０号
東京都足立区一ツ家２丁目14―15―101
破産者　望田　祐樹
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３７１号
東京都足立区一ツ家２丁目14―15―101
破産者　望田　　望（旧姓菊池）
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３７７号
東京都北区中里３丁目22―12―203
破産者　新井　孝典
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３８２号
東京都練馬区北町６丁目31―７―102
破産者　伊藤　香苗
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３８５号
東京都江戸川区北小岩７丁目23―３
破産者　高橋　七重
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３９１号
東京都墨田区堤通２丁目10―17―502
破産者　山田真由美
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３９２号
東京都江戸川区北篠崎２丁目14―21　第３四季荘Ｆ号室
破産者　小林　展子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３９５号
東京都杉並区下高井戸１丁目６―13　グリーンコート金子Ａ　303
破産者　伊藤　　愛（旧姓三吉）
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３９６号
埼玉県和光市下新倉２丁目11―19　ｅ―１ｉｔｅＢ106
破産者　遠山　尚人
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３９７号
東京都世田谷区砧５丁目18―２―306
破産者　矢次美佳子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４００号
東京都調布市深大寺東町３丁目９―25
破産者　小鷹　正文
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４０１号
東京都港区赤坂６丁目４―11―702
破産者　小山　　作
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４１９号
東京都大田区大森東１丁目３―11―306
破産者　小室　角男
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４２０号
東京都品川区南大井３丁目24―２―203
破産者　松尾　洸貴
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４２１号
東京都板橋区蓮根２丁目20―17―401
破産者　滝沢こと　瀧澤　裕一
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４２２号
東京都板橋区向原３丁目４―９―303
破産者　石川　湧也
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４２３号
東京都新宿区下落合１丁目16―７―402
破産者　阿久沢弘子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４２５号
東京都目黒区東が丘１丁目21―15　東が丘荘
破産者　松浦　　結
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４３５号
東京都足立区栗原１丁目２―１―217
破産者　牧野　元美
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４３６号
東京都足立区伊興３丁目23―29―203
破産者　須田　和宏
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４３９号
東京都板橋区新河岸２丁目10―２―202
破産者　小川正三郎
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４４１号
東京都足立区六町１丁目16―27―102
破産者　宮田　千絵
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４４２号
東京都足立区綾瀬３丁目18―10　Ｍａｉｓｏｎ　Ｒｉｖａｇｅ　Ⅱ103
破産者　遠藤　　愛
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４４５号
東京都杉並区和田１丁目55―８―203
破産者　荒木　則之
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４４６号
東京都大田区池上５丁目７―５―104
破産者　古山　　昇
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４４７号
東京都杉並区高円寺南４丁目５―６―４Ｂ第三飛騨ビル
破産者　中澤　　淳
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４９３号
東京都台東区下谷２丁目22―８―402
破産者　岩田　　唯
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４９４号
東京都葛飾区水元１丁目25―１―104
破産者　鈴木　朋子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４９６号
東京都品川区荏原１―５―８―407
破産者　藤下　敦史
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４９９号
東京都世田谷区奥沢６丁目25―10―402
破産者　大山　博子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５００号
東京都練馬区北町６丁目32―34―207
破産者　松本香世理（旧姓金井）
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５０１号
東京都墨田区向島５丁目10―６―203
破産者　荒井　直美
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５０５号
東京都足立区神明３丁目30―17―316、開始決定時の住所東京都足立区南花畑２丁目31―15―101
破産者　畝矢　京子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５０６号
東京都江戸川区松島４丁目11―14―201
破産者　倉田　浩吉
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５１１号
東京都渋谷区本町６丁目13―４―303
破産者　鈴木美奈子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５１３号
東京都港区南麻布２丁目13―12―204
破産者　ハン　コウ
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５１４号
東京都足立区舎野２丁目20―28―301
破産者　鎌田　　葉
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５４１号
東京都北区浮間３丁目１―17―105
破産者　脇山　初恵
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５４３号
東京都中野区野方３―12―４　ラ・エスポワール野方３　204
破産者　岩﨑　静香
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５４４号
東京都大田区大森北４丁目17―21　グレース宮沢101　近藤方
破産者　平山　　凌
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５４８号
東京都新宿区西新宿４丁目40―３―302
破産者　島谷　　敬
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５５２号
東京都板橋区高島平７丁目26―８―405
破産者　石井　保之
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５５５号
東京都足立区鹿浜４丁目14―14―301
破産者　齋藤いね子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５５６号
東京都荒川区南千住３丁目31―４　池田方
破産者　酒井有里子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５５７号
東京都板橋区常盤台３丁目25―５―101
破産者　吉久日奈子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５５８号
東京都多摩市馬引沢１丁目13―７―205
破産者　村田　　靖
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５５９号
東京都杉並区本天沼３丁目18―20　田辺荘７
破産者　鈴木　甚三
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５６０号
東京都世田谷区北沢３丁目５―８―202
破産者　金内　　豊
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５６３号
東京都足立区綾瀬６丁目26―13―202
破産者　前川　芳夫
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５６４号
東京都足立区綾瀬６丁目26―13―202
破産者　前川　房子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５７７号
東京都世田谷区上祖師谷４丁目25―６―306
破産者　竹中　英貴
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５８９号
東京都世田谷区梅丘１丁目53―４―102
破産者　石山奈津子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５９０号
東京都北区豊島１―33―２―501、住民票上の住所東京都北区豊島２丁目13―５
破産者　大図　英貴
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５９１号
東京都北区豊島１―33―２―501、住民票上の住所東京都北区豊島２丁目13―５
破産者　大図　温美（旧姓藤枝）
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５９２号
埼玉県志木市柏町５丁目２―11―101
破産者　本木　　揚
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５９３号
東京都豊島区池袋２丁目67―10　レジデンス渋谷２　７Ａ
破産者　片山　弦也
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５９４号
東京都中野区松が丘２丁目19―７―205
破産者　鳶坂　悟志
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５９５号
東京都中野区本町２丁目33―11　フェリスアリエスＣ棟102
破産者　中尾　直樹
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５９６号
東京都中野区丸山２丁目24―２―101
破産者　鈴木トシ子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５９７号
東京都大田区田園調布２丁目26―６　アリエッタ田園調布Ｃ　２Ｆ
破産者　加藤　大地
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５９８号
東京都渋谷区本町４丁目25―８―103
破産者　吉田　貴幸
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５９９号
東京都大田区中央７丁目６―13―101
破産者　芦田　一美
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６０２号
東京都江戸川区中葛西５丁目15―11　第１藤友ビル302、開始決定時の住所東京都江戸川区東葛西７丁目13―17　葛西荘
破産者　濵田　新一
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６０３号
東京都板橋区若木２丁目36―10―203
破産者　冨澤　優翔
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６０４号
東京都練馬区大泉学園町２丁目６―２―101
破産者　佐藤　詩織
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６０５号
東京都板橋区中台１丁目43―９　エフィール板橋２―Ａ
破産者　田中　　侑
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６５５号
東京都東大和市立野３丁目1152―１―406
破産者　丸山明日花
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６６０号
東京都葛飾区奥戸６丁目15―３―203
破産者　谷口　　茂
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６６１号
東京都墨田区太平４丁目15―13―307
破産者　須藤　浩樹
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６６４号
東京都渋谷区神泉町25―１　医療法人社団明生会セントラル介護医療院、住民票上の住所東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目１―１―501
破産者　鈴木ひろ子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６６５号
東京都足立区栗原３丁目10―19―819
破産者　中山　浩美
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６６７号
東京都足立区西新井本町１丁目８―６　華荘７号
破産者　濱野　　強
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６６８号
東京都世田谷区給田３丁目16―３―202
破産者　岡崎　勝己
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６８０号
東京都葛飾区亀有３丁目32―12　アパートメントＳ601
破産者　馬場喜代美
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６８２号
東京都八丈島八丈町大賀郷2637―27
破産者　田村　楓美（開始決定時の姓荒井）
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６８５号
東京都渋谷区本町５丁目33―３　エミールⅡ203
破産者　小野寺辰一
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６９３号
東京都世田谷区北烏山２丁目９―１―612
破産者　佃　　芳江
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６９４号
東京都練馬区貫井３丁目45―10―202
破産者　石井　麻奈
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６９５号
東京都足立区中央本町２丁目６－１―103
破産者　伊藤　義則
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６９６号
東京都足立区保木間３丁目20―６―307
破産者　上原　美織
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６９７号
東京都江東区新砂３丁目３－17―717
破産者　安部　武龍
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６９８号
東京都練馬区練馬２丁目29―43―401
破産者　高木　英行
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７００号
東京都豊島区池袋本町３丁目31―17―102
破産者　松本　　泉
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７１１号
東京都中央区月島３丁目25―９―801
破産者　神崎秀正こと　ベ　ヨンス
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７１８号
東京都大田区西蒲田８丁目２－１―328
破産者　幅　　夏美
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７２６号
東京都江戸川区船堀１丁目１―26―823
破産者　磯谷　洋和
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７２７号
東京都葛飾区南水元４丁目２―14　アスピリア　4214　201
破産者　大堀仁萌香
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７３３号
東京都板橋区東新町１丁目11―９　ドミールアキⅢ101
破産者　高橋喜代子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７３４号
東京都目黒区柿の木坂１丁目25―９　第１旭荘107
破産者　泉　美奈子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７３５号
東京都羽村市小作台２丁目17―15―307
破産者　小森　武司
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７３６号
東京都杉並区久我山５丁目８―10　山城　方
破産者　登内ゆう子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７３７号
東京都足立区舎人１丁目21―31―101
破産者　佐々木康之
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７４０号
東京都葛飾区高砂３丁目13―９―303
破産者　福地　美香
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７４１号
東京都港区南青山１丁目３－６―203
破産者　千葉　　巧
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７８５号
東京都練馬区平和台３丁目21―２―105
破産者　加藤　史彦
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７８６号
東京都大田区大森西２丁目18―23―Ｂ217
破産者　武井孝太郎
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７８７号
東京都世田谷区世田谷２丁目６―19　明建ハイツ３　207
破産者　市川千之助
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７８９号
東京都足立区梅島３丁目43―18―203
破産者　泉　　三香（旧姓宮添）
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７９１号
東京都世田谷区八幡山３丁目１－１―203
破産者　大内　昌美
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７９２号
東京都調布市多摩川５丁目４－２―302
破産者　横山　美幸
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７９３号
東京都墨田区墨田１丁目４－５―809
破産者　三浦しのぶ
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７９６号
東京都世田谷区桜新町２丁目28―14―103
破産者　神田菜々華
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７９７号
東京都新宿区中井１丁目４―10―101
破産者　鈴木伸一郎
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７９９号
東京都目黒区鷹番２丁目21－９―302
破産者　野内　康修
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８００号
東京都大田区鵜の木１丁目10―７―202
破産者　佐藤　　薫
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８０２号
東京都品川区北品川２丁目13―５
破産者　横山テツ子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８０５号
東京都葛飾区高砂６丁目13―29―206、開始決定時の住所東京都葛飾区堀切３丁目26―８―102
破産者　中西　泰大
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８０６号
東京都練馬区光が丘２丁目４―10―307
破産者　柳田　大地
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８０７号
東京都中野区野方４丁目３－２―205
破産者　小川　知也
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８３６号
東京都江戸川区南小岩２丁目１－８
破産者　福　　秀太
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８８０号
東京都江戸川区松江１丁目４―10―103
破産者　志村　春男
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８８５号
東京都八王子市片倉町461－２―303、開始決定時の住所東京都豊島区池袋３丁目３―16―308
破産者　赤崎　義光
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１５８号
静岡県富士市松岡856番地の32　シェアハウス美嵐
破産者　佐藤　君子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第４１２号
兵庫県三木市加佐365番地の１
破産者　戸田　　健
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５１１号
兵庫県三木市末広３丁目12番16号
破産者　山口　　剛
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６０８号
神戸市垂水区千代が丘２丁目３番13号　リバティ千代ケ丘402号
破産者　兒島　孝夫
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６６４号
神戸市北区ひよどり台２丁目１番地の１137棟710号、従前の住所神戸市北区山田町下谷上字中一里山14番地の１　１―304号
破産者　藤井　義一
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６７１号
神戸市垂水区塩屋町４丁目４番８号　第２窪田マンション103号
破産者　河田　一馬
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６９４号
神戸市長田区海運町７丁目３番10号　ＡＰ鷹取102号
破産者　坂本　　泉
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７２３号
神戸市兵庫区里山町１番地の284
破産者　福島　洋子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７２９号
神戸市北区君影町６丁目７番14号　グループホームめぐみの丘Ⅲ、従前の住所神戸市兵庫区兵庫町１丁目２番13号　サンシャイン兵庫601
破産者　瀬川佳与子こと瀬川佳與子（法定代理人保佐人　小山裕太）
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７３０号
兵庫県三田市武庫が丘７丁目６番地　３棟204号
破産者　門田　麻耶（旧姓倉本）
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７３６号
神戸市垂水区本多聞３丁目１―34―105、住民票上の住所神戸市西区竹の台６丁目６番地４―302号
破産者　金原　光浩こと　ＫＩＭ　ＫＷＡＮＧ　ＨＯ　金　　光浩
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７３９号
神戸市北区鈴蘭台東町２丁目６番29―303号
破産者　瀬戸　　望
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６４号
兵庫県西宮市上ケ原十番町５番43―207号
破産者　井上　綾音
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第３８０号
兵庫県尼崎市稲葉荘４丁目７番１―103号
破産者　小倉裕郁理
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４００号
兵庫県尼崎市田能１丁目11番１号　リーブル204号
破産者　竹上　侑汰
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４５６号
兵庫県尼崎市御園１丁目11番18号　101
破産者　東條　光浩
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４６０号
兵庫県尼崎市塚口町６丁目３番地の４　パークサイド塚口　102
破産者　川村　　誠
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４７６号
兵庫県尼崎市東難波町４丁目19番25―605号
破産者　古賀美保子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１６９号
広島県福山市郷分町728番地１　Ｋ団地17
破産者　山手　裕美
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１８５号
広島県福山市春日町五丁目２番33号　ハイツさとう５
破産者　三鼓　敬一
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１８７号
広島県福山市新市町大字相方223番地４　大開１―241、旧住所広島県福山市神辺町大字川南262番地１　レオパレス悠１　103
破産者　小林　賢祐
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第７７号
山口県宇部市大字小串125番地２　ジャン・セリューⅡ　Ｄ棟　101号、前住所愛知県岡崎市美合町字上長根45番地　メゾンエスポワール緑丘　106
破産者　大山　翔也
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第８３号
山口県山陽小野田市大字山川2293番地１　ロジュマンⅠ番館105号
破産者　鳩間　隆輔
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第８７号
山口県宇部市大字西岐波1552番地２
破産者　東　　宏昌
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第８８号
山口県宇部市大字西岐波1552番地２
破産者　東　マリ子
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第９７号
山口県宇部市南浜町２丁目８番35―205号　コーポ広田
破産者　金子　儀幸
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第９８号
山口県山陽小野田市大字小野田4348番地１
破産者　松沢　聖徳
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１００号
山口県宇部市開１丁目７番10―203号
破産者　相原布美江
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１０１号
山口県宇部市東平原２丁目10番19―306号、前住所山口県宇部市大字東須恵3017番地２
破産者　徳本　隆行
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１０２号
山口県宇部市鵜の島町８番32―603号
破産者　前田　和寛
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１０９号
山口県宇部市草江１丁目８番28―102号、前住所山口県宇部市亀浦２丁目６番31―２号
破産者　松本　文江
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第４４号
北海道白老郡白老町高砂町２丁目１番48号
破産者　中村美夕姫（旧姓　忠岡）
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第５２号
北海道室蘭市絵鞆町２丁目12番２―106号
破産者　渡邊比登美
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第５３号
北海道小樽市花園４丁目20番２―401号　アールフィーノ花園
破産者　竹内　晴子
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第１７９号
北海道旭川市大町２条16丁目577番地の102
破産者　熊谷芙美代
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５８号
北海道北見市幸町４丁目２番４号　ハイツサニーヒルⅢ102号
破産者　成田　勇太
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第５６号
青森県五所川原市大字広田字榊森55番地65
破産者　成田千代子
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第６２号
青森県五所川原市みどり町一丁目３番地２　市営住宅13―14
破産者　鳴海　龍栄
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第２４４号
岩手県八幡平市大更第34地割195番地２
破産者　工藤千香子
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２５１号
盛岡市みたけ六丁目３番44号
破産者　成田　雄輝
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２６３号
盛岡市高松四丁目６番７号　ビオラＫＥＩ―Ｂ棟
破産者　壺井　　猛
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２６４号
盛岡市高松四丁目６番７号　ビオラＫＥＩ―Ｂ棟
破産者　壺井芙美枝
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１０６号
宮城県東松島市あおい三丁目５番地１　市営あおい住宅16―１号室
破産者　阿部　隆志
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１０７号
宮城県東松島市あおい三丁目５番地１　市営あおい住宅16―１号室
破産者　阿部　美幸
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１１５号
宮城県石巻市渡波町１丁目５番10号　やすらぎ101号
破産者　田代　美雪
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１０７号
秋田市雄和新波字樋口48番地５　秋田市新波市営住宅１号棟
破産者　松橋　　保
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６号
山形県新庄市城南町９番28号　城南アパート２―６
破産者　曽野部　英樹
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

令和８年（フ）第１７０号
福島県郡山市大槻町字原田東13番地の138
破産者　齋藤　雄一
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第５５６号
埼玉県狭山市大字水野600番地の１　マルオカマンション102
破産者　林　　勝幸
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２０号
千葉県茂原市北塚947番地102、前住所千葉県茂原市北塚1195番地27
破産者　新條　正己
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和６年（フ）第２１７５号
東京都昭島市田中町２丁目19番３号
破産者　吉田　千文
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２０４号
東京都立川市上砂町１丁目13番地の１都営上砂町１丁目アパート18棟218号
破産者　中西　元幸
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０００号
東京都昭島市拝島町５丁目９番22号
破産者　井上　昌代
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０９５号
東京都多摩市関戸３丁目10番地の11　Ａ－203
破産者　間　亜紀子
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１０７号
東京都府中市白糸台１丁目57番地の１クレスト白糸201
破産者　大森　恵美
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１２９号
東京都東大和市仲原４丁目12番地の３サンレイクヴィラＳＵＺＵＫＩ　Ａ202
破産者　吉田　和希
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１４７号
東京都西東京市保谷町２丁目６番１号アパートメントヤギサワ302号
破産者　泉　　洋子
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１７７号
東京都日野市旭が丘４丁目７番地の５シティハイツ日野旭が丘６－503
破産者　鈴木　昭裕
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１９７号
東京都東大和市中央２丁目839番地の４ＫＳ中央マンション206
破産者　鶴見　　憲
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２０２号
東京都町田市忠生３丁目17番地２モリチョウビル309
破産者　芦川　良男
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２２７号
東京都立川市柴崎町４丁目11番14号新生寮
破産者　タナカ　エミリー　アルケーロ
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２８２号
東京都立川市砂川町４丁目６番地の10パレ・フルール304号
破産者　浅野ま友子
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２８４号
東京都武蔵野市吉祥寺北町２丁目９番２号高齢者総合福祉施設吉祥寺ホーム
破産者　加川　秀広
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３４０号
神奈川県小田原市成田35番地の１　先行舎弐号　113
破産者　赤池　正太
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３９４号
神奈川県秦野市南矢名257番地の４　エンドレス　102号
破産者　中元　美穂
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２１号
新潟県上越市大字土橋1438番地20、前住所新潟県妙高市栗原５丁目３番13号　マイカルハウス101号室
破産者　内山　瑠美
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第４３号
新潟県十日町市千年461番地１　ハイツちとせ　Ａ棟105号室、前住所新潟県十日町市松之山湯本56番地
破産者　野本　敦子
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第３８０号
静岡市清水区長崎1069番地　新光ハイツＢ－５
破産者　青島　　潔
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３８１号
静岡市清水区長崎1069番地　新光ハイツＢ－５
破産者　青島　康子
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４１９号
静岡市葵区羽鳥４丁目20番31号　コンシェール佐藤Ｂ103
破産者　待井　康惠
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９５号
三重県桑名市大字東方455番地　第三富士コーポ－311
破産者　安田珠眞美
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１９６号
三重県桑名市大字東方455番地　第三富士コーポ－311
破産者　安田　千馬
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１９８号
三重県四日市市石塚町３番38号　フォーブル四日市Ａ－102
破産者　岡本　廣道
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第７６号
広島県竹原市新庄町1147番地
破産者　中寺　博行
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第８０号
広島県呉市三条３丁目８番５号
破産者　森　　道子
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第２０２号
徳島県徳島市末広四丁目２番50－524号　末広南団地県営住宅
破産者　坂東　　龍
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０５号
徳島県徳島市北田宮二丁目12番８－106号
破産者　平澤奈緒子
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７７号
愛媛県新居浜市西町１番11－303号　レオパレスＷＥＳＴＴＯＷＮ、前住所高知県土佐市高岡町乙222番地20
破産者　堀部　広志
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第８５号
愛媛県西条市北条1539番地１　東予マンション302号、前住所大阪府堺市竹城台２丁１番１－212号
破産者　野久　晃稔（旧姓：藤田）
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第１２３号
高知市和泉町10番18号　ストロベリーフィールズ404
破産者　深瀬　正直
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１２４号
高知市和泉町10番18号　ストロベリーフィールズ404
破産者　深瀬　健弘
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７０号
高知市城山町250番地２
破産者　山本　雅治
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２１２号
高知市朝倉本町１丁目３番２－101号　県営住宅朝倉団地
破産者　山田　邦代
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２３４号
大分県臼杵市野津町大字宮原2540番地の１
篠迫住宅桜棟35号
破産者　佐藤　省吾
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２６１号
大分市敷戸東町26番９－208号
破産者　水田美香（旧姓阿南）
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２６２号
大分市大字寒田1340番地　リルームス寒田Ｂ棟212
破産者　丸尾　勇洋
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３８７号
大分市生石４丁目２番８号　ダイヤモンドビル405
破産者　尾崎　国彦
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４００号
大分市都町３丁目２番４号　ニュー井上ビル402
破産者　姫野　数一
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４０９号
大分県別府市大字内竈1242番地の１　グランドメゾン21－Ａ103号
破産者　秋月　絵理
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４４号
鹿児島県奄美市名瀬平田町８番２－31号
破産者　小川　利夫
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部２係

令和８年（フ）第４６号
鹿児島県大島郡龍郷町中勝131番地
破産者　久　　友香
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部２係

令和８年（フ）第１６号
沖縄県八重山郡竹富町字南風見50番地の93
破産者　吉村　路子
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所石垣支部

令和８年（フ）第１７号
沖縄県石垣市字大浜122番地５
破産者　崎原　則子
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所石垣支部

小規模個人再生による再生計画認可

令和８年（再イ）第１５３号
東京都新宿区下落合３－20－４－102
再生債務者　木村愼太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２１６号
東京都板橋区蓮沼町８－７－407
再生債務者　川口　貴大
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第４号
北海道標津郡中標津町桜ケ丘３丁目43番地
メゾン・ド・チロル205
再生債務者　勝山麻衣子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日　釧路地方裁判所根室支部

令和８年（再イ）第５４号
さいたま市北区奈良町107番地６
再生債務者　高橋　健二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１３３号
大阪市生野区中川５丁目９番15号
再生債務者　金井雅彦こと　金　　雅彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１７号
千葉県印西市大森3582番地５
再生債務者　秋山　次郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日　千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（再イ）第１２１号
東京都練馬区上石神井１－17－６－302
再生債務者　松原　彩花
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第５号
茨城県牛久市小坂町1912番地116
再生債務者　長岡　秀幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和８年（再イ）第１６号
埼玉県入間市扇町屋５丁目４番８号　ジェイパレス入間105
再生債務者　西浦　貴之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第１０８号
千葉県八千代市高津934番地１　高津団地２街区29棟407号
再生債務者　渡邉　健一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（再イ）第６６号
千葉県印西市小林浅間２丁目１番地90
再生債務者　飯田　寛行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日　千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（再イ）第３号
千葉県成田市稲荷山391番地348
再生債務者　藤田世津子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日　千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（再イ）第２５号
山形県上山市宮脇52番地
再生債務者　堀井　奨
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日　山形地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第６号
岡山県苫田郡鏡野町寺元423番地19
再生債務者　難波　義幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日　岡山地方裁判所津山支部

令和８年（再イ）第１７４号
愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字上市４番地５　エテルノ・フィオーレ201号
再生債務者　星　英克
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１３号
北海道小樽市住吉町５番４号
再生債務者　紅露　麻里
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日　札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（再イ）第４号
山形県鶴岡市昭和町２番19号
再生債務者　沼澤　正則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日　山形地方裁判所鶴岡支部

令和７年（再イ）第２３７号
さいたま市大宮区下町３丁目７番地１　S2914号
再生債務者　佐藤　政之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第４０号
埼玉県鶴ヶ島市大字上新田538番地42
再生債務者　一番ケ瀬友広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第２２４号
大阪市平野区喜連東１丁目７番16号
再生債務者　河合　直紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第４６号
兵庫県西宮市門戸荘14番18―101号
再生債務者　山川　恭平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第３５号
岡山県倉敷市老松町５丁目３番33号　プレミアスＶ201
再生債務者　山本　康暉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日　岡山地方裁判所倉敷支部

令和８年（再イ）第３１号
埼玉県日高市武蔵台六丁目１番地９
再生債務者　三上　茂美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第１３号
新潟県長岡市与板町与板乙5370番地
再生債務者　伊藤　圭子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和８年（再イ）第２４号
静岡県富士市鮫島363番地の８　ラ・メゾン・ジュリ203号
再生債務者　佐野　裕介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和８年（再イ）第２５号
静岡県浜松市中央区寺島町283番地の１
再生債務者　中野　智弥
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和８年（再イ）第７４号

愛知県大府市梶田町５丁目115番地の９

再生債務者　ぶっとびアセンションマスターこと　堀田　由美

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月７日

名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１１号

広島県三原市青葉台17番４号

再生債務者　守下組こと　守下　　誠

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月８日　広島地方裁判所尾道支部

令和８年（再イ）第３号

北海道根室市弥生町１丁目24番地

再生債務者　安藤　誠司

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月８日　釧路地方裁判所根室支部

令和８年（再イ）第１６号

愛知県豊橋市東小鷹野四丁目12番地21

再生債務者　馬場　優也

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月８日

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（再イ）第３１号

三重県三重郡川越町大字豊田765番地１

チェルシーサンＭＪ　Ａ棟103号

再生債務者　早川　健太

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月８日　津地方裁判所四日市支部

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　千葉県弁護士会

２　処分を受けた弁護士

氏　　名　吉川　尚志

登録番号　34063

事 務 所　千葉県千葉市中央区中央３－８－７　中央スカイビル７階　Ｙ’ｓ法律事務所

３　処分の内容　業務停止２月

４　処分が効力を生じた年月日

令和８年10月５日

令和８年10月７日　　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。

令和８年10月22日　　神奈川県教育委員会

１　失効の対象となった者の氏名及び本籍地

和才　拓真　神奈川県

２　失効した免許状の種類、授与権者、免許状授与年月日及び免許状の番号

⑴　中学校教諭一種免許状、社会、東京都教育委員会、令和７年３月31日、令６中１第2521号

⑵　高等学校教諭一種免許状、地理歴史、東京都教育委員会、令和７年３月31日、令６高１第3041号

⑶　高等学校教諭一種免許状、公民、東京都教育委員会、令和７年３月31日、令６高１第3058号

３　失効年月日　令和８年７月29日

４　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第１号該当

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。

令和８年10月22日　　神奈川県教育委員会

１　失効の対象となった者の氏名及び本籍地

松野　　鎭　神奈川県

２　失効した免許状の種類、授与権者、免許状授与年月日及び免許状の番号

⑴　幼稚園教諭一種免許状、東京都教育委員会、平成元年３月31日、平１幼１第10735号

⑵　小学校教諭一種免許状、東京都教育委員会、平成元年３月31日、平１小１第11749号

３　失効年月日　令和８年８月14日

４　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号（同法施行規則第74条の２第８号イ）該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

令和８年10月22日　　新潟県教育委員会

１　失効した免許状の種類、番号

高等学校助教諭免許状（保健体育）

令７高臨第66号

授与年月日　令和７年４月１日

授 与 権 者　新潟県教育委員会

氏　　名　桒原　瑠星

本　籍　地　新潟県

２　失効年月日　令和８年９月17日

３　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号（同法施行規則第74条の２第８号ニ）該当

教育職員免許状取上げ処分公告

次の教育職員免許状の取上げ処分を行った。

令和８年10月22日　　神奈川県教育委員会

１　処分の対象となった者の氏名及び本籍地

福本　智子　神奈川県

２　取上げ処分を行った免許状の種類、授与権者、免許状授与年月日及び免許状の番号

⑴　小学校教諭二種免許状、神奈川県教育委員会、平成28年10月７日、平28小二種第41号

⑵　小学校教諭一種免許状、神奈川県教育委員会、平成29年８月10日、平29小一種第55号

⑶　特別支援学校教諭二種免許状、知的障害者に関する教育の領域・肢体不自由者に関する教育の領域、東京都教育委員会、令和６年11月１日、令６特学２第148号

３　処分年月日　令和７年９月４日

４　失効年月日　令和７年９月５日

５　処分事由　教育職員免許法第11条第２項第２号該当

教育職員免許状取上げ処分公告

次の教育職員免許状の取上げ処分を行った。

令和８年10月22日　　神奈川県教育委員会

１　処分の対象となった者の氏名及び本籍地

福代　菊弥　神奈川県

２　取上げ処分を行った免許状の種類、授与権者、免許状授与年月日及び免許状の番号

⑴　中学校教諭一種免許状、外国語（英語）、東京都教育委員会、平成６年３月31日、平６中１第17675号

⑵　高等学校教諭一種免許状、外国語（英語）、東京都教育委員会、平成６年３月31日、平６高１第18314号

３　処分年月日　令和８年９月14日

４　失効年月日　令和８年９月15日

５　処分事由　教育職員免許法第11条第１項（同法施行規則第74条の２第８号イ）該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳の男性、身長168㎝、中肉、黒色ジャンパー、黒色長ズボン

上記の者は、令和８年３月28日午後３時49分頃千葉県印西市瀬戸11番地の南西方300ｍの地点に位置する印旛沼内で、水面に浮いて死亡しているのを発見されたもので、令和８年２月頃死亡したと推定される。死因は不明。身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市福祉部社会福祉課まで申し出てください。

令和８年10月22日

千葉県　　印西市長　藤代　健吾

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢20歳以上の男性。所持品なし。死亡日時は数年程度前と推定。下顎部が欠損した頭蓋骨のみ。

上記の者は、令和８年８月11日の午前10時頃山口県岩国市御庄の一般民家敷地内（裏山法面）で発見されました。遺骨は保管してあります。心当たりの方は、本市福祉部生活支援課まで申し出てください。

令和８年10月22日

山口県　　岩国市長　福田　良彦

無縁墳墓等改葬公告

県営土地改良事業宮古島市高阿良後地区、ほ場整備工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の祭祀者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

令和８年10月22日　　沖　縄　県

１　墳墓等所在地　沖縄県宮古島市城辺字福里954番地及び971番地

１　墳墓等の名称　不詳

１　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

１　改葬を行おうとする者　沖縄県宮古島市平良字西里1125番地　沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課管理指導班

（電話0980―72―2365）

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

札幌市手稲区星置二条八丁目二番一号

丸京有限会社

清算人　高貝　俊幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

札幌市白石区北郷五条七丁目一番三四号

丸幸有限会社

清算人　高貝　俊幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

札幌市手稲区前田八条十五丁目二番一二号

有限会社システム工房モノリス

清算人　若本　勉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

岩手県盛岡市天神町一三番二九号

有限会社岩手サンアイコスモ

清算人　髙橋　秀治

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

岩手県一関市川崎町薄衣字須崎八番地一

ゾルバ株式会社

代表清算人　カンデル　ディクシャ

解散公告

当社は、令和八年九月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

宮城県塩竈市新浜町一丁目四七番六号

有限会社丸正渡辺商店

清算人　渡邉　正人

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

宮城県多賀城市鶴ケ谷二丁目一三番五号

浜田工業株式会社

代表清算人　濱田　久晴

解散公告

当社は、令和八年九月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

茨城県石岡市杉並四丁目二番四七号

住まいるクリーンサービス株式会社

代表清算人　矢口　敏行

解散公告

当社は、令和八年十月五日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

茨城県牛久市岡見町二一〇七番地の一

浅野合同会社

代表清算人　浅野　武志

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

茨城県かすみがうら市宍倉五七五八番地の三

有限会社原田工務店

清算人　原田　和彦

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

茨城県稲敷郡阿見町南平台三丁目二九番地一三

有限会社チェリー

清算人　國枝　栄

解散公告

当法人は、令和八年五月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

茨城県水戸市吉沢町六九九番地の四

特定非営利活動法人よつ葉ナーサリー

清算人　吉澤久美子

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

埼玉県久喜市東大輪一三九番地一七

有限会社信栄商事

清算人　池田　清美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

埼玉県越谷市大字下間久里一〇六五番地一

有限会社三豊建設

清算人　飯村　豊子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

埼玉県坂戸市三光町三番二七号ホワイトハウス一〇三号室

文一合同会社

清算人　文　恵福

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

埼玉県川口市大字安行吉岡一七六五番地の一プレジール一〇三号

株式会社レスタ

代表清算人　池脇　雅之

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

埼玉県北足立郡伊奈町大字大針二九九番地一〇　株式会社田中工業

代表清算人　田中　雅之

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

埼玉県さいたま市大宮区大成町三丁目五五六番地二　株式会社康哲

代表清算人　鈴木　良夫

解散公告

当社は、令和八年九月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

埼玉県越谷市蒲生愛宕町六番七五号　有限会社ワタテツ

清算人　渡邉　祐子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日存続期間の満了により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

千葉県千葉市美浜区高洲二丁目七番六棟四〇二号　イーパオディング株式会社

代表清算人　ＴＡＮＧ　ＤＥＱＵＡＮ

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

東京都豊島区北大塚一丁目二三番一〇―一〇二号　合同会社ガーディアンパートナーズ

代表清算人　株式会社エバーヴァイン

職務執行者　佐藤　創

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

東京都豊島区北大塚一丁目二三番一〇―一〇二号　合同会社ガーディアンパートナーズ

代表清算人　株式会社エバーヴァイン

職務執行者　佐藤　創

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目四番八号ウィンド恵比寿ビル八Ｆ　株式会社ソレクティブ

代表清算人　ウォン・アレン・ダブル

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

東京都武蔵村山市大南五丁目二番地の一エステート大南公園一二―二〇一号　株式会社ナイスナイス

代表清算人　森本　達雄

解散公告

当社は、令和八年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

東京都新宿区西新宿一―二六―二新宿野村ビル四八〇八　株式会社Ｌｉｂｅｒｔｉ

代表清算人　李　昌禧

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

東京都豊島区北大塚一丁目二三番一〇―一〇二号　合同会社ガーディアンパートナーズ

代表清算人　株式会社エバーヴァイン

職務執行者　佐藤　創

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

東京都豊島区北大塚一丁目二三番一〇―一〇二号　合同会社ジェネシス

代表清算人　株式会社エバーヴァイン

職務執行者　佐藤　創

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

東京都大田区池上七丁目一一番八号　株式会社ＪＹＵＫＯＨ

代表清算人　西岡　弘則

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

東京都港区赤坂二丁目二三番一号　モグナ株式会社

代表清算人　田中　良和

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

東京都港区芝浦一丁目三番三号浜松町ライズスクエア六階　グローバルスター・ジャパン株式会社

代表清算人　安藤　浩

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

東京都大田区久が原一丁目五番七号　ナカノ建設株式会社

代表清算人　米山　圭輔

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

東京都八王子市横川町九〇五―三四　合同会社Ｆａｔａｌｉｔａ

清算人　稲垣あかね

解散公告

当社は、令和八年九月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号　Ｆｕｌｆｉｌｄ株式会社

代表清算人　ブラウン　昭サクライ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

東京都中央区日本橋三丁目九番一号日本橋三丁目スクエア一一階　ＳｋｙＫｉｃｋ株式会社

代表清算人　ジョシュア・レーン・ポー

解散公告

当会社は、令和八年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー

株式会社ＮＳＳＫ―Ｌ１

代表清算人　秋山　翔平

解散公告

当会社は、令和八年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー

株式会社ＮＳＳＫ―Ｌ２

代表清算人　秋山　翔平

解散公告

当会社は、令和八年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー

株式会社ＮＳＳＫ―Ｍ１

代表清算人　津坂　純

解散公告

当会社は、令和八年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー

株式会社ＮＳＳＫ―Ｍ２

代表清算人　津坂　純

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

東京都渋谷区富ヶ谷一丁目一四番一四号

ＡＮＩ　ＲＯＢＯＴＩＣＳ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表清算人　北岡　直二

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

東京都台東区柳橋一丁目二三番三号ＶＯＲ　Ｔ浅草橋駅前八階

合同会社モビリティファンド二号

清算人　手塚　誠

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

東京都台東区柳橋一丁目二三番三号ＶＯＲ　Ｔ浅草橋駅前八階

合同会社モビリティファンド三号

清算人　手塚　誠

解散公告

当社は、令和八年十月七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

東京都葛飾区東新小岩七―一一―三

東京緑輝商貿合同会社

代表清算人　方　智　明

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

東京都中央区日本橋室町一丁目一一番一二号日本橋水野ビル七階　ＬＲＳ株式会社

代表清算人　柳澤　もえ

解散公告

当社は、令和八年十月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

東京都千代田区平河町二丁目五番三号

株式会社ＷＥＣＯＯＫ　Ｊａｐａｎ

代表清算人　太田　賀子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号明治生命館七階ディーエルエイ・パイパー東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所内

Ｅｎｖｏｃｏｒｅ　Ｊａｐａｎ合同会社

清算人　スコット・マクルーア

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日、総社員の同意により解散いたしました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

神奈川県座間市東原一丁目一二番四の一号

合同会社クッピージャパン

代表清算人　稲福　勇也

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

神奈川県茅ヶ崎市小和田一丁目二〇番二五号

有限会社アイシン

清算人　佐保　安秀

解散公告

当社は、令和八年十月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

横浜市港北区綱島東三丁目四番四〇号

有限会社文芸旅行社

清算人　奥澤　博行

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

神奈川県横浜市中区尾上町六丁目八七番一

ダイムラービル

合同会社ファイナンシャル・インディペンデント

清算人　吉永　大介

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

神奈川県川崎市麻生区東百合丘四丁目四三番二二号

サワインターナショナル株式会社

代表清算人　吉澤　剛

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

横浜市戸塚区矢部町一三五―四二

株式会社Ｌｏｇｉｃａｌ　Ｑｕｂｉｔｓ

代表清算人　本木　裕介

解散公告

当法人は、令和八年九月二十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

神奈川県横須賀市金谷一丁目一〇番二三号

特定非営利活動法人国際架橋書会

清算人　山本　信

解散公告

当社は、令和八年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

横浜市西区北幸一丁目一一番一号

大納言株式会社

代表清算人　久保　渉

解散公告

当社は、令和八年十月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

横浜市中区末吉町一丁目六番地

有限会社森田屋

清算人　森　義晴

解散公告

当社は、令和八年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

神奈川県平塚市ふじみ野一丁目二七番一〇号

有限会社電化センターふじみ野

清算人　佐々木芳太郎

解散公告

当社は、令和八年十月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

横浜市金沢区柳町一八番二号

有限会社エンゼル薬局

代表清算人　清水　正樹

解散公告

当社は、令和八年九月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

石川県金沢市大豆田本町八一七番地二

株式会社アクトＨＤ

代表清算人　雲井　克仁

解散公告

当組合は、令和八年九月三十日開催の通常総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

福井県福井市松城町一二番七号

東部商業開発事業協同組合

清算人　小出　賢

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

福井県福井市帆谷町四―三

株式会社ドビーエスエフ

代表清算人　上田　英司

連絡先　埼玉県川口市東川口五―一三―一五―一〇七コン・アモーレ東川口

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

山梨県都留市つる三丁目六番三号二Ｆ

エスティー産業株式会社

代表清算人　小林　幸博

解散公告

当社は、令和八年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

長野市大字長野横沢町六八七番地

株式会社やまびこ

代表清算人　山本　章夫

解散公告

当社は、令和八年十月二十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

岐阜県高山市吹屋町一五二番地の二

アラタ板金有限会社

清算人　新田　哲也

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

岐阜県恵那市山岡町原一〇二三番地

有限会社山ホ鉱山

清算人　堀　恵美子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

岐阜県関市武芸川町宇多院一一〇七番地

株式会社松本紙器工業所

代表清算人　松本　和之

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

静岡県沼津市大岡二一七〇番地の一

株式会社ｋｏｅ　ｄｏｎｕｔｓ

代表清算人　橘　真之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

静岡県浜松市中央区田町二二三―二一

合同会社夕陽ケ丘コンサルタント

清算人　塩田　雄

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

名古屋市中村区椿町一三〇一番地

株式会社スギヤマ

代表清算人　杉山　典子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

愛知県豊橋市福岡町四二番地

株式会社天水

代表清算人　加藤　正子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

愛知県清須市春日東出八五番地

株式会社錦

代表清算人　早川　雅紀

解散公告

当社は、令和八年九月三十日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥いたします。

令和八年十月二十二日

名古屋市中区栄二丁目九番三号

合同会社元気市場創造ファンド1号

清算人　鈴江　正幸

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

三重県鈴鹿市若松北一丁目二八―二九

株式会社ふくろう

代表清算人　佐々木康光

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

滋賀県大津市神領二丁目三七番二六号

アーク株式会社

代表清算人　矢野　賢治

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

京都市山科区大宅桟敷二番地一五

有限会社S&S

清算人　城田　松子

解散公告

当社は、令和八年八月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

京都市南区東九条中殿田町一番地一四

株式会社GRAND　SEA　TRADE

代表清算人　渡辺　美幸

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

大阪市北区梅田二丁目一番三号

刀イマーシブ合同会社

清算人　株式会社刀

職務執行者　田村　考

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

大阪市中央区常盤町二丁目一番八号ＦＧビル大阪六〇二

日本清和投資ホールディングス株式会社

代表清算人　井手　司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

大阪府茨木市彩都あさぎ六丁目八番九号

安信商事株式会社

代表清算人　陳　栄剛

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

大阪市天王寺区生玉町一一―二九朝日プラザ高津第一　一〇八Ｚ　日本藍牛株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

大阪市大正区三軒家西三丁目四番一六号

翼棠株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

大阪市大正区三軒家西三丁目四番一六号

傑飛株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

大阪市大正区三軒家西三丁目四番一六号

中立株式会社

代表清算人　邢　亜洲

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

大阪市生野区小路東六丁目八番一七号昭和エクセルビュー東大阪一〇三―Ｇ二五

影正科技株式会社

代表清算人　王　占傑

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

大阪市中央区瓦町二丁目六番一四号高山瓦町ビル

株式会社クーラージャイアント

代表清算人　呂　禮正

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

大阪府東大阪市御厨中一丁目一四番七号
カーサヴェルデ二〇一号室
株式会社江南セムス
代表清算人　野村　哲夫

解散公告

当社は、令和八年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

大阪市中央区高津三丁目一五番一〇―一一〇八号
有限会社ノイ・アート
清算人　中崎　完仁

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

大阪市淀川区西中島七丁目八番五号
全日商株式会社
代表清算人　小鯛　稜賀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

大阪府茨木市若園町二七番七号
株式会社西田マンション
代表清算人　西田　隆

解散公告

当社は、令和八年十月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に対し債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

兵庫県神戸市西区天が岡三四番地の二
株式会社Ｃｏｍｉｑｕｅ
代表清算人　園田　薫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

兵庫県姫路市南条一〇番地二Ｔ―ＢＬＤ南条三階三〇一号室
泰進建設株式会社
代表清算人　田中　純耶

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

神戸市灘区水道筋一丁目一八五番地
有限会社居相商店
清算人　居相　隆夫

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

兵庫県姫路市八代三九二番地二
株式会社ＶＥＲＴＥＸ　ＤＲＩＶＥ
代表清算人　加古　覚

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年十月一日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

和歌山市栄谷一五一番地テレビ和歌山内
一般社団法人海と日本プロジェクトｉｎ和歌山県
代表清算人　吉川　公一

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

和歌山県田辺市文里一丁目三四番一四号
株式会社保険工房ハートワン
代表清算人　宮本　勝巳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

島根県出雲市斐川町出西二四〇五番地二
株式会社オリエンタルリリー
代表清算人　戸田　吉隆

解散公告

当社は、令和八年九月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

岡山県玉野市和田一―一六―三八
株式会社イン・スプリング
代表清算人　黒川　圭一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

岡山市北区津島京町三丁目一―三三
晴天株式会社
代表清算人　張　天宇

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

広島県福山市神辺町大字川北六六〇番地
株式会社ハイルーフ
代表清算人　村上　康久

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

広島市中区橋本町八番一四号
株式会社広島県度量衡
代表清算人　川村　公彦

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

愛媛県伊予市上野九四〇番地
遠東貿易有限会社
清算人　五百竹英二

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年五月十九日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

高知県高知市北本町三丁目四番二七号
一般社団法人海と日本プロジェクトｉｎ高知
代表清算人　土居　伸弘

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

福岡県福岡市博多区比恵町一一番一号

一般社団法人福岡移動無線センター

代表清算人　野上　正嗣

解散公告

当社は、令和八年十月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

福岡県久留米市東合川千出町一番三号

株式会社ヤマヒラ

代表清算人　梅﨑　平

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

福岡県筑後市大字熊野一二八八番地一

一般社団法人カラダの心音協会

代表清算人　釘﨑美智代

解散公告

当法人は、令和八年八月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰一五一番地一

一般社団法人南阿蘇村買い物支援サービス

清算人　久保　尭之

解散公告

当法人は、令和八年九月十五日開催の社員総会の決議により令和八年九月十五日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

大分市上野町一四番二号

一般社団法人住宅建築コーディネーター

事務所大分　代表清算人　徳永　繁三

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

大分県大分市大字皆春三二三番地の一ブルーテの丘Ａ一〇一

合同会社佳彩

清算人　高　君竜

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

鹿児島市伊敷六丁目一八番一号

有限会社ホット・クリーン

清算人　堀之内　勝

解散公告

当社は、令和八年九月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

鹿児島県霧島市牧園町宿窪田二一五八番地一

有限会社堂園自動車整備工場

清算人　堂園　陽子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

鹿児島県南九州市川辺町小野一二四九番地

有限会社南田建設

清算人　南田しく子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

鹿児島市田上二丁目二二番七号

有限会社カワハル技建

清算人　川畑　治彦

解散公告

当法人は、令和八年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

沖縄県那覇市字国場三三七番地五

一般社団法人Ｋ．ｓサポート

代表清算人　亀川　博光

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年九月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

福島県福島市飯坂町平野字館屋敷三五番地

農事組合法人アグラン

清算人　篠木　博子

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年九月十四日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

茨城県筑西市二木成一二六七番地

医療法人賛生会

清算人　小松﨑　潔

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年九月三十日に解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

沖縄県国頭郡金武町字金武三九九番地の一

医療法人いつわ会

清算人　石山　利法

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年九月十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

北海道余市郡余市町浜中町二〇五番地三

医療法人社団田中内科医院

清算人　田中　敦子

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年五月五日開催の社員総会の決議及び長野県知事の認可により、令和八年十月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

長野県駒ヶ根市赤穂一六三〇番地一

医療法人まつむら小児科医院

清算人　松村　忠雄

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月八日開催の社員総会の決議及び長野県知事の認可により、令和八年十月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告一回掲載（令和八年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

長野県伊那市西春近二六八〇番地一

医療法人元気組

清算人　野口　修

解散公告（第二回）

当法人は、社員総会の決議並びに長野県知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

長野県安曇野市堀金烏川二五八一番地

医療法人米倉医院

清算人　米倉　博之

解散公告（第二回）

当組合は、解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

大阪府守口市八雲東町一丁目一〇番一二号
パナソニックエンターテインメント&コミュニケーション労働組合
清算人　中村　勇

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

東京都府中市白糸台四丁目三九番二号
学校法人府中佼成学園
清算人　橋本　正晴

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年六月二十二日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

三重県熊野市井戸町字松原五六八番地一
宗教法人徐福廟
清算人　山田　英男

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年九月十日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

熊本県熊本市中央区本荘六丁目一二番一四号
医療法人阿部内科医院
清算人　鈴木　保子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市沼黒一六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　須藤　正美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日

埼玉県熊谷市筑波二丁目五〇番地一センターフィールド熊谷ビル六階あす綜合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　岡上　博宣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県富士見市鶴瀬西二丁目四番、最後の住所千葉市稲毛区長沼町二四七番地一六一ハートケアライフ長沼苑
被相続人　亡　西坂　隆行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日

事務所千葉市中央区新田町一番一号ＩＭＩ未来ビル五階村上・湊・佐賀法律事務所
相続財産清算人　弁護士　湊　弘美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区東中野三丁目一五番地、最後の住所千葉県我孫子市船戸三丁目一〇番一四号　被相続人　亡　坂本　士郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日

事務所千葉県柏市柏二―六―七佐山ビル三階　弁護士法人千代田オーク法律事務所柏支所
相続財産清算人　弁護士　冨田　千鶴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区荒川二丁目九番地、最後の住所千葉県市原市国分寺台中央一丁目三番地一マンション祇園三〇五号
被相続人　亡　神谷　直

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日

事務所千葉市中央区中央四丁目一七番三号袖ヶ浦ビル六階　佐野総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　町田　耀一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市丸山一丁目八〇番地、最後の住所千葉県船橋市丸山一丁目三六番一一号
被相続人　亡　新庄美和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日

事務所千葉県市川市市川南一丁目九番二三号京葉住設市川ビル五階　弁護士法人リバーシティ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　越川芙紗子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市花見川区幕張本郷三丁目三〇番、最後の住所千葉市花見川区幕張本郷三丁目三〇番四号ライオンズマンション幕張本郷第三―五〇五号　被相続人　亡　谷川　良司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日

事務所千葉市中央区新田町四番二二号サンライト六〇二　向井法律事務所
相続財産清算人　弁護士　末吉　永久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市堀川町一一番地七、最後の住所東京都大田区大森本町二丁目五番一七―四〇二号大森本町ハイツ
被相続人　亡　平田　英二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十三日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日

東京都港区虎ノ門一―一五―一二日本ガス協会ビル五階　ＬＭ虎ノ門南法律事務所
相続財産清算人　弁護士　島田　敏雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区円山町七番地、最後の住所東京都渋谷区円山町七番一四号
被相続人　亡　山口　定介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十三日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日

事務所東京都中央区銀座一丁目二四番五号パークサイド銀座五階　千葉法律事務所
相続財産清算人　弁護士　千葉　道則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区外神田三丁目三六番地、最後の住所東京都文京区本駒込三丁目二七番一号　被相続人　亡　川上　仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十三日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日

東京都千代田区内幸町二丁目一番四号日比谷中日ビル六階　三宅坂総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　大場　寿人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区太平三丁目九番地二、最後の住所東京都墨田区太平三丁目一五番二号
被相続人　亡　大沼　廣孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日

東京都千代田区大手町一―八―一ＫＤＤＩ大手町ビル一九階ときわ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　浅沼　雅人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区矢口台八九番地、最後の住所横浜市中区矢口台八九番地
被相続人　亡　宮田　誠樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日
横浜市中区尾上町三丁目三五番地
ＬＩＳＴ　ＥＡＳＴ　ＢＬＤ．五階
相続財産清算人　弁護士　村松　雄太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市磯子区洋光台三丁目一三番、最後の住所横浜市泉区上飯田町一三三一番地市営上飯田団地二三棟三〇一号
被相続人　亡　氏家　正晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月四日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日
横浜市中区山下町二〇七関内ＪＳビル八階
相続財産清算人　弁護士　原田　雅紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市金沢区瀬戸四一三八番地、最後の住所神奈川県綾瀬市寺尾北一丁目一〇番一八号（五九）
被相続人　亡　小松　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日
神奈川県横浜市中区弁天通四丁目五二番地
ナインティー横浜六階
相続財産清算人　弁護士　西田　智行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県高座郡相模原町上溝二二〇一番地、最後の住所不明
被相続人　亡　関田　兼吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年三月二十日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日
神奈川県相模原市中央区小山二丁目一〇番四―二号
相続財産清算人　司法書士　八木　貴弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市戸塚区平戸町一一三五番地二二、最後の住所横浜市保土ケ谷区権太坂三丁目一六番三一号サンバードハイツ二〇一号
被相続人　亡　菅田　年男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日
神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目一八番地五号アイズビル七階
相続財産清算人　弁護士　峯崎　雄大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢三八六番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　小林美栄子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十八日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日
事務所新潟県長岡市三和三丁目六番地一三
金子法律事務所
相続財産清算人　弁護士　金子　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県珠洲市宝立町馬渡四七字五九番地、最後の住所石川県珠洲市宝立町鵜飼一字二三番地九
被相続人　亡　細田雄一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日
石川県輪島市河井町一五部九〇番地二五
輪島ひまわり基金法律事務所
相続財産清算人　弁護士　平良　卓也

令和八年十月二十二日
神奈川県相模原市中央区小山二丁目一〇番四―二号
相続財産清算人　司法書士　八木　貴弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市戸塚区平戸町一一三五番地二二、最後の住所横浜市保土ケ谷区権太坂三丁目一六番三一号サンバードハイツ二〇一号
被相続人　亡　菅田　年男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日
神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目一八番地五号アイズビル七階
相続財産清算人　弁護士　峯崎　雄大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢三八六番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　小林美栄子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十八日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日
事務所新潟県長岡市三和三丁目六番地一三
金子法律事務所
相続財産清算人　弁護士　金子　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県珠洲市宝立町馬渡四七字五九番地、最後の住所石川県珠洲市宝立町鵜飼一字二三番地九
被相続人　亡　細田雄一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日
石川県輪島市河井町一五部九〇番地二五
輪島ひまわり基金法律事務所
相続財産清算人　弁護士　平良　卓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西区本田一丁目五番、最後の住所大阪府大阪市西区本田一丁目五番六―一二〇九号
被相続人　亡　高里八重美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日
大阪府大阪市西区江戸堀一丁目八番一七号
イーエム肥後橋八階
相続財産清算人　弁護士　山内　邦昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市夢前町前之庄八六四番地一四、最後の住所兵庫県姫路市夢前町前之庄八六四番地一四号
被相続人　亡　佐々木宏一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日
兵庫県姫路市忍町一〇三番地アドバンスエイトビル友久法律事務所
相続財産清算人　弁護士　友久　康弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県大和高田市今里町二六三番地、最後の住所奈良県大和高田市今里町一〇番一号
被相続人　亡　谷川　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内に申出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日
奈良県大和高田市大中一二番地の一　法友ビル一階　かつらぎ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　菊地　倫巨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県板野郡藍住町勝瑞字新田一三五番地一、最後の住所徳島県板野郡藍住町富吉字穂実六九番地二
被相続人　亡　近藤　芳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日
徳島県板野郡藍住町東中富字龍池傍示五二―六　ＴＯＰ藍住ＩＣ　Ｅ号室　黒木総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　黒木賢太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県那賀郡羽ノ浦町大字中庄字ハタイ五四番地、最後の住所徳島県那賀郡羽ノ浦町大字中庄字ハタイ五四番地の七
被相続人　亡　二階　宗作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日
徳島県徳島市徳島本町二丁目四二番地宮田ビル二階　端村法律事務所
相続財産清算人　弁護士　端村　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県善通寺市善通寺町一丁目三五二番地二、最後の住所香川県善通寺市文京町四丁目六番一三号
被相続人　亡　白川　和幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日
香川県丸亀市城西町二丁目四番二五号
アット丸亀ビル二階
相続財産清算人　弁護士　和田　節代

第９期決算公告　令和８年10月22日

東京都千代田区有楽町１丁目13番２号
第一生命日比谷ファースト７階
ＰＥＯＰＬＥ　ＨＯＲＩＺＯＮ株式会社
代表取締役　奥村　真介

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	423,723
	固定資産	346,966
	繰延資産	8,056
	資産合計	778,745
負債及び純資産の部	流動負債	297,290
	固定負債	118,949
	株主資本	362,505
	資本金	60,000
	資本剰余金	22,500
	資本準備金	22,500
	利益剰余金	280,005
	（うち当期純利益）	（26,447）
	負債・純資産合計	778,745

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市今福町二四三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中村　幸徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日

長崎県佐世保市高砂町一番四号グランビアビル三階Ａ号室今井法律事務所

相続財産清算人　今井　寧子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市中央区神水本町一番、最後の住所熊本市中央区小沢町一九番地一（四〇四号）

被相続人　亡　伊積　和弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日

熊本市中央区南千反畑町一四―一―二階

有斐総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　村田　晃一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県大分市松原町一丁目七番、最後の住所大分市大字葛木八一七番地葛木の里

被相続人　亡　児玉　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日

大分市賀来南一丁目一番八三―二〇二号

相続財産清算人　司法書士　藍畑　公明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府綾部市黒谷町フゴ田三番地、最後の住所大分県速見郡日出町大字大神九七七二番地七

被相続人　亡　堀井　宏志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日

大分県大分市中島西一丁目一番二八号

相続財産清算人　司法書士　工藤　克彦

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　所在　国頭郡今帰仁村字古宇利上原　地番　一〇八〇番　地目　畑　地積　三六四平方メートル

二　供託所　那覇地方法務局名護支局

三　供託番号　令和八年度金第三七二号

四　供託金額　三、〇四七、六五八円

五　裁判所　那覇地方裁判所名護支部

六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件

七　事件番号　令和六年（チ）第二号

令和八年十月二十二日

沖縄県沖縄市知花六丁目一一番三九号

所有者不明土地管理人　島袋　達志

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　川名　千恵

本籍　東京都新宿区西落合一丁目一四番

従来の住所　アメリカ合衆国

生年月日　昭和五十八年十月八日

二　供託所　東京法務局

三　供託番号　令和八年度金第二六一一六号

四　供託金額　五、五八四、六五二円

五　裁判所　東京家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第七〇五四一号

令和八年十月二十二日

東京都港区三田三丁目四番一八号　二葉ビル一〇〇四

不在者財産管理人　弁護士　面川　典子

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　被相続人　亡　南　教壹（中山キヨ子）

最後の住所　北海道河東郡上士幌町字上士幌東二線二四二番地　認知症高齢者グループホームむかし館くつろぎ

生年月日　西暦一九二七年二月三日

死亡年月日　西暦二〇二三年四月十六日

二　供託所　釧路地方法務局帯広支局

三　供託番号　令和八年度金第一七一号

四　供託金額　四二七、一〇〇円

五　裁判所　釧路家庭裁判所帯広支部

六　事件名　相続財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和五年（家）第九〇一号

令和八年十月二十二日

北海道帯広市東三条南一四丁目八番地

弁護士法人とかち平野

相続財産管理人　長谷川　亮

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　被相続人　半浴　初子

最後の住所　和歌山県紀の川市粉河四四〇番地

生年月日　昭和二十一年九月一日

死亡年月日　令和七年八月十八日

二　供託所　和歌山地方法務局

三　供託番号　令和八年度金第六二七号

四　供託金額　六、四五八、四八六円

五　裁判所　和歌山家庭裁判所

六　事件名　相続財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第一二二八号

令和八年十月二十二日

和歌山県岩出市川尻六番地の一七　浅井司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　浅井　文倫

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　被相続人　三浦　一幸

最後の住所　山口県岩国市美和町中垣内八八番地五

生年月日　昭和二十四年一月十九日

死亡年月日　令和七年十二月二日

二　供託所　山口地方法務局岩国支局

三　供託番号　令和八年度金第二二六号

四　供託金額　百三十五万一三九円

五　裁判所　山口家庭裁判所岩国支部

六　事件名　相続財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和八年（家）第七〇〇七号

令和八年十月二十二日

山口県岩国市南岩国町四丁目五六番二二号

相続財産管理人　司法書士　白木　裕二

無縁墳墓等改葬公告

当寺納骨堂にて永代安置開始から五十年以上経過し、責任者と連絡不能となっている位牌及び遺骨につきまして、此度改葬整理（位牌合祀・遺骨合葬）する事となりました。責任者及び縁故者の方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

尚、期日までにお申し出のない場合、合祀・合葬の永代形式に移行致しますのでご承知下さい。

令和八年十月二十二日

一、納骨堂の所在地　沖縄県那覇市若狭一丁目二五番五号

一、納骨堂の名称　護国寺境内納骨堂

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　宮城家元祖位牌、宮城アキヒロ、新垣文子、上地カニメガ位牌、井原音吉・ウシ、屋嘉比智偉位牌、大杉太郎、蒲戸位牌（安田家）、外間実信、山入端のり子、金城次郎・ヨネ子、新里前家位牌、高良光子、上原米吉、大城ウシ・憲、儀間ゴゼイ位牌、具志堅グジ・目差・マツ位牌、奥間トヨ、山入端立安、屋宜水子、外間カズ子、山里家位牌、下地金三、大城彦五郎、比嘉松、仲程悦子位牌、中村節也、長浜水子、仲栄真百合子、上原サヤ子、亀谷長行、長嶺有、粟国三良・ツル、橋本美恵子、安谷屋カマド、大城ミサエ、きくの霊、喜友名進、喜瀬無名子、呉屋秀夫、呉屋家先祖、島袋家位牌、栄満秀、桃原デイ子、友寄マカト、仲西水子、比嘉三郎・ツル、前上間小、三原好広、宮城家位牌、宮城ウト、モレノ俊明

一、改葬を行おうとする者　沖縄県那覇市若狭一丁目二五番五号　護国寺住職　名幸　定海

第１期決算公告

令和８年９月９日

東京都豊島区東池袋一丁目21番11号

ＪａｐａｎＰａｙ株式会社

代表取締役　片平　潤

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	100,000
	資産合計	100,000
負債及び純資産の部	流動負債	57,584
	株主資本	42,415
	資本金	88,000
	資本剰余金	12,000
	資本準備金	12,000
	利益剰余金	△57,584
	その他利益剰余金	△57,584
	（うち当期純損失）	(57,584)
	負債・純資産合計	100,000

第２期決算公告　令和８年９月29日
横浜市港北区新横浜二丁目３番地12
新横浜スクエアビル
ランテックジャパン株式会社

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	122,408
	固定資産	4,573
	資産合計	126,981
負債及び純資産の部	流動負債	154,377
	有給休暇引当金	8,108
	賞与引当金	24,242
	固定負債	40,906
	退職給与引当金	40,906
	株主資本	△68,302
	資本金	2,000
	利益剰余金	△70,302
	その他利益剰余金	△70,302
	（うち当期純利益）	（19,045）
	負債・純資産合計	126,981

第 4 期 決 算 公 告
令和８年９月 28 日
東京都豊島区東池袋一丁目21番11号
株式会社ＧＴＮコンシェルジュサービス
代表取締役　栗津　俊之

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	532,348
	固定資産	34,146
	資産合計	566,495
負債及び純資産の部	流動負債	480,282
	株主資本	86,212
	資本金	100,000
	利益剰余金	△13,787
	その他利益剰余金	△13,787
	（うち当期純利益）	（10,295）
	負債・純資産合計	566,495

第 8 期 決 算 公 告
令和８年９月 28 日
東京都新宿区西新宿七丁目５番２号
株式会社ＧＴＮキャリア
代表取締役　吉國　雄大

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	103,331
	固定資産	26,329
	資産合計	129,660
負債及び純資産の部	流動負債	192,551
	固定負債	24,248
	株主資本	△87,138
	資本金	99,700
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	△189,338
	その他利益剰余金	△189,338
	（うち当期純損失）	（16,395）
	負債・純資産合計	129,660

第 49 期決算公告　令和８年10月22日
大阪府八尾市高美町六丁目５番４号
竜田鋼業株式会社
代表取締役　佐藤　修一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	661,316
	固定資産	13,594
	合計	674,910
負債及び純資産の部	流動負債	354,186
	（うち賞与引当金）	（3,183）
	固定負債	20,434
	株主資本	300,290
	資本金	10,000
	利益剰余金	290,290
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	287,790
	（うち当期純利益）	（14,241）
	合計	674,910

第 32 期決算公告　令和８年10月22日
大阪市北区松ケ枝町１番39号
株式会社ジュッポーワークス

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	189,100
	固定資産	6,992
	資産合計	196,092
負債及び純資産の部	流動負債	44,401
	（うち賞与引当金）	（1,655）
	固定負債	104,076
	（うち役員退職慰労引当金）	（51,080）
	株主資本	47,615
	資本金	24,000
	利益剰余金	23,615
	利益準備金	3,710
	その他利益剰余金	19,905
	（うち当期純損失）	（58,865）
	負債・純資産合計	196,092

第 59 期決算公告　令和８年10月22日
静岡県富士市大渕字市十窪2463番地の10
不二軽窓販売株式会社
代表取締役　青柳　幸児

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,128,045
	固定資産	1,457,981
	資産合計	3,586,026
負債及び純資産の部	流動負債	1,174,262
	固定負債	1,561,984
	株主資本	849,780
	資本金	86,000
	資本剰余金	42,420
	利益剰余金	730,805
	利益準備金	9,000
	その他利益剰余金	721,805
	（内当期利益）	（65,318）
	自己株式	△9,445
	負債・純資産合計	3,586,026

第 36 期 決 算 公 告
令和８年９月 25 日
山梨県北杜市高根町清里3545番地5896
株式会社宇宙環境保全センター
代表取締役社長　西銘　正彦

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	198,175	流動負債	11,385
固定資産	111,665	固定負債	17,598
繰延資産	73	株主資本	280,931
		資本金	40,000
		資本剰余金	8,800
		利益剰余金	263,731
		利益準備金	2,092
		その他利益剰余金	261,639
		（うち当期純利益）	（12,976）
		自己株式	△31,600
資産合計	309,915	負債・純資産合計	309,915

第 36 期 決 算 公 告
令和８年９月 25 日
山梨県北杜市高根町清里3545番地5896
株式会社環境保全研究所
代表取締役社長　西銘　正彦

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,055,459	流動負債	88,551
固定資産	980,931	固定負債	439,692
繰延資産	36,463	株主資本	1,544,611
		資本金	60,000
		資本剰余金	760
		利益剰余金	1,509,651
		利益準備金	13,090
		その他利益剰余金	1,496,561
		（うち当期純利益）	（10,621）
		自己株式	△25,800
資産合計	2,072,855	負債・純資産合計	2,072,855

第 44 期 決 算 公 告
令和８年 10 月 22 日　三重県四日市市ときわ一丁目２番18号
アサヒグローバルホーム株式会社
代表取締役　近藤　博文

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,827	流動負債	4,605
固定資産	4,265	固定負債	2,956
繰延資産	259	退職給付引当金	47
		株主資本	2,790
		資本金	95
		資本剰余金	103
		資本準備金	3
		その他資本剰余金	100
		利益剰余金	2,592
		利益準備金	15
		その他利益剰余金	2,577
		（うち当期純利益）	（23）
資産合計	10,353	負債・純資産合計	10,353

第 64 期 決 算 公 告
令和８年 10 月 22 日　東京都中央区銀座四丁目12番19号
日章興産株式会社
代表取締役　出光　正和

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,429	流動負債	2,332
固定資産	49,842	固定負債	8,745
		株主資本	45,194
		資本金	100
		資本剰余金	18
		資本準備金	18
		利益剰余金	55,987
		利益準備金	30
		その他利益剰余金	55,957
		（うち当期純利益）	（14,955）
		自己株式	△10,911
資産合計	56,271	負債・純資産合計	56,271

第51期決算公告

令和８年10月22日
福岡市博多区博多駅前２丁目１番１号
株式会社朝日調剤薬局
代表取締役　山地　俊裕
代表取締役　藤田　篤

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	108,467
	固定資産	58,991
	資産合計	**167,458**
負純資産債及のび部	流動負債	23,658
	固定負債	0
	株主資本	143,800
	資本金	10,000
	利益剰余金	133,800
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	131,300
	（うち当期純利益）	(4,364)
	負債・純資産合計	**167,458**

第20期決算公告

令和８年９月28日
東京都豊島区東池袋一丁目21番11号
株式会社グローバルトラストネットワークス
代表取締役　後藤　裕幸

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,702,267	流動負債	2,212,653
固定資産	3,165,809	固定負債	1,733,571
		株主資本	1,911,334
		資本金	1,245,170
		資本剰余金	562,920
		資本準備金	562,920
		利益剰余金	103,243
		その他利益剰余金	103,243
		評価・換算差額等	10,517
		その他有価証券評価差額金	10,517
資産合計	**5,868,077**	**負債・純資産合計**	**5,868,077**

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	7,328,095
売上原価	2,469,357
売上総利益	4,858,737
販売費及び一般管理費	4,741,480
営業利益	117,257
営業外収益	81,929
営業外費用	43,433
経常利益	155,754
特別利益	—
特別損失	19,445
税引前当期純利益	136,308
法人税、住民税及び事業税	126,794
法人税等調整額	△230,127
当期純利益	239,640

第13期決算公告

令和８年10月22日
沖縄県石垣市真栄里354－５
いちばんざぁ２階
株式会社ＤＴＡＣ
代表取締役　髙橋　大介

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	31,326,304
	固定資産	166,607,588
	資産合計	**197,933,892**
負純資産債及のび部	流動負債	14,477,602
	固定負債	127,653,000
	株主資本	55,803,290
	資本金	25,123,172
	資本剰余金	12,573,172
	資本準備金	12,573,172
	利益剰余金	18,106,946
	繰越利益剰余金	18,106,946
	（うち当期純利益）	(207,149)
	負債・純資産合計	**197,933,892**

第44期決算公告

令和８年10月22日
茨城県笠間市笠間1473番地
株式会社システムクリエイト
代表取締役　飯村　信康

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,983
	固定資産	1,898
	繰延資産	4,326
	資産合計	**9,208**
負純資産債及のび部	流動負債	16,809
	固定負債	5,910
	株主資本	△13,511
	資本金	12,000
	利益剰余金	△25,511
	その他利益剰余金	△25,511
	（うち当期純利益）	(1,400)
	負債・純資産合計	**9,208**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十二日

株式会社システムクリエイト
代表取締役　飯村　信康

第８期決算公告

令和８年10月22日
東京都台東区台東４－33－１
株式会社さすがや
代表取締役　佐藤　貴夫

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,234,440
	固定資産	499,240
	資産合計	**1,733,680**
負純資産債及のび部	流動負債	869,922
	固定負債	374,159
	負債合計	**1,244,081**
	株主資本	489,599
	資本金	10,000
	利益剰余金	479,599
	その他利益剰余金	479,599
	（うち当期純利益）	(461,260)
	純資産合計	**489,599**
	負債・純資産合計	**1,733,680**

第53期決算公告

令和８年10月22日
熊本県熊本市東区御領六丁目６番６号
大阿蘇ハム株式会社
代表取締役　市橋徳次郎

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	167
	固定資産	857
	資産合計	**1,025**
負純資産債及のび部	流動負債	621
	株主資本	403
	資本金	90
	資本剰余金	224
	利益剰余金	89
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	63
	（うち当期純損失）	(179)
	負債・純資産合計	**1,025**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）
掲載官報　令和八年六月八日
掲載頁　六十頁（号外第一二六号）
左記のとおりです。
令和八年十月二十二日
栃木県那須塩原市上大塚新田三番地一
（甲）株式会社フードリエ
代表取締役　内田　達也
熊本県熊本市東区御領六丁目六番六号
（乙）大阿蘇ハム株式会社
代表取締役　市橋徳次郎

決算公告

令和８年９月29日
東京都千代田区紀尾井町４番１号
ＨＯＲＩＪＵＫＵ　Ａｇｅｎｃｙ株式会社
代表取締役　堀　鉄平

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,809,906
	固定資産	452,050
	資産合計	**6,261,956**
負純資産債及のび部	流動負債	3,782,825
	固定負債	1,827,602
	株主資本	651,528
	資本金	10,000
	利益剰余金	641,528
	その他利益剰余金	641,528
	（うち当期純利益）	(4,040)
	負債・純資産合計	**6,261,956**

第１期決算公告

令和８年10月22日
東京都文京区湯島四丁目４番６号
株式会社パウス
代表取締役　田村　亮介

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	24,984,081
	繰延資産	243,397
	資産合計	**25,227,478**
負純資産債及のび部	流動負債	425,070
	株主資本	24,802,408
	資本金	25,000,000
	利益剰余金	△197,592
	その他利益剰余金	△197,592
	（うち当期純損失）	(197,592)
	負債・純資産合計	**25,227,478**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十二日

東京都文京区湯島四丁目四番六号
株式会社パウス
代表取締役　田村　亮介

第 14 期決算公告　　令和８年10月22日
東京都荒川区西尾久三丁目20番４号
ＭＩＫＡＷＡＹＡ21株式会社
代表取締役　青木　慶哉
貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	73,945
	固定資産	31,397
	資産合計	105,342
負債及び純資産の部	流動負債	83,970
	株主資本	21,371
	資本金	72,760
	資本剰余金	994,751
	資本準備金	527,005
	その他資本剰余金	467,745
	利益剰余金	△1,041,139
	その他利益剰余金	△1,041,139
	（うち当期純損失）	(26,218)
	自己株式	△5,000
	負債・純資産合計	105,342

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千七百八十万円、資本準備金の額を五億三千二百四万五千五百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十二日
東京都荒川区西尾久三丁目二〇番四号
ＭＩＫＡＷＡＹＡ21株式会社
代表取締役　青木　慶哉

決算公告　　令和８年９月29日
東京都千代田区紀尾井町４番１号
株式会社ＵＭＩＴＯ　ＢＥＡＣＨ
代表取締役　堀　　鉄平
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,086
	固定資産	984,674
	資産合計	989,760
負債及び純資産の部	流動負債	5,276
	固定負債	588,000
	株主資本	396,484
	資本金	8,143
	資本剰余金	400,019
	資本準備金	203,581
	その他資本剰余金	196,438
	利益剰余金	△11,678
	その他利益剰余金	△11,678
	（うち当期純損失）	(2,581)
	負債・純資産合計	989,760

第 122 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 22 日
東京都江東区東陽七丁目１番10号
株式会社カクマル
代表取締役　幸田　正伍
貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,633,074
	固定資産	4,953,500
	合計	6,586,574
負債及び純資産の部	流動負債	553,995
	固定負債	5,943,337
	株主資本	89,241
	資本金	396,300
	利益剰余金	△307,058
	その他利益剰余金	△307,058
	（うち当期純利益）	(101,411)
	合計	6,586,574

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千六百三十万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年十月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十二日
東京都江東区東陽七丁目一番一〇号
株式会社カクマル
代表取締役　幸田　正伍

第 84 期決算公告　　令和８年９月28日
東京都北区上中里一丁目11番８号
昭和株式会社
代表取締役社長　本島　哲也
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,522,391
	固定資産	825,629
	繰延資産	9
	資産合計	6,348,030
負債及び純資産の部	流動負債	3,296,207
	固定負債	1,566,718
	株主資本	1,485,105
	資本金	100,000
	資本剰余金	85,459
	利益剰余金	1,299,646
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,274,646
	（うち当期純利益）	(131,573)
	負債・純資産合計	6,348,030

第 12 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 22 日
大阪市中央区南船場四丁目４番10号
株式会社セレクトホールディングス
代表取締役　楢﨑　浩也
貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	29,882
	固定資産	453,214
	合計	483,096
負債及び純資産の部	流動負債	373,042
	固定負債	92,908
	株主資本	17,145
	資本金	30,000
	利益剰余金	△ 12,854
	その他利益剰余金	△ 12,854
	（うち当期純利益）	(785)
	合計	483,096

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社セレクトホールディングス（住所東京都中央区銀座二丁目一二番三号）に対して当社の有価証券運用事業に関する権利義務の一部及び投資関連事業、不動産事業、コンサルティング事業、記帳代行事業、メディカルサービス事業、生命保険募集事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十二日
大阪市中央区南船場四丁目四番一〇号
株式会社セレクトホールディングス
代表取締役　楢﨑　浩也

第８期決算公告　　令和８年９月28日
東京都北区上中里一丁目11番８号
昭和ホールディングス株式会社
代表取締役社長　本島　哲也
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	60,497
	固定資産	2,585,897
	繰延資産	2,299
	資産合計	2,648,695
負債及び純資産の部	流動負債	169,381
	固定負債	1,707,543
	株主資本	771,769
	資本金	30,000
	資本剰余金	573,891
	利益剰余金	167,878
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	160,378
	（うち当期純利益）	(31,966)
	負債・純資産合計	2,648,695

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	490,178,432
	固定資産	71,554,060
	資産合計	561,732,492
負債及び純資産の部	流動負債	716,209,769
	負債合計	716,209,769
	株主資本	△154,477,277
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△164,477,277
	その他利益剰余金	△164,477,277
	（うち当期純利益）	(16,506,186)
	純資産合計	△154,477,277
	負債・純資産合計	561,732,492

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三千二十七万五千円、資本準備金の額を一億一千九百二十七万五千円減少し、それぞれ九千九百万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年八月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十二日
大阪市淀川区西中島五丁目二番五号
中島第２ビル五階
ＢＴＬ Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　マーク・ダグラス・フォティ

第 15 期決算公告　　令和８年10月22日
東京都渋谷区恵比寿西１－７－７
ＥＢＳビル２階
ＨＨ　Ｇｌｏｂａｌ株式会社
代表取締役　グロル・ナジ・ジェンク
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	940,033
	固定資産	27,190
	合計	967,223
負債及び純資産の部	流動負債	190,152
	賞与引当金	9,063
	引当金	9,289
	固定負債	934,423
	株主資本	△157,351
	資本金	9,990
	利益剰余金	△167,341
	その他利益剰余金	△167,341
	（うち当期純利益）	(78,490)
	合計	967,223

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、株主総会の決議は、令和八年十月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十二日

広島県尾道市瀬戸田町瀬戸田五一四番地
株式会社岡本電機店
代表取締役　岡本　貴心

第64期決算公告

令和８年10月22日

広島県尾道市瀬戸田町瀬戸田514番地
株式会社岡本電機店
代表取締役　岡本　貴心

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,143
	固定資産	10,274
	合計	25,417
負債及び純資産の部	流動負債	30,888
	固定負債	—
	株主資本	△ 5,470
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 25,470
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	△ 26,470
	（うち当期純損失）	(2,101)
	合計	25,417

第７期決算公告

2026年10月22日

東京都港区三田三丁目４番２号
受発注バスターズ株式会社
代表取締役　川人　寛徳

貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	70,644,438
	固定資産	156,178,457
	合計	226,822,895
負債及び純資産の部	流動負債	159,075,620
	固定負債	74,494,000
	株主資本	△6,746,725
	資本金	20,000,000
	資本剰余金	160,668,718
	資本準備金	160,668,718
	利益剰余金	△187,415,443
	その他利益剰余金	△187,415,443
	（うち当期純損失）	(187,415,443)
	合計	226,822,895

決　算　公　告

令和８年３月31日

東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
ＳｋｙＫｉｃｋ株式会社
代表取締役　ジョシュア・レーン・ポー

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	22,986,779
	合計	22,986,779
負債及び純資産の部	流動負債	165,650
	株主資本	22,821,129
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	19,821,129
	その他利益剰余金	19,821,129
	（うち当期純利益）	(481,575)
	合計	22,986,779

第11期決算公告

令和８年10月22日

香川県坂出市江尻町1571番地１
株式会社Ｒｉｓｅ興業
代表取締役　鈴木　芳美

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	42,287
	固定資産	49,755
	合計	92,042
負債及び純資産の部	流動負債	32,121
	固定負債	44,015
	株主資本	15,906
	資本金	3,000
	利益剰余金	12,906
	その他利益剰余金	12,906
	（うち当期純利益）	(9,645)
	合計	92,042

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、甲の株主総会の承認決議及び乙の総社員の同意は令和八年十月一日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。ただし乙の計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十二日

香川県坂出市江尻町一五七一番地一
（甲）株式会社Ｒｉｓｅ興業
代表取締役　鈴木　芳美
香川県坂出市谷町二丁目三番七三－一号
（乙）合同会社星興
代表社員　鈴木　星雅

第35期決算公告

令和８年10月22日

神奈川県藤沢市南藤沢４番１号
株式会社ライン管理
代表取締役　佐藤　勝彦

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	158,911
	固定資産	298,525
	資産合計	457,436
負債及び純資産の部	流動負債	43,765
	固定負債	121,754
	株主資本	291,917
	資本金	10,000
	利益剰余金	281,917
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	279,417
	（うち当期純利益）	(3,702)
	負債・純資産合計	457,436

第12期決算公告

令和８年10月22日

福岡県糟屋郡粕屋町甲仲原四丁目２番11号
株式会社シメボックス
代表取締役　上田　妙子

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	150,413,292
	固定資産	27,417,723
	資産合計	177,831,015
負債及び純資産の部	流動負債	35,179,514
	固定負債	66,750,000
	株主資本	75,901,501
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	72,901,501
	繰越利益剰余金	72,901,501
	（うち当期純利益）	(7,512,798)
	負債・純資産合計	177,831,015

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十二日

福岡県糟屋郡粕屋町甲仲原四丁目二番一一号
（甲）株式会社シメボックス
代表取締役　上田　妙子
福岡市博多区博多駅中央街五番一一号
（乙）有限会社ビリーブインターナショナル
取締役　上田　妙子

第４期決算公告

令和８年10月22日

福岡県宗像市池田1625番地１
フロンテックＰＲＯ株式会社
代表取締役　武田　宜臣

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	446,209
	固定資産	252,829
	合計	699,039
負債及び純資産の部	流動負債	177,783
	固定負債	507,052
	株主資本	14,202
	資本金	10,000
	利益剰余金	4,202
	繰越利益剰余金	4,202
	（うち当期純利益）	(5,174)
	合計	699,039

第　32　期　決　算　公　告

令和８年10月22日

東京都港区元赤坂一丁目１番７号
秋葉原大栄ビル特定目的会社
取締役　塩野　光二

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	8,634,704	流動負債	185,991
その他の資産	435,970	固定負債	8,000,522
流動資産	360,921	負債合計	8,186,513
固定資産	71,841	社員資本	884,161
繰延資産	3,208	特定資本金	100
		優先資本金	750,000
		剰余金	134,061
		当期未処分利益	134,061
		純資産合計	884,161
資産合計	9,070,675	負債・純資産合計	9,070,675

損益計算書の要旨
（自　令和８年１月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	271,695
営業費用	136,929
営業利益	134,766
営業外収益	905
営業外費用	1,401
経常利益	134,270
税引前当期純利益	134,270
法人税、住民税及び事業税	210
法人税等調整額	△0
当期純利益	134,059

第 9 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 22 日

東京都港区元赤坂一丁目１番７号

ＤＳＦ特定目的会社

取締役　金谷　正文

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	9,279,802	流動負債	102,930
その他の資産	202,135	固定負債	7,580,000
流動資産	184,399	**負債合計**	**7,682,930**
固定資産	16,717	社員資本	1,799,007
繰延資産	1,017	特定資本金	100
		優先資本金	1,620,000
		剰余金	178,907
		当期未処分利益	178,907
		純資産合計	**1,799,007**
資産合計	**9,481,937**	**負債・純資産合計**	**9,481,937**

損益計算書の要旨

（自　令和８年１月１日　至　令和８年６月30日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	343,800
営業費用	164,686
営業利益	179,113
営業外収益	509
営業外費用	15
経常利益	179,607
税引前当期純利益	179,607
法人税、住民税及び事業税	703
法人税等調整額	—
当期純利益	178,904

第 4 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 22 日

福岡県宗像市池田1740番地

フロンテック販売株式会社

代表取締役　武田　宜臣

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,500
	固定資産	775
	合計	**9,275**
負債及び純資産の部	流動負債	2,868
	株主資本	6,407
	資本金	1,000
	利益剰余金	5,407
	繰越利益剰余金	5,407
	（うち当期純利益）	(2,123)
	合計	**9,275**

第 4 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 22 日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

早島４ロジスティック特定目的会社

取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
その他の資産	10,271,920	流動負債	133,005
流動資産	10,270,509	**負債合計**	**133,005**
繰延資産	1,410	**社員資本**	**10,138,914**
		特定資本金	150
		優先資本金	5,156,000
		剰余金	4,982,764
		当期未処分利益	4,982,764
その他の資産合計	10,271,920	**純資産合計**	**10,138,914**
合計	**10,271,920**	**合計**	**10,271,920**

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨

（自　令和７年10月１日　至　令和８年８月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	17,936,294
営業費用	12,923,617
営業利益	5,012,676
営業外収益	544
営業外費用	521
経常利益	5,012,700
税引前当期純利益	5,012,700
法人税、住民税及び事業税	2,574
当期純利益	5,010,125
前期繰越損失	27,361
当期未処分利益	4,982,764

第 50 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 22 日

宮崎市堀川町195番地

株式会社マエムラ

代表取締役　前村　幸夫

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,793,306
	固定資産	3,817,046
	資産合計	**8,610,352**
負債及び純資産の部	流動負債	2,553,326
	固定負債	822,515
	株主資本	5,234,511
	資本金	20,000
	利益剰余金	5,259,691
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	5,254,691
	（うち当期純利益）	(177,467)
	自己株式	△45,180
	負債・純資産合計	**8,610,352**

第 11 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 22 日

東京都港区南麻布１―27―22―１階

アザブＴＭＫ特定目的会社

取締役　ジョセフ・リー

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	1,554,372	流動負債	14,296
その他の資産	321,690	固定負債	175,944
流動資産	321,011	**負債合計**	**190,241**
固定資産	678	社員資本	1,685,821
投資その他の資産	678	特定資本金	50
		優先資本金	1,600,000
		剰余金	85,771
		当期未処分利益	85,771
		純資産合計	**1,685,821**
資産合計	**1,876,063**	**負債・純資産合計**	**1,876,063**

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨

（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	140,935
営業費用	53,822
営業利益	87,113
営業外収益	33
経常利益	87,147
税引前当期純利益	87,147
法人税、住民税及び事業税	1,405
法人税等調整額	△29
当期純利益	85,771
当期未処分利益	85,771

第 16 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 22 日

東京都品川区大崎一丁目11番８号

一般社団法人日税連税法データベース

代表理事　北島　則行

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	290,807
	固定資産	106,418
	合計	**397,225**
負味債財及産びの正部	流動負債	23,685
	固定負債	11,519
	負債合計	**35,204**
	指定正味財産	—
	一般正味財産	362,021
	正味財産合計	**362,021**
	合計	**397,225**

第１期決算公告

令和８年10月22日

北海道虻田郡倶知安町北四条東一丁目１番１号

スノーモービー株式会社

代表取締役　チェン・アレクサンド・ガオチュワン

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,647
	固定資産	0
	合計	**4,647**
負債及び純資産の部	流動負債	12
	固定負債	0
	株主資本	4,635
	資本金	5,000
	利益剰余金	△364
	その他利益剰余金	△364
	（うち当期純損失）	(364)
	合計	**4,647**

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十二日

北海道虻田郡倶知安町北四条東一丁目一番一号

スノーモービー株式会社

代表取締役　チェン・アレクサンド・ガオチュワン

第 148 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 22 日

神奈川県川崎市麻生区千代ヶ丘２―４―14

公益財団法人久敬社

理事長　峰　　潔志

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	210,551
	固定資産	1,492,106
	合計	**1,702,657**
負味債財及産びの正部	流動負債	305
	固定負債	3,547
	負債合計	**3,852**
	一般正味財産	1,698,805
	正味財産合計	**1,698,805**
	合計	**1,702,657**

第66期決算公告

令和８年10月22日
岩手県大船渡市盛町字下舘下５番地９
共立電気株式会社
代表取締役　東　信一

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	106,284
	固定資産	74,615
	合計	180,899
負債及び純資産の部	流動負債	10,574
	固定負債	1,645
	株主資本	168,680
	資本金	10,000
	利益剰余金	158,680
	利益準備金	4,000
	別途積立金	450
	繰越利益剰余金	154,230
	（うち当期純損失）	(3,724)
	合計	180,899

決算公告

令和８年10月22日
東京都中央区日本橋浜町二丁目17番９号
美術館ビル３階
株式会社日本橋トラベラーズクラブ
代表取締役　白鳥　雅之

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	176,638
	固定資産	83,610
	合計	260,249
負債及び純資産の部	流動負債	99,182
	固定負債	93,866
	株主資本	67,200
	資本金	67,000
	利益剰余金	200
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	190
	（うち当期純利益）	(6,912)
	合計	260,249

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し、四千七百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、株主総会の決議は令和八年九月八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十二日
東京都中央区日本橋浜町二丁目一七番九号
美術館ビル三階
株式会社日本橋トラベラーズクラブ
代表取締役　白鳥　雅之

第26期決算公告

令和８年10月22日
岩手県北上市鬼柳町笊渕64番地２
株式会社北日本システム住宅
代表取締役　佐藤　幸夫

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	111,375
	固定資産	27,763
	合計	139,138
負債及び純資産の部	流動負債	40,547
	固定負債	69
	株主資本	98,522
	資本金	4,450
	利益剰余金	94,072
	利益準備金	890
	別途積立金	40,000
	繰越利益剰余金	53,182
	（うち当期純利益）	(1,064)
	合計	139,138

第29期決算公告

令和８年10月22日
横浜市南区高根町三丁目17番地12
株式会社龍頭
代表取締役　疋田　宏之

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20,382
	固定資産	5,765
	合計	26,147
負債及び純資産の部	流動負債	14,480
	固定負債	2,000
	株主資本	9,666
	資本金	10,000
	利益剰余金	△333
	その他利益剰余金	△333
	（うち当期純損失）	(1,538)
	合計	26,147

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少し、二百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十二日
横浜市南区高根町三丁目一七番地一二
株式会社龍頭
代表取締役　疋田　宏之

第16期決算公告

令和８年10月22日

東京都港区六本木七丁目７番７号

レンドリース株式会社

代表取締役社長　リー・シンイー

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	△378,656
	固定資産	17,780
	合計	△360,876
負債及び純資産の部	流動負債	261,993
	税務申告報酬引当金	1,454
	賞与引当金	57,892
	有給休暇引当金	12,782
	退職給与引当金	5,645
	固定負債	7,992
	賞与引当金　長期	7,992
	株主資本	△630,862
	資本金	92,000
	資本剰余金	90,907
	資本準備金	90,907
	利益剰余金	△813,770
	その他利益剰余金	△813,770
	（うち当期純利益）	(164,924)
	合計	△360,876

第36期決算公告

令和８年10月22日
富山市大泉本町二丁目18番８号
株式会社千翠商事
代表取締役　千田　喜造

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,111
	固定資産	57,025
	合計	60,136
負債及び純資産の部	流動負債	321
	固定負債	51,085
	株主資本	8,730
	資本金	30,000
	利益剰余金	△21,270
	利益準備金	530
	その他利益剰余金	△21,800
	（うち当期純損失）	(19,241)
	合計	60,136

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十二日
富山市大泉本町二丁目一八番八号
株式会社千翠商事
代表取締役　千田　喜造

第75期決算公告

令和８年10月22日
京都市西京区大原野西境谷町四丁目４番地の２
株式会社阿け美商店
代表取締役　吉岡　利子

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	117,084,118
	固定資産	121,399,867
	合計	238,483,985
負債及び純資産の部	流動負債	5,774,476
	固定負債	44,331,362
	株主資本	188,378,147
	資本金	18,000,000
	利益剰余金	170,378,147
	利益準備金	16,000,000
	その他利益剰余金	154,378,147
	（うち当期純利益）	(7,276,221)
	合計	238,483,985

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年九月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十二日
京都市西京区大原野西境谷町四丁目四番地の二
株式会社阿け美商店
代表取締役　吉岡　利子

第45期決算公告

令和８年10月22日
鹿児島県出水市浦田町139番地
梅田鉄工株式会社
代表取締役　梅田　貴博

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	147,269
	固定資産	118,415
	資産合計	265,685
負債及び純資産の部	流動負債	129,499
	負債合計	129,499
	株主資本	136,185
	資本金	12,000
	利益剰余金	124,185
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	121,185
	（うち当期純損失）	(16,843)
	純資産合計	136,185
	負債・純資産合計	265,685

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十二日
鹿児島県出水市浦田町一三九番地
梅田鉄工株式会社
代表取締役　梅田　貴博

第78期決算公告

令和８年10月22日
宮崎市吉村町長田甲2375番地１
株式会社田中書店
代表取締役　田中　良朋

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	124,830
	固定資産	555,149
	資産合計	679,980
負債及び純資産の部	流動負債	45,187
	固定負債	294,416
	株主資本	340,376
	資本金	10,000
	利益剰余金	330,376
	利益準備金	3,500
	その他利益剰余金	326,876
	（うち当期純損失）	(43,165)
	負債・純資産合計	679,980

第64期決算公告

令和８年10月22日　東京都中央区日本橋馬喰町一丁目７番16号
株式会社エトワール海渡
代表取締役　早川謹之助

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,349	流動負債	716
固定資産	12,744	固定負債	106
繰延資産	127	負債合計	822
		株主資本	15,398
		資本金	240
		資本剰余金	1
		資本準備金	1
		利益剰余金	22,657
		利益準備金	55
		その他利益剰余金	22,602
		（うち当期純損失）	(587)
		自己株式	△7,500
		純資産合計	15,398
資産合計	16,220	負債・純資産合計	16,220

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十二日
東京都中央区日本橋馬喰町一丁目七番一六号
株式会社エトワール海渡
代表取締役　早川謹之助

決算公告

令和８年10月22日
青森県南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田63番地
株式会社フジコーポレーション
代表取締役社長　田中　隆典

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	69,975,270
	固定資産	250,345,329
	資産合計	320,320,599
負債及び純資産の部	流動負債	21,719,820
	固定負債	181,068,820
	株主資本	117,531,959
	資本金	90,000,000
	利益剰余金	27,531,959
	その他利益剰余金	27,531,959
	（うち当期純利益）	(11,214,014)
	負債・純資産合計	320,320,599

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.realq.co.jp/
（乙）左記のとおりです。

令和八年十月二十二日
東京都渋谷区神宮前六丁目三四番二三号ＯＰ・ＳＴ・Ｍ・１Ｄ
（甲）株式会社リアルクオリティ
代表取締役ＣＥＯ　小林　豪
青森県南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田六三番地
（乙）株式会社フジコーポレーション
代表取締役社長　田中　隆典

第37期決算公告

令和８年10月22日
福岡市博多区博多駅前三丁目９番５―911号
株式会社国際美容メディカル研究所
代表取締役　荒木　義雄

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	14,936
	固定資産	187,563
	合計	202,499
負債及び純資産の部	流動負債	13,133
	固定負債	93,826
	株主資本	95,540
	資本金	10,000
	利益剰余金	85,540
	その他利益剰余金	85,540
	（うち当期純利益）	(6,658)
	合計	202,499

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十二日
福岡市博多区博多駅前三丁目九番五―九一一号
（甲）株式会社国際美容メディカル研究所
代表取締役　荒木　義雄
福岡市博多区博多駅前三丁目九番五―九一一号
（乙）有限会社オイコット・インターナショナル
代表取締役　荒木　千恵

官報

「官報」は、法律、政令、条約、府省令、告示、公告等、様々な事項を掲載する国の公報です。行政機関の休日を除き、毎日午前８時３０分に官報発行サイトにおいて発行され、直近９０日間の「官報」を閲覧・ダウンロードすることが可能です。「官報」には内閣府の電子署名とタイムスタンプを付与し、その真正性を確保しています。

https://www.kanpo.go.jp

内閣府

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十二日

千葉市中央区浜野町一二〇一番地一

（甲）株式会社東秀開発

代表取締役　河部　竜二

千葉市中央区浜野町一二〇一番地一

（乙）東秀農育株式会社

代表取締役　河部　竜二

第16期決算公告

令和８年10月22日

千葉市中央区浜野町1201番地１

株式会社東秀開発

代表取締役　河部　竜二

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	240,191
	固定資産	416,587
	資産合計	656,779
負純資産の債及び部	流動負債	146,144
	固定負債	333,954
	株主資本	176,680
	資本金	5,000
	利益剰余金	171,680
	その他利益剰余金	171,680
	（うち当期純利益）	(2,694)
	負債・純資産合計	656,779

第５期決算公告

令和８年10月22日

千葉市中央区浜野町1201番地１

東秀農育株式会社

代表取締役　河部　竜二

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	29,684
	固定資産	99,291
	繰延資産	7,160
	資産合計	136,135
負純資産の債及び部	流動負債	19,643
	固定負債	197,236
	株主資本	△80,743
	資本金	3,000
	利益剰余金	△83,743
	その他利益剰余金	△83,743
	（うち当期純損失）	(23,730)
	負債・純資産合計	136,135

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の美容事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十二日

東京都中央区銀座二丁目一二番三号

（甲）株式会社ドクターセレクト

代表取締役　楢﨑　浩也

東京都中央区銀座二丁目一二番三号

（乙）株式会社セレクトビューティー

代表取締役　楢﨑　浩也

第16期決算公告

令和８年10月22日

東京都中央区銀座二丁目12番３号

株式会社ドクターセレクト

代表取締役　楢﨑　浩也

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	368,637
	固定資産	385,486
	合計	754,123
負純資産の債及び部	流動負債	89,583
	固定負債	439,897
	株主資本	224,643
	資本金	30,000
	利益剰余金	194,643
	その他利益剰余金	194,643
	（うち当期純利益）	(10,569)
	合計	754,123

第23期決算公告

令和８年10月22日

東京都中央区銀座二丁目12番３号

株式会社セレクトビューティー

代表取締役　楢﨑　浩也

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	682,024
	固定資産	1,302,702
	合計	1,984,727
負純資産の債及び部	流動負債	339,499
	固定負債	1,311,908
	株主資本	333,318
	資本金	30,000
	利益剰余金	303,318
	その他利益剰余金	303,318
	（うち当期純利益）	(10,943)
	合計	1,984,727

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十二日

川崎市多摩区菅北浦三丁目一二番二九号

（甲）株式会社日東

代表取締役　仲村　陽一

東京都町田市野津田町三三番地一

（乙）株式会社俵屋

代表取締役　宮本弘二郎

決算公告

令和８年10月22日

川崎市多摩区菅北浦三丁目12番29号

株式会社日東

代表取締役　仲村　陽一

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	756,473
	固定資産	2,463,663
	合計	3,220,136
負純資産の債及び部	流動負債	438,121
	固定負債	783,559
	株主資本	1,998,456
	資本金	28,000
	利益剰余金	1,970,456
	利益準備金	1,084
	その他利益剰余金	1,969,372
	（うち当期純利益）	(51,523)
	合計	3,220,136

決算公告

令和８年10月22日

東京都町田市野津田町33番地１

株式会社俵屋

代表取締役　宮本弘二郎

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	423,797
	固定資産	156,784
	合計	580,581
負純資産の債及び部	流動負債	52,130
	固定負債	10,858
	株主資本	517,593
	資本金	13,000
	利益剰余金	504,593
	利益準備金	3,180
	その他利益剰余金	501,413
	（うち当期純利益）	(9,799)
	合計	580,581

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十二日

名古屋市中区栄一丁目一二番五号

（甲）株式会社コスモス財産コンサルタンツ

代表取締役　野田賢次郎

名古屋市中区栄一丁目一二番一〇号

（乙）株式会社コスモス・インシュアランス・ブローカーズ

代表取締役　三村　琢磨

第22期決算公告　令和８年10月22日

名古屋市中区栄一丁目12番５号

株式会社コスモス財産コンサルタンツ

代表取締役　野田賢次郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	93,665
	固定資産	552,528
	合計	646,194
負純資産の債及び部	流動負債	1,570
	固定負債	335,000
	株主資本	309,623
	資本金	4,000
	資本剰余金	218,072
	その他資本剰余金	218,072
	利益剰余金	87,550
	その他利益剰余金	87,550
	（うち当期純利益）	(58,510)
	合計	646,194

第29期決算公告　令和８年10月22日

名古屋市中区栄一丁目12番10号

株式会社コスモス・インシュアランス・ブローカーズ

代表取締役　三村　琢磨

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,504
	固定資産	11,038
	合計	22,542
負純資産の債及び部	流動負債	84
	株主資本	22,458
	資本金	10,000
	利益剰余金	14,458
	利益準備金	615
	その他利益剰余金	13,843
	（うち当期純損失）	(1,204)
	自己株式	△2,000
	合計	22,542

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十月十三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十二日

大阪府摂津市三島三丁目一六番六一号
（甲）アクトメンテナンス株式会社
代表取締役　延命　喜春

大阪府摂津市三島三丁目一六番六一号
（乙）株式会社延命設備工業
代表取締役　延命　喜春

貸借対照表の要旨（令和３年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	73,115,193
	固定資産	29,482,153
	繰延資産	227,334
	合計	102,824,680
負純資産債及びの部	流動負債	53,358,124
	固定負債	57,790,500
	株主資本	△8,323,944
	資本金	15,000,000
	利益剰余金	△23,323,944
	その他利益剰余金	△23,323,944
	（うち当期純利益）	(27,609,471)
	合計	102,824,680

第 31 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 22 日

大阪府摂津市三島三丁目16番61号

アクトメンテナンス株式会社

代表取締役　延命　喜春

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	73,115,193
	固定資産	29,482,153
	繰延資産	227,334
	合計	102,824,680
負純資産債及びの部	流動負債	53,358,124
	固定負債	57,790,500
	株主資本	△8,323,944
	資本金	15,000,000
	利益剰余金	△23,323,944
	その他利益剰余金	△23,323,944
	（うち当期純利益）	(27,609,471)
	合計	102,824,680

第 37 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 22 日

大阪府摂津市三島三丁目16番61号

株式会社延命設備工業

代表取締役　延命　喜春

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	4,299,448
	固定資産	200,603
	合計	4,500,051
負純資産債及びの部	流動負債	1,233,831
	固定負債	21,719,140
	株主資本	△18,452,920
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△28,452,920
	その他利益剰余金	△28,452,920
	（うち当期純利益）	(585,422)
	合計	4,500,051

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十月十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十二日

兵庫県西宮市神楽町六一番地
（甲）明美興業株式会社
代表取締役　桑原　桂子

兵庫県西宮市松園町一〇番五四号
（乙）冨士株式会社
代表取締役　桑原　桂子

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	25,412
	固定資産	95,935
	合計	121,348
負純資産債及びの部	流動負債	106,173
	株主資本	15,174
	資本金	10,000
	利益剰余金	5,174
	利益準備金	75
	その他利益剰余金	5,099
	（うち当期純損失）	(1,577)
	合計	121,348

第 67 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 22 日

兵庫県西宮市神楽町61番地

明美興業株式会社

代表取締役　桑原　桂子

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	25,412
	固定資産	95,935
	合計	121,348
負純資産債及びの部	流動負債	106,173
	株主資本	15,174
	資本金	10,000
	利益剰余金	5,174
	利益準備金	75
	その他利益剰余金	5,099
	（うち当期純損失）	(1,577)
	合計	121,348

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十二日

広島市中区八丁堀一四番四号ＪＥＩ広島八丁堀ビル六階
（甲）株式会社フロンティア・サンワ
代表取締役　中川　大輔

山口県岩国市玖珂町三九二五番地
（乙）株式会社フロンティア西日本
代表取締役　中川　大輔

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,901,786
	固定資産	8,230,672
	合計	12,132,458
負純資産債及びの部	流動負債	2,799,051
	固定負債	8,242,419
	株主資本	1,090,988
	資本金	21,000
	利益剰余金	1,088,488
	利益準備金	5,250
	その他利益剰余金	1,083,238
	（うち当期純利益）	(585,218)
	自己株式	△ 18,500
	合計	12,132,458

第 42 期決算公告

令和８年10月22日

広島市中区八丁堀14番４号
ＪＥＩ広島八丁堀ビル６階
株式会社フロンティア・サンワ
代表取締役　中川　大輔

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,901,786
	固定資産	8,230,672
	合計	12,132,458
負純資産債及びの部	流動負債	2,799,051
	固定負債	8,242,419
	株主資本	1,090,988
	資本金	21,000
	利益剰余金	1,088,488
	利益準備金	5,250
	その他利益剰余金	1,083,238
	（うち当期純利益）	(585,218)
	自己株式	△ 18,500
	合計	12,132,458

第 13 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 22 日

山口県岩国市玖珂町3925番地
株式会社フロンティア西日本
代表取締役　中川　大輔

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	64,075
	固定資産	69,626
	合計	133,702
負純資産債及びの部	流動負債	7,610
	固定負債	—
	株主資本	126,091
	資本金	3,000
	利益剰余金	123,091
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	120,591
	（うち当期純損失）	(48,248)
	合計	133,702

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十二日

福井県敦賀市津内六七号三番地の五
（甲）岡本エンジニアリング株式会社
代表取締役　国京　剛志

福井県敦賀市津内六七号一五番地の一
（布田町）
（乙）株式会社岡本グループホールディングス
代表取締役　角谷　雅和

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	533,941
	固定資産	442,403
	繰延資産	302
	合計	976,648
負純資産債及びの部	流動負債	91,580
	固定負債	214,171
	株主資本	670,896
	資本金	20,000
	利益剰余金	663,445
	利益準備金	1,040
	その他利益剰余金	662,405
	（うち当期純利益）	(16,731)
	自己株式	△12,549
	合計	976,648

決　算　公　告

令和８年 10 月 22 日

福井県敦賀市津内67号15番地の１（布田町）

株式会社岡本グループホールディングス

代表取締役　角谷　雅和

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	43,865
	固定資産	15,104
	合計	58,969
負純資産債及びの部	流動負債	4,507
	株主資本	54,461
	資本金	8,000
	利益剰余金	46,461
	その他利益剰余金	46,461
	（うち当期純損失）	(19,386)
	合計	58,969

令和８年10月22日

福井県敦賀市津内67号３番地の５
岡本エンジニアリング株式会社
代表取締役社長　国京　剛志

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	533,941
	固定資産	442,403
	繰延資産	302
	合計	976,648
負純資産債及びの部	流動負債	91,580
	固定負債	214,171
	株主資本	670,896
	資本金	20,000
	利益剰余金	663,445
	利益準備金	1,040
	その他利益剰余金	662,405
	（うち当期純利益）	(16,731)
	自己株式	△12,549
	合計	976,648